

第4次寒河江市地域福祉計画

(案)

令和8年 月

寒 河 江 市

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 他計画との関係	5
4. 計画期間	6
5. 計画の対象・範囲	7
6. 地域共生社会の実現に向けて	8

第2章 本市の現状と課題

1. 人口と世帯の状況	9
2. 少子高齢化の状況	11
3. 要援護者の状況	15
4. 地域資源	19
5. アンケート結果からの課題整理	25
6. 福祉に関する個別計画の現状	28
7. 第3次寒河江市地域福祉計画の進捗状況等	30
8. 各分野における近年の制度改正の状況等	32

第3章 計画の基本方針

1. 基本理念	33
2. 基本目標	33
3. 施策の体系図	34

第4章 施策の方向

1. 基本目標1：地域に関わる人づくり	35
2. 基本目標2：みんなで支え合う地域づくり	38
3. 基本目標3：安全・安心に暮らせる住みよい環境づくり	41

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制	50
2. 計画の進行管理	51

資料編

1. 計画の策定経過	52
2. 寒河江市地域福祉計画策定・推進委員会設置要綱	53
3. 寒河江市地域福祉計画策定・推進委員会委員名簿	55
4. アンケート調査の結果	56
5. 民生委員・児童委員の実績	82
6. 高齢者福祉の実績	83
7. 障がい者福祉の実績	86
8. 生活困窮者福祉の実績	96
9. 児童福祉の実績	97
10. 母子・寡婦福祉の実績	98

第1章

計画の概要

1. 計画策定の趣旨

本市では、「寒河江市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「寒河江市障がい者基本計画」「寒河江市子ども子育て支援事業計画」「健康さがえ21」「いのち支える寒河江市自殺対策計画」などの個別計画を総合的に推進するため、令和3年3月に「第3次寒河江市地域福祉計画」を策定しました。「互いに声かけ支えあう 笑顔あふれるまち寒河江」を基本理念に、住み慣れた地域で、子どもからお年寄りまで誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指し、市民の参画と協働により誰もが支え合う地域共生社会の実現のため、計画の推進に取り組んできました。

しかし、少子高齢化の進展は続いている、核家族や高齢者ののみの世帯、高齢者のひとり暮らし世帯の増加により、家族間の支え合いや地域のつながりの希薄化など、地域を取り巻く環境は大きく変化しています。さらに近年における、地震・豪雨などの大規模災害や新たな感染症の発生により、地域の防災力の強化、新しい生活様式への対応が求められています。

このような状況から、福祉課題も多様化、複雑化しており、行政が提供する福祉サービスだけでは課題の解決は困難であり、地域社会の助け合い、支え合いの役割はますます重要になっています。

国では、平成28年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、市民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。

また、平成30年4月には、社会福祉法が改正され、地域福祉計画は福祉の各分野における共通事項を定める「上位計画」として位置づけられました。これにより、関連する計画との調和を図り、関連する分野との連携を確保し、包括的な支援を推進することが盛り込まれるなど、地域福祉の重要性が改めて示されました。さらに、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律により、「重層的支援体制整備事業」が創設され令和3年4月に施行されています。

以上のことから、市民の安全安心な生活と地域福祉の向上に向け、市民一人ひとりが主体的に取り組むという意識の醸成と地域が主体となる福祉活動の仕組みを構築するため、本計画を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

国や地方自治体、社会福祉関係者は社会福祉法第4条及び第6条により、地域福祉の推進に努めなければならないと定められており、それを具体化したものが地域福祉計画です。

寒河江市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として策定しています。平成29年6月に市町村における包括的な支援体制の整備を推進するため、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布され、地域福祉推進の理念と、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。また、令和元年5月に設置された地域共生社会推進検討会においては、本人・世帯が有する複合的な課題を包括的に受け止め、専門職による継続的な伴走支援と日常の暮らしのなかで行われる地域住民の同志の支えあいや、緩やかな見守りを行いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において①断らない相談支援②参加支援③地域づくりに向けた支援を一体的に行うという方向性が示されました。

また、新たに第106条の4「重層的支援体制整備事業」の条文が追加されました。(令和3年4月1日施行)。

【地域福祉計画関連条文（社会福祉法（令和3年4月改正）から抜粋）】

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 1 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
 - 2 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
 - 3 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(重層的支援体制整備事業)

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

- 2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。
 - 1 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

(略)

- 2 地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言、現在の住居において日常生活を営むのに必要な援助その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

- 3 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
(略)
- 4 地域社会から孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
- 5 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業
- 6 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

(市町村地域福祉計画)

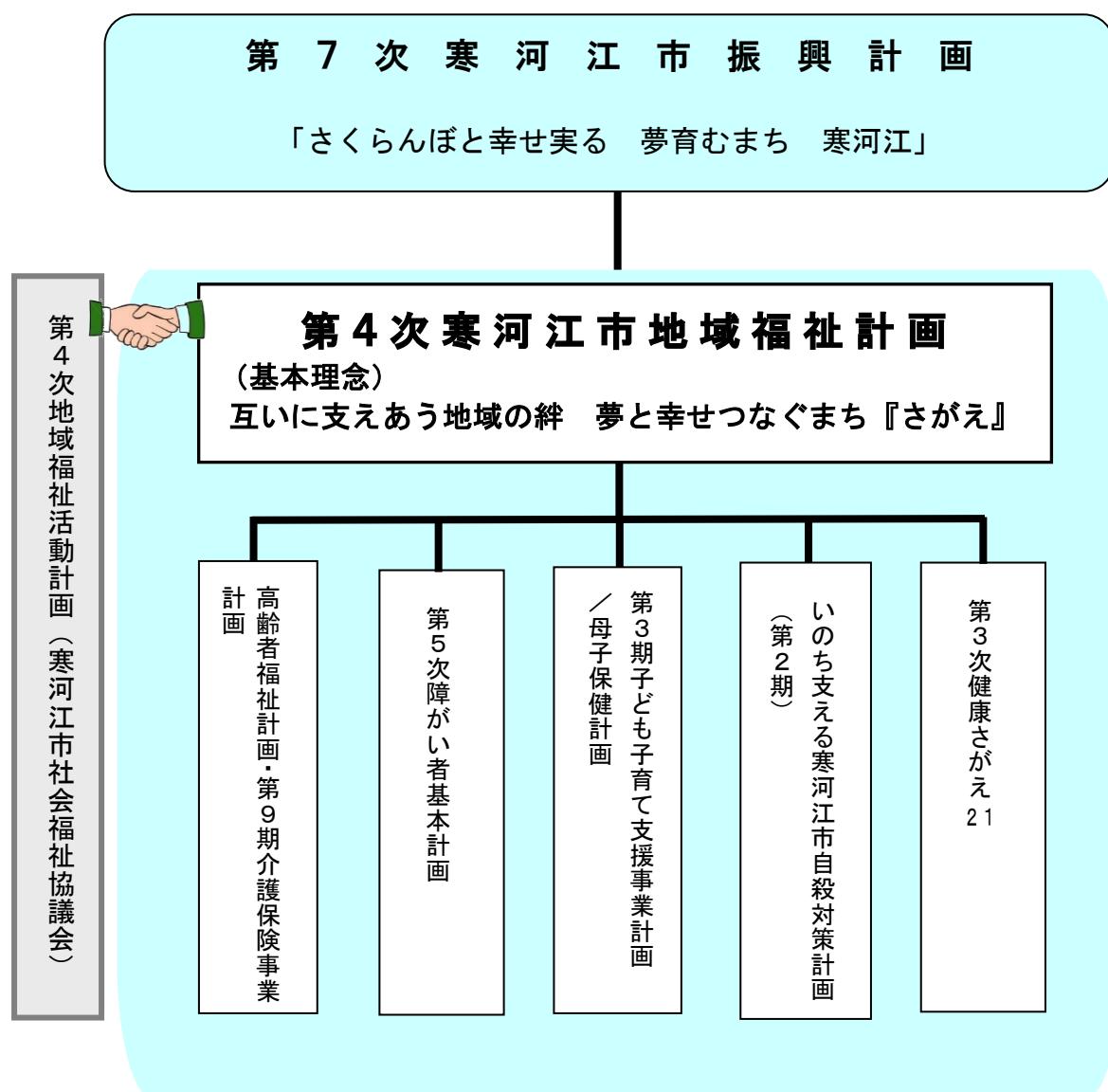
第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 5 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

3. 他の計画との関係等

寒河江市地域福祉計画は、「第7次寒河江市振興計画」を最上位計画として、本市の保健福祉に関する個別計画を地域の視点で整合性を図り推進する、上位計画に位置付けられています。

【地域福祉計画と他計画の関連図】

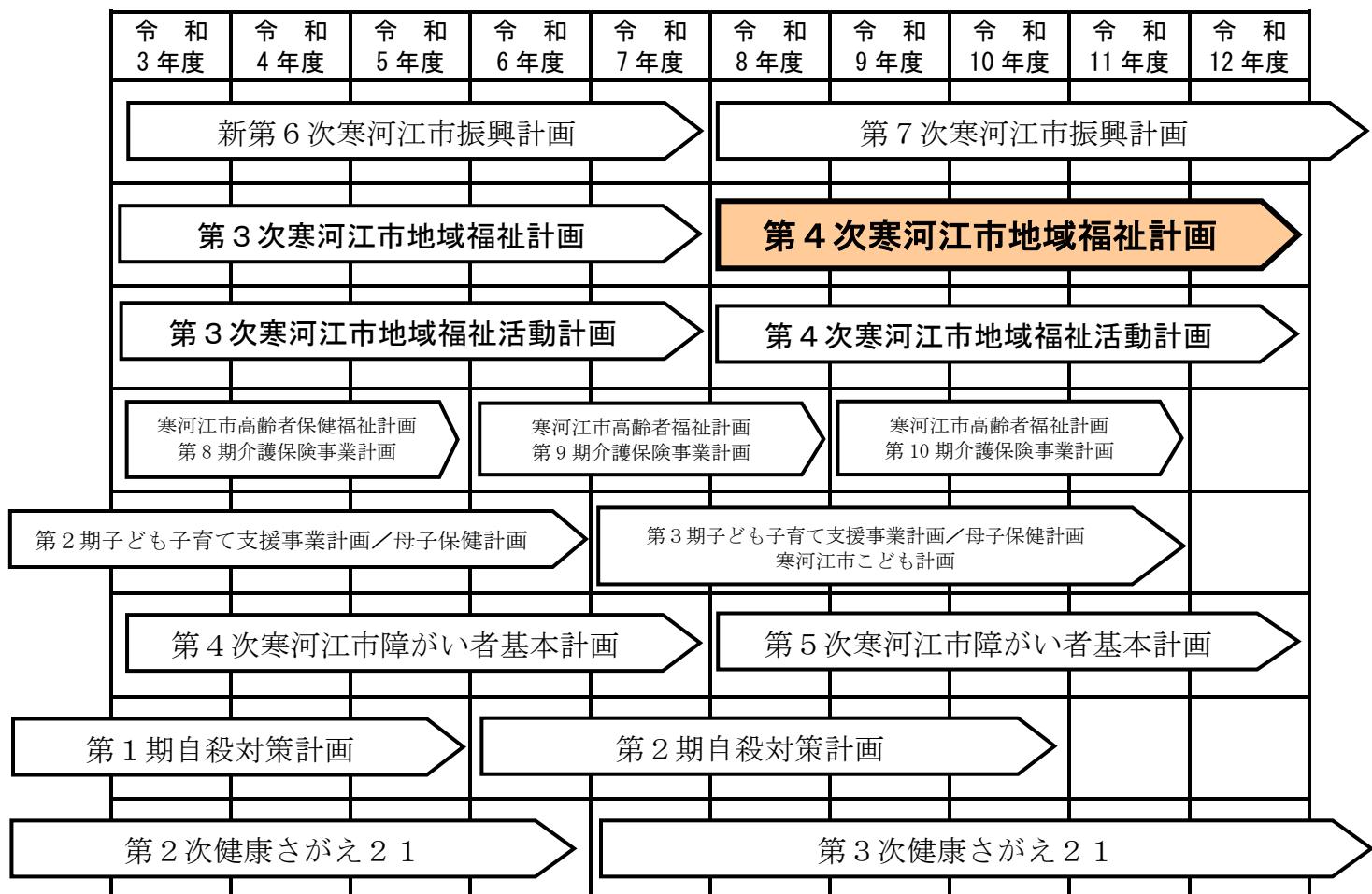


4. 計画期間

寒河江市地域福祉計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とします。

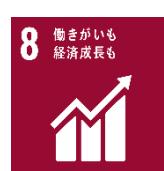
なお、計画期間内であっても社会情勢や本市の福祉環境等に変化があった場合は、必要に応じて見直しをするものとします。

【地域福祉計画及び関連計画の期間】



【持続可能な開発目標】

この計画は、平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の理念を共有し、各施策の推進によりSDGsの達成に貢献していきます。関連するゴールは次の7つです。



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

5. 計画の対象・範囲

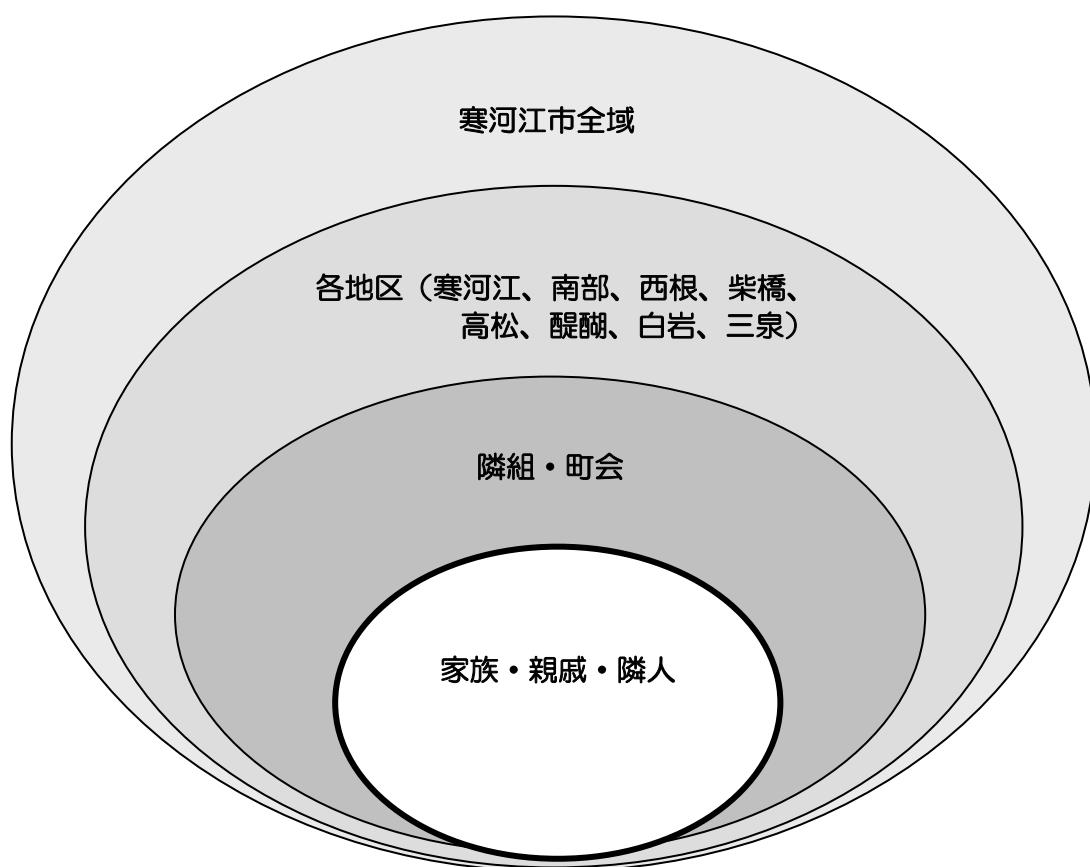
【重層的な地域範囲】

寒河江市地域福祉計画は本市の保健福祉分野を総合的に推進する計画であり、地域住民を始めとして、隣組、町会、老人クラブ、食生活推進協議会などの地域組織、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO法人、福祉サービス事業者などの福祉関係団体、企業や学校（小学校や中学校のPTAなど含む）、保健医療機関、行政機関等を含む、地域の生活に関係するすべての個人、法人が対象となります。

また、本計画の範囲は、家族・親戚・隣人といった最も身近な関係から、隣組、町会といった地域、寒河江、南部、西根、柴橋、高松、醍醐、白岩、三泉の各地区を中心とした範囲とします。

地域だけで対応できない課題に対しては、寒河江市全域を一つの地域とみなし、全ての地域に福祉が行き届くようにします。

【地域福祉計画の範囲】



6. 地域共生社会の実現に向けて

【地域共生社会とは】

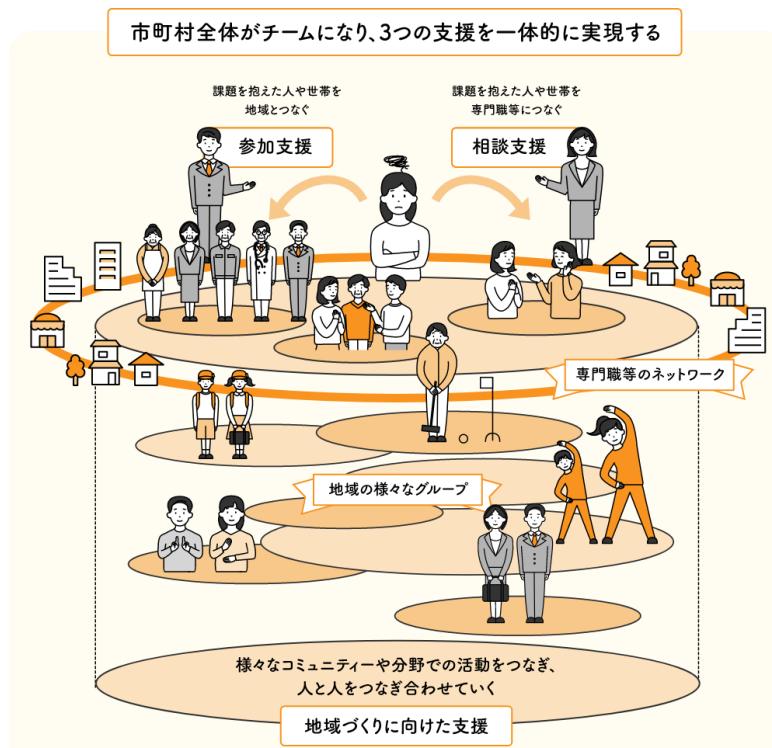
制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



資料:厚生労働省

【重層的な支援体制】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、つながり続ける支援体制の構築をコンセプトに、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、『断らない相談支援』、『参加支援』、『地域づくりに向けた支援』を一体的に実施するものです。



資料:厚生労働省

第2章

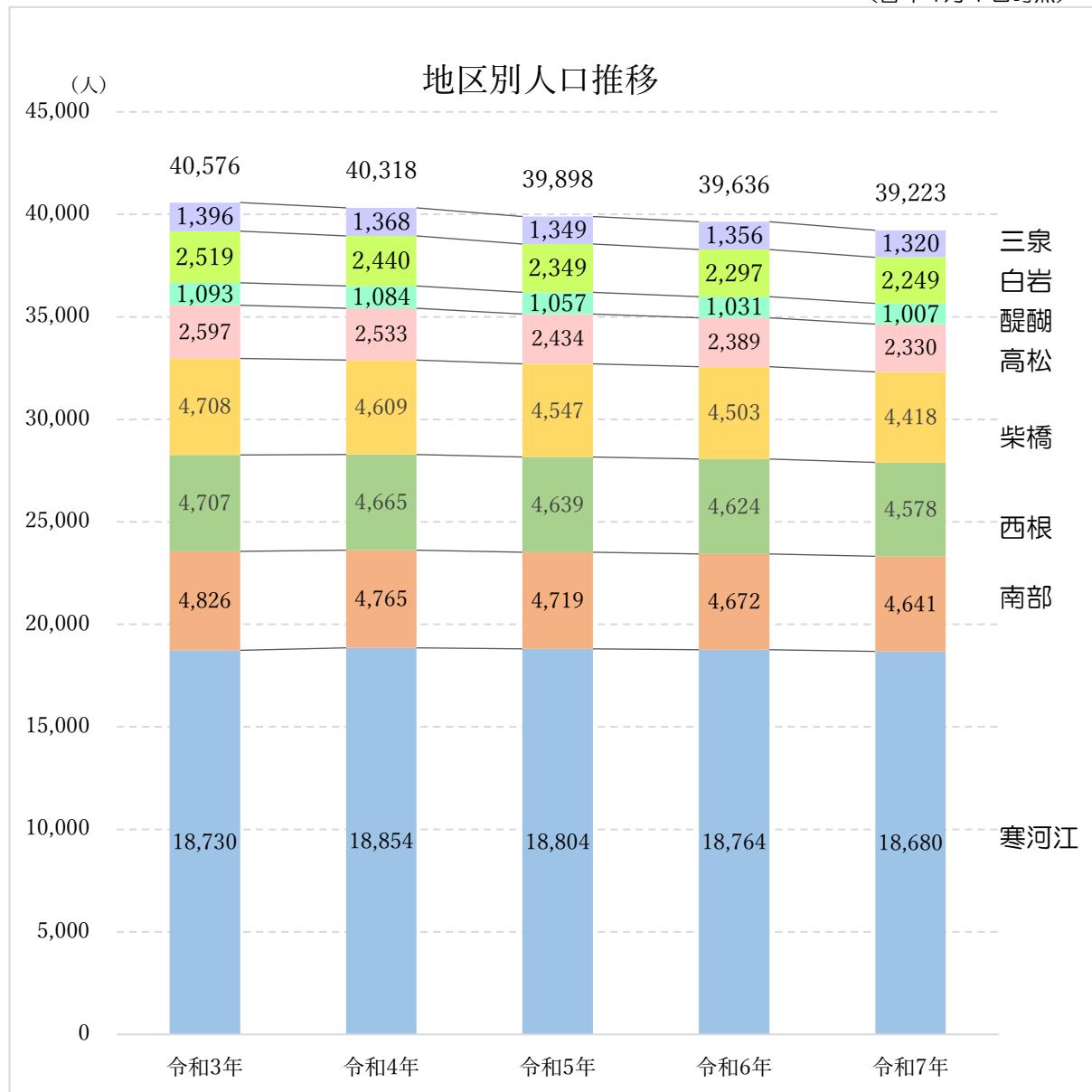
本市の現状と課題

1. 人口と世帯の状況

(1) 地区別人口の推移

本市の人口は4年前と比較すると約1,350人減少しています。令和7年の市内8地区別人口を見ると、最も人口の多い地区は18,680人の寒河江地区であり、市内人口の47.6%を占めています。また、最も人口の少ない地区は1,007人の醍醐地区であり、市内人口の2.6%を占めています。寒河江市の総人口は年々減少していますが、寒河江地区の人口がほぼ一定であることから、市中心部への人口集中が進んでいることがわかります。

(各年4月1日時点)



資料：市民生活課「町会別世帯人口調」

(2) 地区別世帯数の推移

人口減少とは対照的に、世帯数は増加傾向にあります。令和7年の市内8地区別世帯数を見ると、最も世帯数の多い地区は7,177世帯の寒河江地区であり、市内世帯数の48.3%を占めています。また、最も世帯数の少ない地区は353世帯の醍醐地区であり、市内世帯数の2.4%を占めています。総世帯数は増加傾向にあり、特に寒河江地区の世帯数の伸びが大きいことがわかります。

(各年4月1日時点)



資料：市民生活課「町会別世帯人口調」

2. 少子高齢化の状況

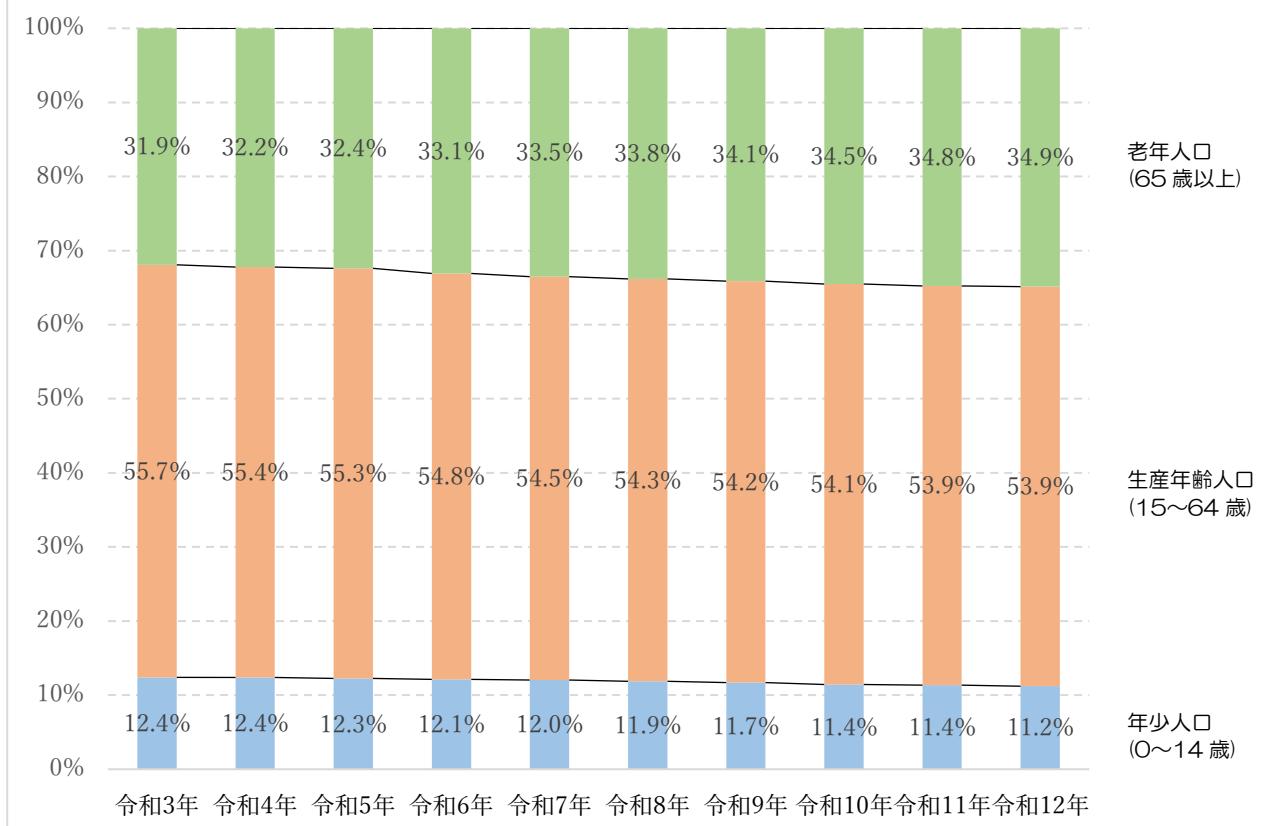
(1) 年齢3区分人口の推移及び推計（コーホート変化率法（※）による推計）

年齢3区分人口をみると、年少人口と生産年齢人口が減少傾向となっているのに対し、老年人口が増加傾向となっています。令和8年度以降もこの少子高齢化が続くことが予想されます。

（各年4月1日時点 単位：人）

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年 (推計)	令和9年 (推計)	令和10年 (推計)	令和11年 (推計)	令和12年 (推計)
合計	40,576	40,318	39,898	39,636	39,223	38,856	38,491	38,123	37,749	37,369
年少人口 (0～14歳)	5,031	4,994	4,888	4,801	4,724	4,609	4,495	4,361	4,286	4,188
生産年齢人口 (15～64歳)	22,594	22,340	22,080	21,719	21,357	21,107	20,865	20,606	20,339	20,153
老年人口 (65歳以上)	12,951	12,984	12,930	13,116	13,142	13,140	13,131	13,156	13,124	13,028
老人人口のうち 75歳以上(参考)	(6,740)	(6,747)	(6,851)	(7,055)	(7,216)	(7,404)	(7,499)	(7,582)	(7,635)	(7,716)

寒河江市年齢3区別人口グラフ（比率）



資料：市民生活課「年齢別人口調」およびコーホート変化率法による推計

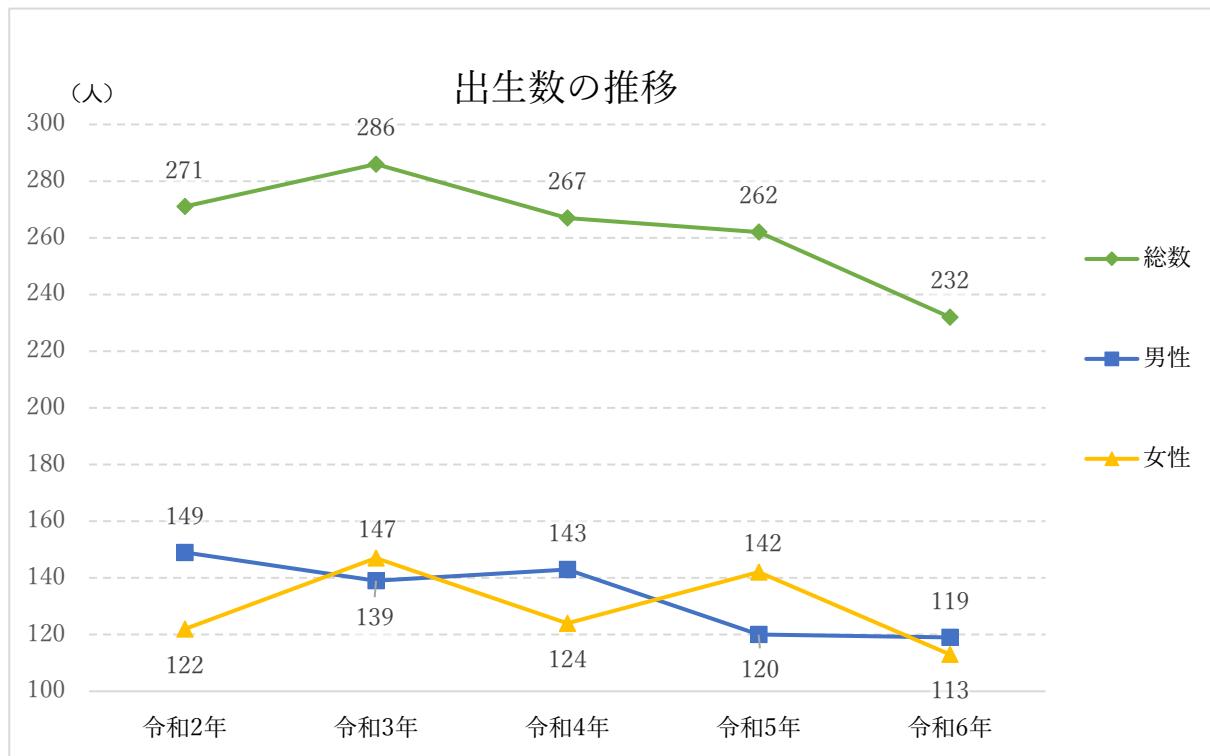
※：人口推計方法の1つで、同じ年(期間)に生まれた人々の集団（「コーホート」という）の過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づいて将来の人口を推計する方法

(2) 出生数の推移

出生数は、令和2年から令和3年にかけ増加しましたが、令和3年をピークに少しづつ減少しております。

(各年中)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総数	271	286	267	262	232
男性	149	139	143	120	119
女性	122	147	124	142	113



(3) 出生率(※1)・合計特殊出生率(※2)の県、国との比較

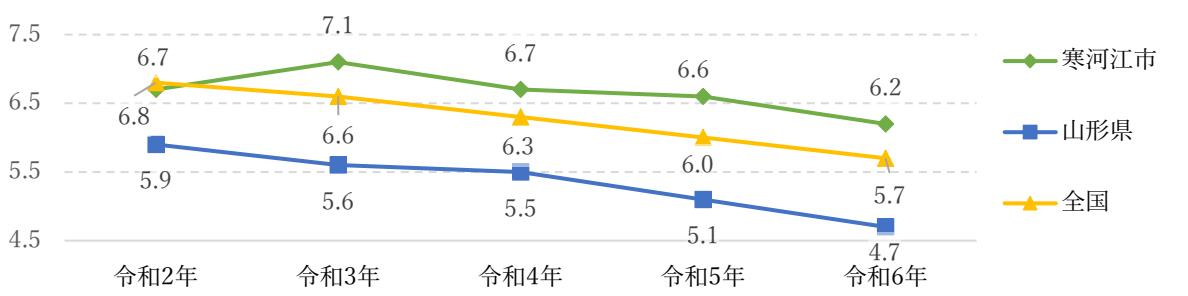
出生率は減少傾向で推移しておりますが、令和2年以外は全国平均、県平均を上回っています。

また、合計特殊出生率は上下しながら推移しておりますが、全国平均、県平均を上回っています。

(各年中)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
寒河江市	6.7	7.1	6.7	6.6	6.2
山形県	5.9	5.6	5.5	5.1	4.7
全国	6.8	6.6	6.3	5.0	5.7

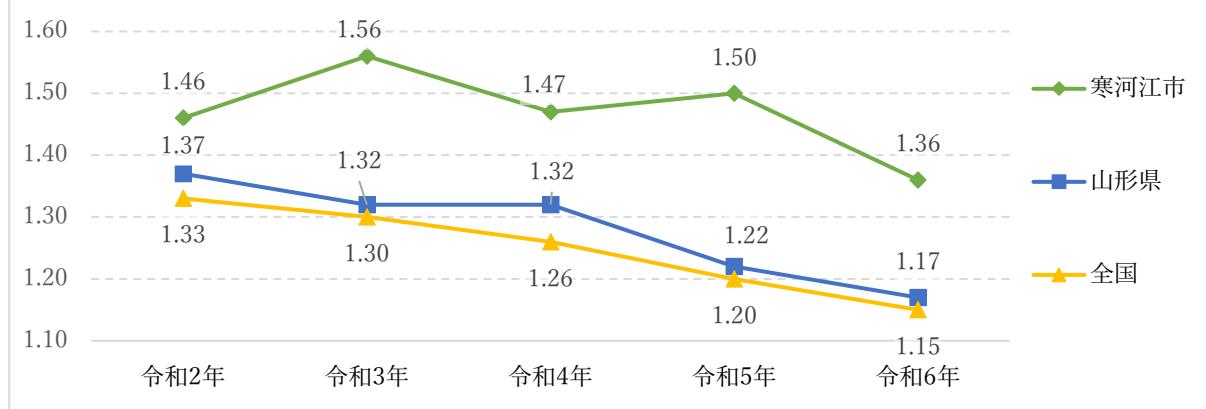
出生率の比較



(各年中)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
寒河江市	1.46	1.56	1.47	1.50	1.36
山形県	1.37	1.32	1.32	1.22	1.17
全国	1.33	1.30	1.26	1.20	1.15

合計特殊出生率の比較



資料：山形県統計年鑑、厚生労働省「人口動態統計」

※1: 人口 1,000 人における出生数を指す

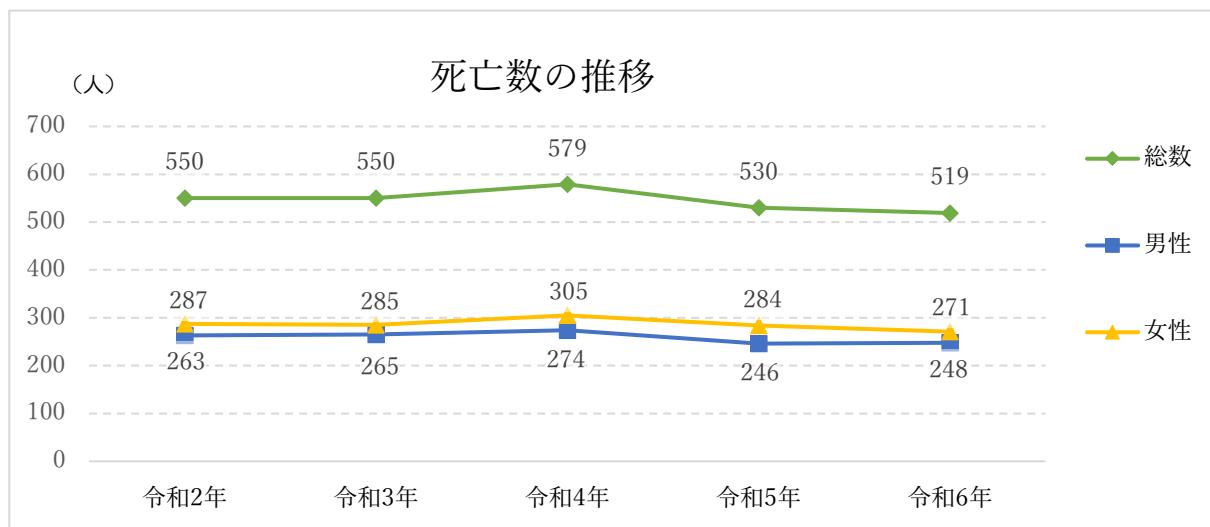
※2: 出産可能年齢(15~49 歳)の女性の年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子供を産むのかを推計したもの

(4) 死亡数の推移

死亡数は、令和4年まで増加傾向にありましたが、令和4年をピークに減少しております。

(各年中)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総数	550	550	579	530	519
男性	263	265	274	246	248
女性	287	285	305	284	271

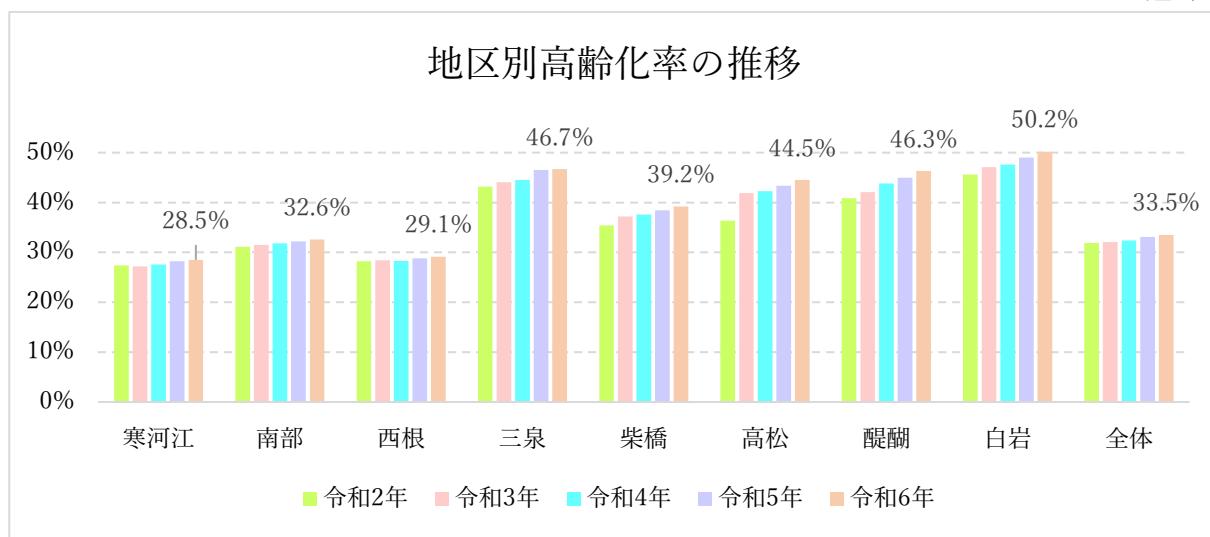


資料：寒河江市の統計2025

(5) 地区別高齢化率(※)の推移

年々高齢化が進んでおり、特に市街地以外の高齢化が顕著に表れています。

(各年中)



資料：健康増進課 介護保険係

※：年齢不詳を除いた人口のうち、65歳以上の人口の割合を指す

3. 要援護者の状況

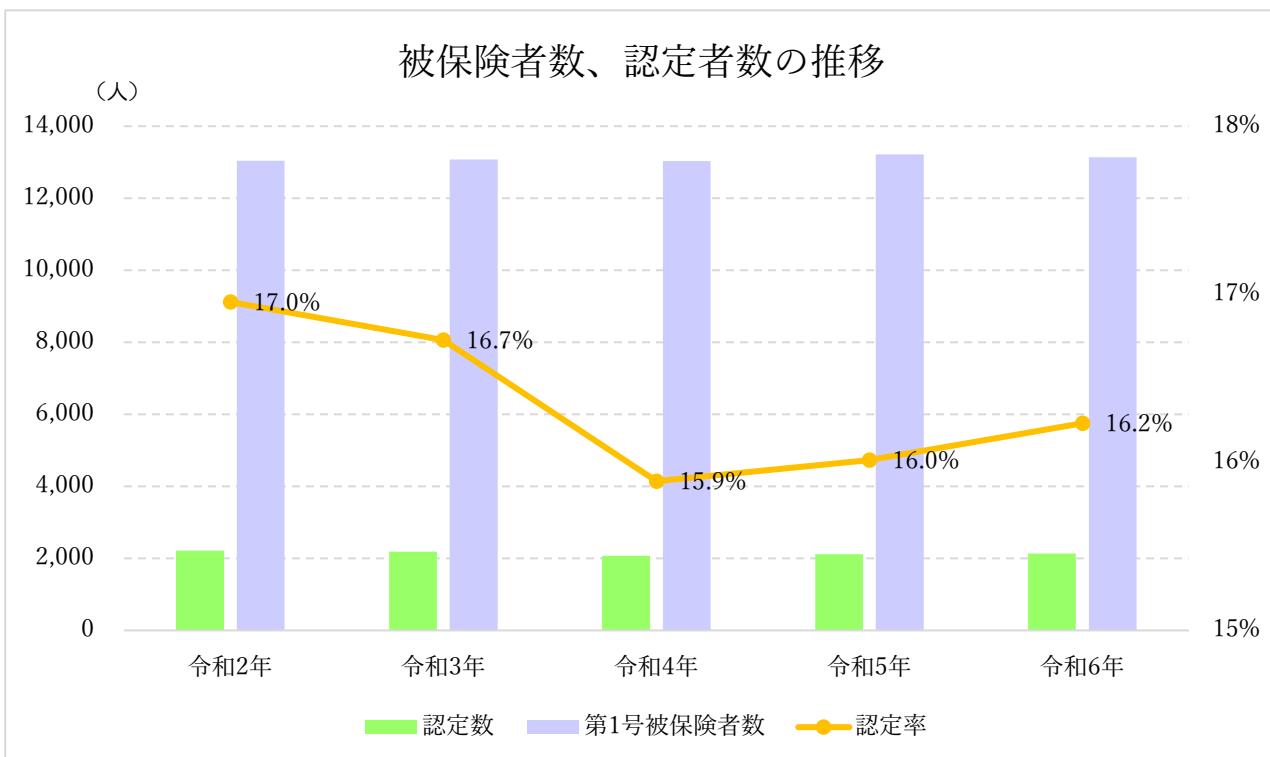
(1) 要介護認定者の推移

要介護認定数は令和2年度から78名減少し、認定率も0.8%減少しています。

平成27年度からの総合事業(※1)開始に伴い、一部利用者の認定がなくても(※2)、サービスの利用が可能となったため、認定率が減少した要因と思われます。

(各年度末時点 単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
認定数	2,211	2,187	2,071	2,116	2,133
第1号被保険者数	13,041	13,074	13,035	13,214	13,141
認定率	17.0%	16.7%	15.9%	16.0%	16.2%



資料：健康増進課 介護保険係

※1:平成27年4月の介護保険制度改革により、新設された「介護予防・日常生活支援総合事業」の略

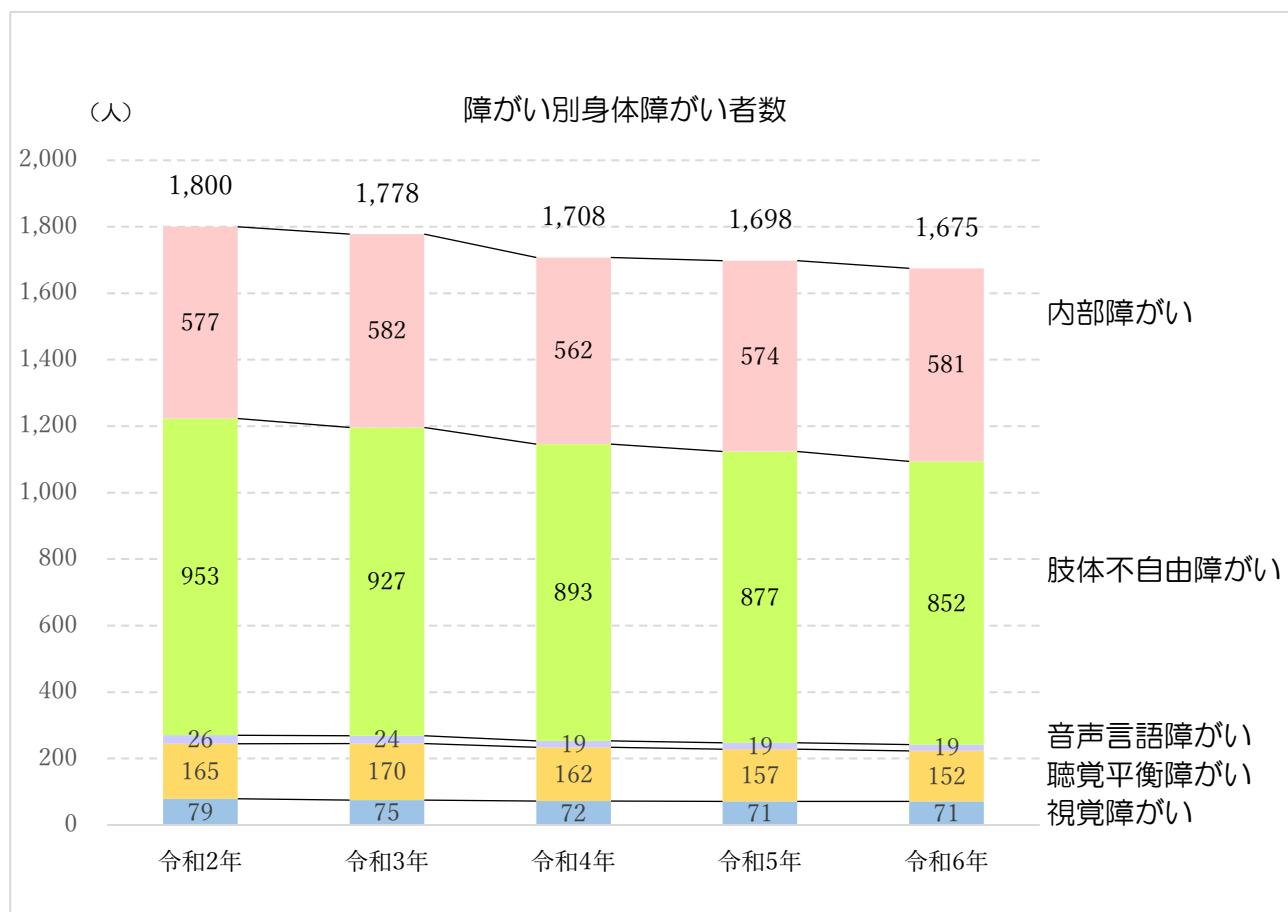
※2:基本チェックリストの記入により項目該当者は介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）と介護予防通所介護（デイサービス）の利用が可能となった。

(2) 身体障がい者数の推移

身体障がい者数は、内部障がいに変動はあります、全体では減少傾向にあります。

(各年度末時点 単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
視覚障がい	79	75	72	71	71
聴覚平衡障がい	165	170	162	157	152
音声言語障がい	26	24	19	19	19
肢体不自由障がい	953	927	893	877	852
内部障がい	577	582	562	574	581
合計	1,800	1,778	1,708	1,698	1,675



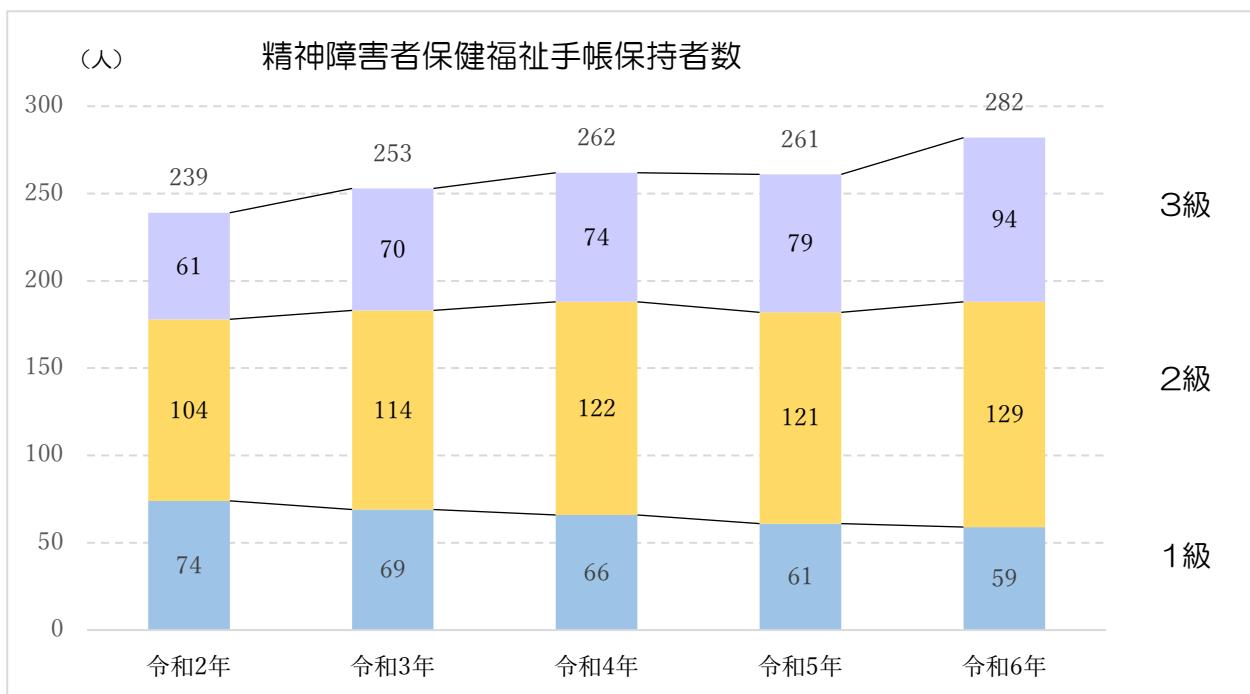
資料：福祉国保課 生活福祉係

(3) 精神障害者保健福祉手帳保持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳保持者数は、1級は減少しているものの2級、3級が増加しており、全体では増加傾向にあります。

(各年度末時点 単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1級	74	69	66	61	59
2級	104	114	122	121	129
3級	61	70	74	79	94
合計	239	253	262	261	282



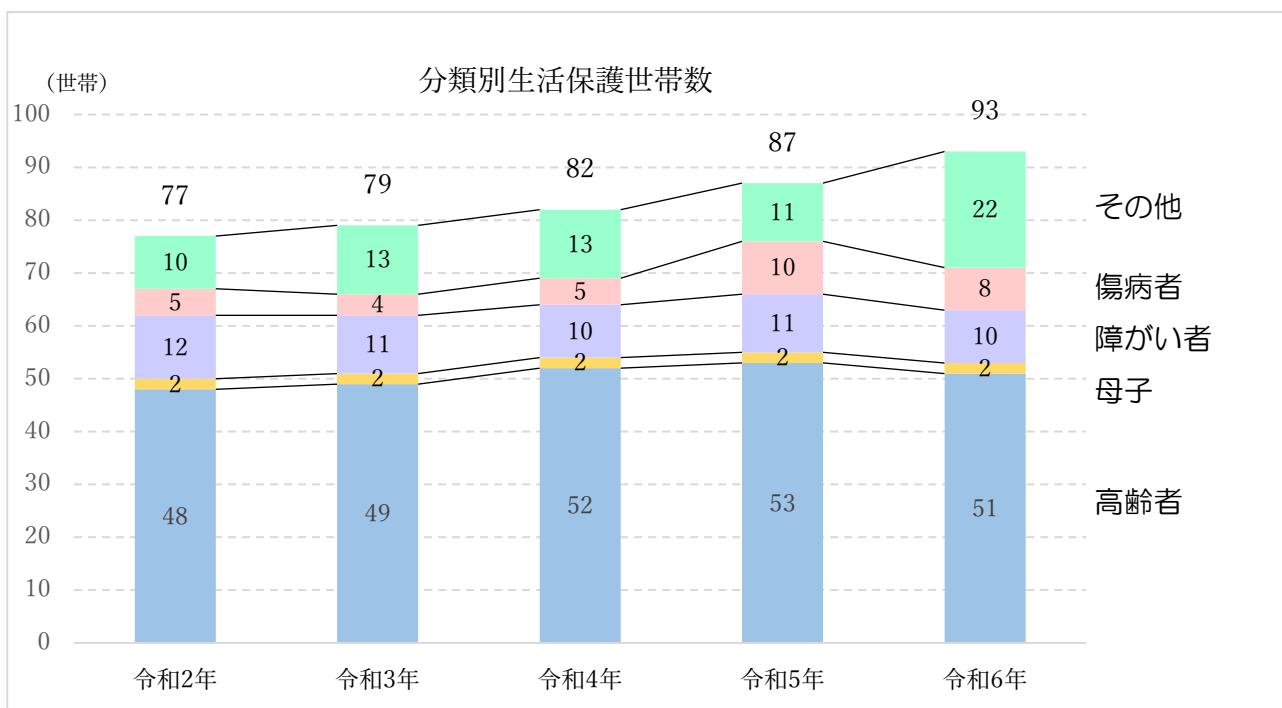
資料：精神保健福祉センター

(4) 分類別生活保護世帯数の推移

生活保護世帯数は全体で増加傾向にあります。特に、令和5年から令和6年にかけ保護開始時の分類が判断しにくいその他が11件増加しています。

(各年度末時点 単位：世帯)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
高齢者	48	49	52	53	51
母子	2	2	2	2	2
障がい者	12	11	10	11	10
傷病者	5	4	5	10	8
その他	10	13	13	11	22
合計	77	79	82	87	93



資料：福祉国保課 生活福祉係

4. 地域資源

(1) 市内福祉施設の状況

(令和7年12月31日現在)

区分	施設の種類等	地区	施設名称
子ども	幼稚園	寒河江	寒河江幼稚園
	企業主導型保育施設	柴橋	花のたね保育園
	市立保育所	寒河江	なか保育所
		高松	たかまつ保育所
		白岩	しらいわ保育所
		三泉	なか保育所 みいづみ分園
	民間立保育所	寒河江	ゆりかご子ども園 あおぞら保育園
		西根	さがえさくらんば子供園
		柴橋	しばはしさくらんば子供園
		寒河江	寒河江大谷幼稚園
	認定こども園	南部	寒河江第二幼稚園 南部ひまわりこども園
		西根	寒河江にしねこども園
		柴橋	柴橋おひさまこども園
	小規模保育施設	寒河江	第2さくらんば子供園
	事業所内保育施設	寒河江	寒河江やすらぎの里保育園
	放課後児童クラブ (学童クラブ)	寒河江	きらきらクラブ 第一わんぱくクラブ 第二わんぱくクラブ 第三わんぱくクラブ 第四わんぱくクラブ 第五わんぱくクラブ 第六わんぱくクラブ 第七わんぱくクラブ
			なかよしクラブ
			第2なかよしクラブ
		西根	ねっこクラブ
			ねっこクラブ第2
			ねっこクラブ第3
		柴橋	やまびこクラブ
		高松	せせらぎクラブ
		醍醐	だいごっ子クラブ
		白岩	さくらっこクラブ
		三泉	泉っこクラブ

区分	施設の種類等	地区	施設名称
子ども	総合子どもセンター ファミリー・サポート・センター	寒河江	ゆめはーと寒河江
	小学校	寒河江	寒河江小学校
		寒河江	寒河江中部小学校
		南部	南部小学校
		西根	西根小学校
		柴橋	柴橋小学校
		高松	高松小学校
		醍醐	醍醐小学校
	中学校	白岩	白岩小学校
		三泉	三泉小学校
		高松	陵東中学校
	児童発達支援	寒河江	陵南中学校
		寒河江	陵西中学校
		寒河江	こころ遊園
高齢者	放課後等デイサービス	寒河江	ぽけっとぴーすの森
		寒河江	こどもサポート教室「クラ・ゼミ」寒河江校
		寒河江	みずきキッズクラブ
		寒河江	こころ遊園
		寒河江	POCCCO さがえ
		寒河江	Harmony 寒河江
		寒河江	こどもサポート教室「クラ・ゼミ」寒河江
		寒河江	ぽけっとぴーすの森
	児童養護施設	寒河江	フレンズさがえ
		寒河江	みずきキッズクラブ
	児童養護施設	寒河江	ミライヘ
		三泉	寒河江学園
高齢者	シルバー人材センター	寒河江	シルバー人材センター
	老人福祉施設	白岩	老人福祉センター
	地域包括支援センター	寒河江	寒河江市地域包括支援センター
	介護予防・日常生活支援総合事業 (訪問型サービス A)	寒河江	寒河江市シルバー人材センター
	介護予防・日常生活支援総合事業 (通所型サービス A)	寒河江	まごころサービスさくらんぼ
		柴橋	デイサービスひかり
	介護予防・日常生活支援総合事業 (短期集中予防元気サービス)	醍醐	いきいき健康塾 (長生園指定通所型サービス A 事業所)
		三泉	パワーアップ教室醍醐 (特別養護老人ホーム醍醐)
		寒河江	ゆうゆう元気教室 (特別養護老人ホームいすみ)
高齢者	居宅介護支援事業所 (要介護)	寒河江	居宅介護支援事業所つづじ
		寒河江	寒河江市社会福祉協議会
		寒河江	指定居宅介護支援事業所
		寒河江	寒河江市西村山郡訪問看護ステーション
		寒河江	ひかり居宅介護支援事業所
		寒河江	寒河江やすらぎの里指定居宅介護支援事業所

区分	施設の種類等	地区	施 設 名 称
高 齢 者	居宅介護支援事業所（要介護）	寒河江	長岡観音福祉相談センター西村山介護計画室
			居宅介護支援事業所だいご
			ケアプランセンター寒河江敬寿園
		南部	ケアプランセンターいこい
		柴橋	さがえ西村山農業協同組合
			長生園指定居宅介護支援事業所
	介護予防支援事業所（要支援）	醍醐	なごみ指定居宅介護支援事業所
		白岩	しらいわ指定居宅介護支援事業所
		寒河江	寒河江市地域包括支援センター
	訪問介護	寒河江	寒河江市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所
			ニチイケアセンターさがえ
			ニチイケアセンター西さがえ
			訪問介護つつじ
		南部	バンビの森ケアステーション
		西根	みずき介護サービス
	訪問リハビリテーション	柴橋	さがえ西村山農業協同組合
		寒河江	やすらぎの里訪問リハビリテーション おやま整形外科クリニック
	訪問入浴介護	寒河江	寒河江市社会福祉協議会 指定訪問入浴介護事業所
	訪問看護	寒河江	寒河江市西村山訪問看護ステーション
			訪問看護つつじ
			かけはし訪問看護ステーション
			リラスク山形メディフル訪問看護ステーションサテライト
			訪問看護リハビリステーション敬寿園サテライト
		西根	訪問看護・リハビリステーション りんくす
	通所介護	寒河江	茶ろん 幸多（さちた）
			ソーレホーム寒河江デイサービス
			ツクイ 寒河江
			つつじの家
			デイサービス ひかり
			陵東デイサービスセンター
			リハビリセンターVESTA（ヴェスタ）
			デイサービス み~んなえがお
		柴橋	さがえ西村山農業協同組合 JA デイサービスめぐみ
			長生園指定通所介護事業所

区分	施設の種類等	地区	施設名称
高齢者	通所介護	醍醐	介護事業所 デイサービス花
			デイサービス なごみ
		白岩	デイサービス 笑和感
			デイサービスセンター しらいわ
	通所リハビリテーション	寒河江	介護老人保健施設寒河江やすらぎの里
			おやま整形外科クリニック
	短期入所生活介護	柴橋	さがえ西村山農業協同組合
			長生園指定短期入所生活介護
		醍醐	ショートステイ醍醐
		白岩	ショートステイさがえ
	短期入所療養介護	寒河江	介護老人保健施設寒河江やすらぎの里
	福祉用具貸与・購入	寒河江	さふらん寒河江店
			有限会社アシスト
		柴橋	さがえ西村山農業協同組合
	小規模多機能型居宅介護施設	寒河江	ケアセンターとこしえ陵南
		南部	ケアセンターとこしえ島
		三泉	ケアセンターとこしえ三泉
	特別養護老人ホーム	柴橋	長生園
		醍醐	醍醐
		白岩	さがえ
			しらいわ
			さくら
		三泉	いずみ
	介護老人保健施設	寒河江	寒河江やすらぎの里
	グループホーム（認知症対応型共同生活介護）	寒河江	あしたば
			寒河江やすらぎの里
			つばさ栄町
			フラーさがえ
		柴橋	スマイルしばはし
	介護付有料老人ホーム	寒河江	ソーレ寒河江
	住宅型有料老人ホーム	寒河江	幸多庵
			陵東ホーム
		南部	宅老所南さがえ
		白岩	せせらぎ草
	サービス付き高齢者向け住宅	寒河江	ソーレホーム寒河江
			つつじの家

区分	施設の種類等	地区	施設名称
障がい者	デイケア・社会復帰教室	南部	医療法人ゆうし会南さがえ病院 デイケアひなたぼっこ
	就労継続支援（A型）	寒河江	就労継続支援 A型事業所むすび
			就労継続支援 A型カイセイ
			エフピコ愛パック株式会社山形工場
	就労継続支援（B型）	寒河江	就労継続支援 B型事業所むすび
			社会福祉法人さくらんぼ共生会 さくらんぼ共生園
			らっるる
		南部	NPO 法人西村山共同作業所たんぽぽ会
		西根	社会福祉法人さくらんぼ共生会 あるあーる
		柴橋	寒河江共労育成園
	就労移行支援	寒河江	就労移行支援事業所むすび
		西根	社会福祉法人さくらんぼ共生会 あるあーる
	生活介護	寒河江	社会福祉法人さくらんぼ共生会 さくらんぼ共生園
			らっるる
			ぽけっとぴーすの森 ぴあはうす
		南部	医療法人ゆうし会福祉ホーム寒河江の庄 (地域移行型グループホーム)
			社会福祉法人さくらんぼ共生会 ホーム ORADANA
			社会福祉法人さくらんぼ共生会 ホーム ZARIGANI
	共同生活援助事業所 (グループホーム)	南部	社会福祉法人さくらんぼ共生会 ホーム ORADANA 短期入所事業所
	短期入所	寒河江	寒河江市社会福祉協議会指定居宅介護事業
			まごころサービスさくらんぼ 指定居宅介護事業
			ニチイケアセンターさがえ
			ニチイケアセンター西さがえ
		西根	みずき介護サービス
		柴橋	さがえ西村山農業協同組合

区分	施設の種類等	地区	施 設 名 称	
障 が い 者	重度訪問介護	寒河江	寒河江市社会福祉協議会指定居宅介護事業	
			ニチイケアセンターさがえ	
	同行援護	西根	みずき介護サービス	
		寒河江	ニチイケアセンターさがえ	
	行動援護	西根	みずき介護サービス	
		寒河江	基幹相談支援センター「かぼちゃ」	
	指定相談支援事業所		らっふる	
			相談支援事業所むすび	
	柴橋	山形県西村山地域相談センターさがえ		

5. アンケート結果からの課題整理

※詳細はアンケート調査の結果（P55～80）を参照

（1）地域との関わりについて（P59～61）

- ・近所づきあいの状況は、「困ったことを相談したり助け合ったりしている人がいる」が12.2%、「用事があれば行き来し、顔を合わせればあいさつをする」が67.9%となっています。一方、「近所づきあいはほとんどない」は16.7%で若い世代に多く見られます。
- ・住民どうしの自主的な支え合いについては、「必要だと思う」が68%、「必要だと思わない」が8%となっています。
- ・地域での人ととの関わりについてどう考えるかは、「隣近所の人とはつきあいを大切にしたい」が64.4%、「地域を良くする活動をみんなで協力し合って行いたい」が38.4%となっています。
- ・本人や家族、また身近なところで、高齢や病気・障がいもしくは子育て等で日常生活の手助けが必要になった場合、地域の人にお願いしたい支援、または自身が協力できる支援は「災害時の手助け」が59.7%と最も多く、次いで「安否確認等の定期的な声掛け・見守り」が47%となっています。また、「日常的な話し相手・困った時の相談相手」が30%以上となっています。

- 近所づきあいが少ない若者世代にも、地域と関わりたい・地域との関わりは大切だと考えている人が多いことが分かります。
- 50%以上の人が困ったときに手助けしてほしい、困っている人には協力したいと考えています。支援を求めていることに住民が気づき、住民相互で支援活動を行う等の地域住民のつながりを構築する必要があります。
- 地域での関わり合いのきっかけづくりとして、災害時の支援体制整備から入ることも想定されます。

（2）ボランティア活動について（P66～68）

- ・全体の半数が「ボランティア活動に参加している」または「参加したことがある」で、半数が「参加したことない」となっています。
- ・参加したことない理由は「時間的余裕がない」が最も多く46.1%、次いで「どのような行事や地域活動があるかわからない」が30.7%、「人づきあいが苦手」が22.4%となっています。
- ・今後「参加したい」「機会があれば参加したい」と思う人が61%となっています。
- ・地域における支え合い・助け合いを活発化するために重要な事は、「困っている人や、助け合いの場や組織の情報を得やすくする」が32.2%、「地域における福祉活動の意識と重要性をもっとPRする」が29.7%となっています。

- ボランティア活動に関する情報提供と参加のきっかけづくりが必要です。
- 地域活動を進めていくためには、活動を担う人材や、活動の中心となるリーダーを育てるとともに、市民がボランティア活動や地域活動について学んだり、体験したりする機会が必要です。
- 地域活動の活発化のためには、様々な手段を用いて福祉に関する情報を積極的に発信することが必要です。

(3) 福祉について (P69~72)

- ・地区社会福祉協議会の認知度は、「名前も活動も知っている」が8%、「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよくわからない」が45%、「名前も活動内容も知らない」が47%となっています。
- ・民生委員児童委員の認知度は、「地域の民生委員児童委員も、活動内容も知っている」が15%、「民生委員児童委員の活動内容を知らない」が33%となっています。
- ・市の福祉サービスの認知度について、「十分な知識がある」「ある程度の知識がある」が39%に対して「ほとんど知らない」が58%と半数以上となっています。
- ・福祉サービスが必要となった時の相談先については、「家族や親族」が61.6%と最も多く、次いで「公的機関」が57%です。「相談するところがない」が2%となっています。
- ・福祉サービスの利用者が最適なサービスを選び安心して利用するために必要なことは、「福祉サービスに関する情報提供を充実する」が74.7%、「福祉サービスの選択についての相談対応を充実する」が48.7%となっています。

- 福祉活動についての認知度が全般的に低く、市民への情報提供の強化を図る必要があります。
- 福祉サービスが必要となった時の相談先について、2%が相談するところがないと不安を抱えています。また、最適な福祉サービスを選び、安心して利用するために、情報提供の充実と相談対応の充実が求められており、包括的、総合的な相談体制の確立と周知が必要です。

(4) 福祉のあり方について (P62・63・74)

- ・福祉への関心については、「とても関心がある」が13%、「ある程度関心がある」が57%で約7割を占めています。
- ・関心がある福祉分野については、「高齢者に関する福祉」が66.7%、次いで「子どもに関する福祉」が28.1%、「障がい者に関する福祉」が27.9%と続いています。
- ・福祉のあり方については、「行政と住民が連携しながら協力すべき」が61.2%と最も多くなっています。

- ・福祉について理解を深めるために必要な事については、「福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶこと」が53.9%、「住民が地域の福祉についての課題を気軽に話し合える場をつくること」が47%、「高齢者や障がいのある人などの話を聞いたり、交流したりすること」が28.7%となっています。
- ・地域福祉の推進のために必要な事は、「相談窓口の充実」が57.2%と半数以上あり、「福祉施設の充実」が43%、「市民が気軽に参画し、利用できる地域ごとの福祉活動の拠点づくり」が41.9%と続いている。

- 多くの人が福祉に关心を寄せていますが、理解度は低い状況です。行政から多くの情報を発信するとともに、制度を学ぶ機会や福祉サービスを必要としている人との交流の機会を提供していく必要があります。
- 福祉サービスに関する相談や利用について、「利用者主体」という考えに立ち、より利用しやすい仕組みを引き続き充実していく必要があります。

(5) 防災に対する備えについて (P77・78)

- ・災害などの非常事態が発生した場合適切に避難できるかは、「できると思う」が33%、「できないと思う」が13%、「わからない」が51%と不安を抱えている人が半数以上となっています。
- ・災害発生時に不安に思うことは、「災害時の緊急の連絡方法や連絡先が分からない」が28.7%、「特ない」が28.1%となっています。
- ・災害発生前の備えとして重要だと思う事は、「危険個所の把握」が48.5%と最も多く、次が「隣近所とのあいさつ、声掛けや付き合い」が48.3%。「要支援者の把握」や「地域での避難訓練の実施」が30%超となっています。

- 防災対策や非常事態が発生した場合の行動の認知について十分でないため、積極的な情報発信等により防災意識を高めていく対策が必要です。また、地域における防災・避難計画づくりが必要です。
- 災害時の要支援者への支援体制について、地域における連携体制の構築が重要であり、行政はきっかけづくりの火付け役となる必要があります。

6. 福祉に関する個別計画の現状と課題

(1) 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

令和5年度、本市の人口は4万人を下回り、国立社会保障・人口問題研究所による日本の地域別将来推計人口によると、令和27年度には、さらに3万人を割り込むことが予想されています。また、生産年齢人口の急激な減少の一方、令和22年には団塊の世代が85歳以上となり、医療・介護双方のニーズを有する高齢者等、様々なニーズのある要介護者が大きく増加すると予想されています。

このような中、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことを可能としていくためには、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用するため、医療、介護予防、住まい及び自立に向けた生活への支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じて、深化・推進していくことが重要となっています。

(2) 第4次障がい者基本計画

本計画は「障がいの有無にかかわらず、全ての市民が互いに人格と個性を尊重しあいながら、地域の中で生き生きと安心して暮らすことのできる共生社会の実現」を基本理念とし、①地域生活の支援、②自立と社会参加の促進、③地域で支えあう社会の実現、の3つの基本目標をあげています。

それぞれの目標指標に対して、さらに満足度を高められるようライフステージとニーズに合わせた生活支援を行っていくこと、就労を通じて経済的・社会的に自立した生活を送れるよう継続した支援を行っていくこと、ソフト・ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を推進していくことが課題となっています。

(3) 第3期子ども・子育て支援事業計画/母子保健計画

平成27年4月からの「子ども・子育て支援新制度」の施行に併せて、平成27年度から平成31年度までを計画期間とする「寒河江市子ども・子育て支援事業計画/母子保健計画（さがえっこすくすくプラン）」、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「第2期さがえっこすくすくプラン」、さらに令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「第3期さがえっこすくすくプラン」を策定し、子育て施策を推進しています。

第1期から引き続き、基本目標の一つとして「子育てを地域全体で支えるまちづくり」を掲げて、相談体制の充実や多様な状況のこどもや家庭への支援の充実、屋内型児童遊戯施設の整備やこどもの安全確保等に努めました。

このことについては、引き続き充実させていく必要があると考えています。

(4) いのち支える寒河江市自殺対策計画（第2期）

自殺は防ぐことのできる社会的な問題であるという基本認識のもと、保健、医療、福祉、労働、その他の関連施策と有機的な連携を図り、「生きることの包括的な支援」としてきめ細やかな対策を推進する必要があります。

令和6年から令和11年までの5年間を基本計画とし、5つの基本施策と特に重点的に取り組む必要のある施策として、「子ども・若者の自殺対策」「高齢者の自殺対策」「生活困窮者の自殺対策」「勤務・経営の自殺対策」を重点施策として取り組みを進めています。

(5) 第3次健康さがえ 21

令和7年度から12年間を計画期間とする「第3次健康さがえ 21」は、すべての市民が生涯にわたり、自分らしく健やかに暮らせるまちの実現を目指すことを基本理念とし、①個人の行動と健康状態の改善、②ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり、③健康を支援し、守るための社会環境の整備、の3つを基本方針としています。

そのために、健康的な生活の実践や生活習慣病の発症予防・重症化予防に取組むとともに、年代や性別などのライフステージ特有の健康課題に対しての取組、また、健康は個人の取組に加え、社会環境にも大きな影響を受けることから、健康を支える社会環境の整備も併せて進めていくことが課題となっています。

7. 第3次寒河江市地域福祉計画の進捗状況等

現行計画は令和3年度から令和7年度までを計画期間とし、主な取り組みと数値目標を掲げています。最終的な評価は令和7年度に行う予定としていますが、令和6年度までの実施状況については以下のとおりとなっています。

また、数値目標が未達成な取り組みについては、施策内容の見直しを含め目標達成に向けた一層の事業推進に努めつつ、第4次市地域福祉計画（令和8年度～令和12年度）の内容に反映し、事業展開につなげていきます。

計画の数値目標に係る評価（令和6年度）
A・目標を上回る成果、このままの進捗度であれば目標を達成できる見込み
B・おおむね目標どおり成果（80%）、このままの進捗度であればおおむね目標を達成できる見込み
C・目標を下回る成果、このままの進捗度では目標達成が困難、一層の取り組みが必要

《目標1 地域に関わる人づくり》

基本施策	主な取り組み	R6 実績	数値目標	評価(ABC)
(1) 福祉意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス情報ガイドブックの作成 ・SNS等を活用した情報提供の充実 ・福祉活動事例等の定期的な情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ◆福祉と健康フェアを開催 ◆ハートフルセンターの業務について、情報発信 		
(2) 協働の地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・協働による地域づくり活動の支援 ・福祉関係団体等の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ◆保健福祉関係団体に対するハートフルセンター利用の際の減免 		
(3) 地域福祉の担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会への支援 ・ボランティアセンター活動の強化 ・民生委員児童委員に対する研修の実施 ・子どもに対する福祉教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ◆社期福祉協議会に対し運営費等の補助金交付 ◆ボランティア団体育成のための補助金交付 ◆市地区民生委員児童委員に対しデジタル研修を実施 		

《目標2 みんなで支え合う地域づくり》

基本施策	主な取り組み	R6 実績	数値目標	評価(ABC)
(1) 地域のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な相談体制の整備 ・ボランティア活動の推進 ・地域活動のネットワーク化の推進 ・住民の主体的・自主的な地域活動の推進 ・地域見守りネットワークの充実 ・NPOや住民組織等による多様な生活支援サービスの充実 ・生活困窮者への自立支援 	<ul style="list-style-type: none"> ◆基幹相談支援センターの相談員を2名→3名に増員 ◆地域福祉推進員、民生委員児童委員、町会長との三者の連携により、見守り活動の実施 ◆地域での見守り活動を推進するため、新任推進員を対象とした研修会を開催 		
(2) 災害に強い地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ごとの防災、避難計画作成の支援 ・個別避難支援プランの作成 ・福祉避難所の充実 ・災害ボランティアセンターの体制強化 	<p>(福祉国保課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆個別避難支援プラン登録率 92.8% ◆災害ボランティアセンター運営協力員 62人 	R2 R7 91.3% → 100% 29人 → 80人	B B

《目標3 安全・安心に暮らせる住みよい環境づくり》

基本施策	主な取り組み	R6 実績	数値目標	評価 (ABC)															
(1) 快適な生活環境の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進 ・障がい者や高齢者の移動手段の充実 ・子育て世代の交流の場の整備 ・子育て世帯の負担軽減の推進 ・介護サービスの充実 	<p>(子育て推進課)</p> <p>◆子育て世代の交流の場の整備 3か所 屋内型児童遊戯施設建設 (R6 完成)</p> <p>◆子育て世帯の負担軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3～5歳児保育料全額無料 ・第3子以降の保育料全額無料 (3歳未満時) ・同時入所第2子保育料全額無料 ・同時入所以外第2子保育料半額助成 ・収入470万円未満世帯の保育料無償化 ・3歳以上児副食費完全無料化 ・子どもの医療費自己負担額完全無料化 (健康増進課) <p>◆特別擁護老ホーム入所待機者50人</p>	R2 R7 2か所 → 5か所 108人 → 50人	B A															
(2) 権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用促進 ・虐待の早期発見・早期対応体制の充実 ・包括的・総合的な相談窓口の充実 	<p>(高齢者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長申立 3件 ・成年後見人報酬助成 0件 <p>◆ホームページによる周知や介護事業所等を対象に権利擁護と相談窓口の周知広報</p> <p>◆地域包括支援センターでの地域連携ネットワークを活かした周知広報</p>																	
(3) 健康長寿の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・健康教育や健康相談等、保健事業の実施 ・歯科保健の充実 ・健康診査の充実 ・フレイル(※)・認知症予防に重点をおいた介護予防事業の展開 ※ 加齢により心身が老い衰えた状態 ・元気高齢者づくりポイント制度の周知拡大 ・感染症予防対策の推進 ・救急医療、休日診療体制の充実 ・地域医療体制の構築 	<p>(健康増進課)</p> <p>◆元気高齢者づくりポイント制度登録者数 655人 569人 → 900人</p> <p>◆特定検診受診率 55.2 50.4% → 60.0%</p> <p>◆がん検診受診率</p> <table border="0"> <tr> <td>胃がん</td> <td>24.3</td> <td>24.5% → 50.0%</td> </tr> <tr> <td>子宮がん</td> <td>61.5</td> <td>40.7% → 50.0%</td> </tr> <tr> <td>肺がん</td> <td>59.4</td> <td>41.7% → 50.0%</td> </tr> <tr> <td>乳がん</td> <td>73.7</td> <td>42.9% → 60.0%</td> </tr> <tr> <td>大腸がん</td> <td>53.6</td> <td>36.6% → 60.0%</td> </tr> </table>	胃がん	24.3	24.5% → 50.0%	子宮がん	61.5	40.7% → 50.0%	肺がん	59.4	41.7% → 50.0%	乳がん	73.7	42.9% → 60.0%	大腸がん	53.6	36.6% → 60.0%	R2 R7 569人 → 900人 50.4% → 60.0%	B B B
胃がん	24.3	24.5% → 50.0%																	
子宮がん	61.5	40.7% → 50.0%																	
肺がん	59.4	41.7% → 50.0%																	
乳がん	73.7	42.9% → 60.0%																	
大腸がん	53.6	36.6% → 60.0%																	

8. 各分野における近年の制度改正の状況等

制度改正の状況等

分 野	時 期	名 称	要 旨
社会福祉関係	R 3/4	「重層的支援体制整備事業」の創設	市町村は、地域生活の解決に資する支援が包括的に提供されるよう整備
高齢福祉分野	R 3/4	「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正	事業主に対する70歳までの就業機会確保の努力義務化
障がい福祉分野	R 3/5	「障害者差別解消法」の改正	民間事業者による合理的配慮の提供が「努力義務」から「義務」に変更
	R 4/5	「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の施行	障害者が健常者と同じ内容の情報を同じ時点で入手できるようにすることが基本理念（情報のバリアフリー化）
子ども・子育て分野	R 5/4	「こども家庭庁」の創設	子どもや若者などが自分らしく健やかに幸せに成長できるよう社会全体が支えるための司令塔
	R 5/4	「子ども基本法」の施行	子どもの意見の反映に係る措置を講じ、子ども施策を総合的に推進
	R 6/4	「困難な問題を抱える女性支援法」の施行	家庭内暴力（DV）や性被害、貧困など様々な問題を抱える女性への支援強化
社会福祉法人関係	R 4/4	「社会福祉連携推進法人制度」の施行	地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等の推進
デジタル化関係	R 4/6	「デジタル田園都市国家構想基本方針」の策定	デジタル技術の活用によって、地域の個性を生かしながら地方の社会問題の解決等

第3章 計画の基本方針

1. 基本理念

私たちが住み慣れた地域において、安全安心を実感し暮らし続けていくには、住民同士の「お互いさま」の関係性をつくっていくことが大切です。

そのためには、地域住民が主体的に地域課題を把握し、解決に向けて積極的に参加しようという意識の醸成・取り組みが必要であり、生活に関する課題を包括的に受け止め、福祉サービスの適切な利用に結び付けられる体制の整備が重要です。

また、近年頻繁に発生している地震・豪雨などの大規模な自然災害や新たな感染症に対応するため、地域の防災体制の強化は早急に取り組む必要があります。

第4次地域福祉計画では、「第7次寒河江市振興計画」の将来都市像である「さくらんぼと幸せ実る 夢育むまち 寒河江」を踏まえ、子どもからお年寄りまで、一人ひとりが地域で明るく元気に、いつまでも安心して健康に生活することができるよう第3次地域福祉計画を継承し、「互いに支えあう地域の絆 夢と幸せつなぐまち『さがえ』」を基本理念として、包括的な支援を推進し、地域共生社会の実現を目指します。

基本理念

互いに支えあう地域の絆

夢と幸せつなぐまち『さがえ』

2. 基本目標

寒河江市地域福祉計画は、基本理念である「互いに支えあう地域の絆 夢と幸せつなぐまち『さがえ』」を実現するため、3つの基本目標を設定し、具体的な施策に取り組んでいきます。

基本目標1：主体的に地域に関わる人づくり

基本目標2：みんなで支えあう地域づくり

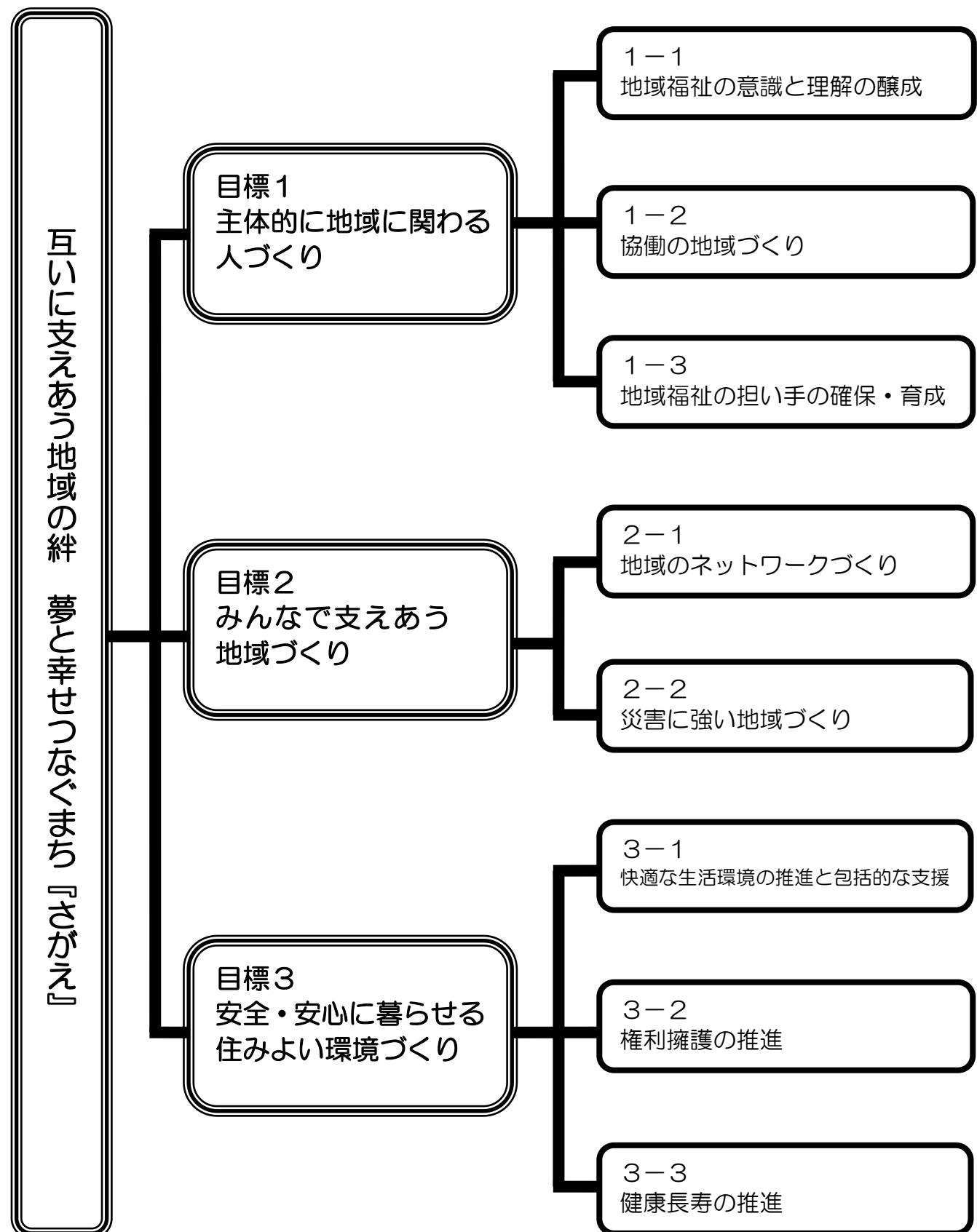
基本目標3：安全・安心に暮らせる住みよい環境づくり

3. 施策の体系図

【基本理念】

【基本目標】

【基本施策】



第4章

施策の方向

基本目標 1. 主体的に地域に関わる人づくり

地域共生社会の実現に向けては一人ひとりが、自分や家族の住む地域の福祉について関心を高め、他人を思いやりお互いに助け合おうとする地域福祉意識の醸成を図る必要があります。

そのために、具体的活動ができるよう支援してまいります。

基本施策 1—1 地域福祉の意識と理解の醸成

施策の方向

市民の福祉への理解と関心を高めるため、地域で実践されている福祉活動の事例や福祉制度に関する情報発信を積極的に行い普及啓発に取り組んでいきます。

主な取り組み

- ・福祉サービス情報ガイドブックの作成

高齢者福祉、障がい者福祉及び子育て支援など、本市の福祉サービスの概要及び本市の福祉に関わる関係団体等を掲載したガイドブックを作成し、広く市民に配布し、周知に努めます。

- ・SNS等を活用した情報提供の充実

市報、ホームページの他、SNSやアプリ等を活用した情報提供の充実を図り、若者世代にも福祉に対する理解と関心を高めていきます。

👉市社会福祉協議会関連：広報誌「愛さぼーと」の発行

- ・福祉活動事例等の定期的な情報発信

市社会福祉協議会・民生委員児童委員及び各種福祉施設やボランティア団体等の認知度向上を図るために、さまざまな広報媒体を活用して定期的に情報を発信します。

基本施策1—2 協働の地域づくり

施策の方向

本市では各種福祉関係団体が活動していますが、地域には豊富な知識と経験を積んだ人々によるさまざまな活動も多くあります。ただ、複雑化・複合化した地域課題に対応するためには個々の活動では限界があることから、地域住民がそれぞれの力を持ち寄り、ネットワークの構築や各関係団体との協働による地域づくりが必要です。

そのため、地域での福祉関係者が連携・協調していく取り組みを推進します。

主な取り組み

- 協働による地域づくり活動の支援

住民一人ひとりの社会参加活動を促進し、世代や分野を超えた多くの住民が主体的に参加するような意識の醸成を図ります。

👉市社会福祉協議会関連：みんなの居場所づくり事業

- 福祉関係団体等の支援

市社会福祉協議会、各地区社会福祉協議会、老人クラブ及び町会やサロン、ボランティア等は、地域福祉における支え合いの担い手であることから、互いに協調し地域の特性を生かした活動ができるよう支援します。また、市民主体の活動支援や、ボランティア及び就労・就業の機会の促進を通じて、子どもから高齢者まで生きがいや役割を持ち暮らせる地域づくりと社会参加の促進を図ります。

👉市社会福祉協議会関連：地区社会福祉協議会（市内8地区）の活動支援、福祉活動応援助成事業

基本施策1－3 地域福祉の担い手の確保・育成

施策の方向

地域における助け合い・支え合いの活動を活発にするためには、福祉活動に関わるリーダーや人材を育成する必要があります。

そのため、地域や福祉活動に取り組んでいる人の資質向上と、人材育成の強化を図っていきます。

主な取り組み

・民生委員児童委員に対する研修の実施

民生委員児童委員は「住民の立場に立って相談に応じ、援助を行う」とこととされており、地域福祉活動の担い手として活動を実践しています。この民生委員児童委員の活動をより一層活発にするため、知識及び対応力の向上を図っていきます。

・社会福祉協議会への支援

寒河江市社会福祉協議会への支援を通じ、地域で福祉活動に関わるリーダーの育成と人材の確保や育成を推進します。また、地区社会福祉協議会の活動における、市や福祉関係者との調整及び連携の支援を強化します。さらに、第4次地域福祉活動計画の目標達成に向け、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化など多様な取組みについて、関係者との連携・協働の推進を支援していきます。

・ボランティアセンター活動の強化

ボランティアセンターの活動を強化し、市民が手軽にボランティアに関する情報を入手できるようにします。

また、講習会や研修会、体験プログラムなどを支援し、活動の担い手を増やします。

 市社会福祉協議会関連：ボランティアセンター運営事業

・子どもに対する福祉教育の推進

学校や地域における福祉活動を奨励し、子どもの頃から地域福祉への関心を高めます。

 市社会福祉協議会関連：福祉教育推進事業

基本目標2. みんなで支えあう地域づくり

子どもからお年寄りまで、障がいや介護の有無にかかわらず、住み慣れた地域で明るく元気に、その人らしい暮らしができる社会を構築する必要があります。その基本となる地域のネットワーク体制の強化に取り組みます。

基本施策2-1 地域のネットワークづくり

施策の方向

共生社会の実現のための支え合う地域づくりは、自分の住む地域を自らより良くしていくという意識を住民みんなが持ち、率先して地域活動に参加することが必要です。

そのため、地域活動に参加しやすい環境をつくり、地域住民の自主的な活動を支援し、活力ある地域づくりを推進していきます。

また、新たな感染症や異常気象による自然災害の発生等の影響により、経済的な支援の必要な人が増加傾向にあるため、全ての人が地域で安心して暮らせるよう支援を行います。

主な取り組み

- ・身近な相談体制の整備

「住民に身近な圏域」において、地域生活の課題に関する相談を受け止める体制を整備します。また、高齢者の身近な相談窓口としての地域包括支援センターなど、障がいを持つ方が安心して地域生活を送ることができるよう支援する基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点など、支援体制の拡充によりサービス提供の充実を図ります。

市社会福祉協議会関連：ふれあい相談所設置事業（毎月1回）

- ・ボランティア活動の推進

地域福祉活動を推進するため、ボランティア活動に関する情報の発信を強化するとともに、地域社会の課題解決に向けた取組みを支援します。

市社会福祉協議会関連：ボランティアセンター運営事業

- ・地域活動のネットワーク化の推進

町内会活動や公民館活動を通じ地域のネットワーク化を推進し、相互の情報提供に努めます。また、地域の青少年や高齢者の団体等に対し、地域づくり活動に関する人材の育成支援や企画・立案のための情報提供を実施します。

- ・住民の主体的で自主的な地域活動の推進

保健、医療、福祉、介護、教育、経済等、あらゆる分野の人たちが知恵を出し、住民主体の地域活動を支援します。

- ・地域見守りネットワークの充実

社会福祉協議会を中心に、新しい生活様式のもと、地域組織や、日々の生活を支える事業者（郵便、水道、ガス、新聞等）、行政が情報の共有を図り、子ども、障がい者、高齢者等を一体的に見守る体制を構築します。

 市社会福祉協議会関連：地域見守りネットワーク事業

- ・NPO や住民組織等による多様な生活支援サービスの充実

NPO やボランティア組織、住民組織による生活支援サービスを繋ぎ、活動を広く住民に伝え支援する、生活支援コーディネーターの活動を充実します。

 市社会福祉協議会関連：生活支援体制整備事業

- ・生活困窮者への自立支援

経済的な自立支援促進の支援や、生活困窮を未然に防ぐ支援を行うとともに、困窮者の早期発見に努め、相談支援の体制を充実します。また、ニート、ひきこもり、ヤングケアラーなど困難を有する人に対して相談支援体制の充実を図り、生活力の向上や職業的自立に向けた支援を行うなどの取り組みを行います。

 市社会福祉協議会関連：日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）、生活福祉資金貸付事業

- ・更生保護活動団体への支援（新規）

犯罪や非行をした人等の改善更生の援助や、犯罪予防のための啓発活動等に取組む保護司会、更生保護女性会を支援します。また、保護司会や更生保護女性会等の更生保護団体と連携し、「社会を明るくする運動」を通して更生保護活動の推進を図ります。

- ・障がい者における就労と社会参加への支援（新規）

障がい者の社会的自立と就労を通じた生活の安定と社会参加を促進するため、公共職業安定所（ハローワーク）等の就労支援機関とネットワークの構築など連携強化を図り、市民や事業主の関心と理解を深めるための普及啓発に取組み、地域の包括的な就労環境づくりに努めます。

基本施策2－2 災害に強い地域づくり

施策の方向

これまで、社会福祉協議会を支援しながら災害ボランティアセンターの強化を図り、災害ボランティアセンターの運営協力員の育成を行ってきましたが、令和4年8月の大雨災害時の活動を通して、災害がより広域で発生した場合の防災対策や災害発生時の対策についての連携のあり方等が課題として認識されています。

「自分の命は自分で守る」という意識の普及と、災害時に地域が自主的に行動できるようにするため、地域ごとの防災・避難計画を作成し、自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、地域が主体的に避難支援に取り組める体制づくりを推進します。

また、福祉避難所の更なる充実や、災害ボランティアセンターの体制強化を進めます。

主な取り組み

- 地域ごとの防災、避難計画作成の支援

全ての住民の安全安心に備えるため、防災対策、災害発生時の連絡体制、避難について計画作成を支援します。

- 個別避難支援プランの作成

災害発生時における要支援者の避難について、誰がどのように支援するのか等の具体的な支援方法を示した「個別避難支援プラン」の周知・啓発を行い、完全登録を目指します。

- 福祉避難所の整備

通常の避難所では対応できない要配慮者の把握と受け入れ体制の整備を図り、高齢者や障がい者が安心して暮らせる災害に強い地域づくりを推進します。

- 災害ボランティアセンターの体制強化

災害ボランティアセンターへの支援を強化し、災害ボランティアセンター運営協力員の増加を図ります。

👉市社会福祉協議会関連：災害ボランティアセンター運営事業

5年後の目標

	令和7年度	令和12年度
災害ボランティアセンター運営協力員	62人	→ 80人
災害ボランティアセンター運営団体数	1社	→ 3社

基本目標3. 安全・安心に暮らせる住みよい環境づくり

住み慣れた地域や居場所において、健康増進や介護予防の取り組みなどを通じ、安心して快適に生活を営むことができる環境づくりを推進します。

また、包括的な支援体制づくりや、判断能力の低下した方の権利擁護を推進し、全ての人の暮らしを支える取り組みを進めます。

基本施策3－1 快適な生活環境の推進と包括的な支援

施策の方向

障がいのある人もない人も、子どもからお年寄りまで互いに人格と個性を尊重しあいながら、みんなが生まれ育った地域で、いつまでも安全に安心して暮らせる住みよい生活環境の整備を推進していきます。

また、交通手段が利用できず外出が困難な高齢者等の社会参加に不便が生じないよう、移動手段確保の制度充実に努めます。

主な取り組み

- 公共施設等のユニバーサルデザイン化とバリアフリー化の推進

障がい者や高齢者を含む全ての人が使いやすいユニバーサルデザイン化とバリアフリー化を推進します。

- 障がい者や高齢者の移動手段の充実

公共交通機関の縮小や高齢化に伴う免許返納者の増加もあり、デマンドタクシーや市内循環バスの利便性の向上を推進します。

- 子育て世代の交流の場の整備

誰もが安心して預けられる保育環境を整備するため、市立保育所の統合や民間立保育施設等の整備を支援します。また、さくらんぼこどもキャンパス CLAAPIN SAGAE（クラッピングサガエ）の利活用の促進並びにゆめはーと及びファミリーサポートセンター等への支援を継続し、地域の子育て支援機能の充実を図ります。

- 子育て世帯の負担軽減の推進

保育所や幼稚園等に通う子どもがいる家庭の保育料等の負担軽減や、子どもの医療費の自己負担額の無料化を推進します。

- ・介護サービスの充実
特別養護老人ホーム等の施設サービスや通所型サービス、訪問型サービス等の、様々な介護保険サービスの適正な整備を図ると共に、介護保険事業の適切な運営を推進します。

- ・顕在化した課題に対し重層的かつ包括的な支援体制による対応（新規）
地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、制度の狭間となる課題や困難を抱えた方に対し、社会的孤立を招いてしまうことがないよう行政による公的な支援に加え、関係機関や民間団体の取組み、地域全体で見守り支援する地域づくり、デジタル技術の活用など、更なる支援の重層化を図り対応していきます。

※取組の詳細は **施策の展開** (P 4 2 ・ P 4 3)

- ・デジタル技術の活用（新規）
情報化社会における課題の解決等を図るため、福祉に関わる分野においてデジタル化を積極的に進めています。

5年後の目標

令和7年度	令和12年度
CLAAPIN SAGAE を核とした 探究教室の実施	— → 9回／年

施策の展開：顕在化した課題に対し重層的かつ包括的な支援体制

■社会福祉法第106条の4『重層的支援体制整備事業』

「重層的支援体制整備事業」は、日本の地域共生社会の実現を目指して、厚生労働省が推進している重要な取り組みです。地域住民の複雑化・複合化する支援ニーズに対応し、どのような人も取り残さない「地域共生社会」を実現するために、自治体が包括的かつ重層的な支援体制を整えることを目的としています。また、様々な支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①断らない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施するものです。なお、この事業は、包括的な支援体制整備のための1つの手段として規定され、各市町村の任意により実施されます。

本市における関連する取組について

■社会福祉法第106条の4各号

○包括的相談支援事業

各分野の相談機関において、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、適切な支援関係機関との連携を行います。また、複合化した課題等については、関係機関との連携を図り支援を行います。

分野	事業名	機関	担当課
高齢	地域包括支援事業	地域包括支援センター	健康増進課
障がい、生活困窮	相談支援事業	相談支援事業所、生活自立支援センター	福祉国保課
こども	相談支援事業	こども家庭センター	子育て推進課
こころ	相談支援事業	村山保健所等	健康増進課

○参加支援事業

既存の各制度における社会参加支援に向けた事業では対応できないニーズに対応するため、地域の社会資源等を活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

分野	事業名	取り組み	担当課
高齢	一般介護予防事業	地域の介護予防活動への支援	健康増進課
		認知症サポーター養成講座の開催	
		地域の通いの場の設置	
	健康ポイント事業	高齢者の介護予防や生きがいづくりと社会参加を図る	

分野	事業名	取り組み	担当課
障がい、生活困窮	障害者在宅支援事業	福祉タクシー利用券又は福祉給油券を交付	福祉国保課
	地域生活支援事業	障がい者相談・移動支援 手話通訳者の設置、意思疎通支援者の派遣	
	生活困窮者自立支援制度	困りごとに関わる相談に応じ、安定した生活へ向けた支援	
こども	健康教育	妊婦、出産、育児についての正しい知識の普及を図るために健康教室を実施	子育て推進課

○地域づくり事業

各事業の対象者の居場所を確保した上で、属性や世代を超えて交流できる場所や居場所の整備を行います。

分野	事業	取り組み	担当課
高齢	介護予防	地域の介護予防活動支援	健康増進課
	日常生活支援	生活支援コーディネーターが行う地域の活動支援	
障がい、生活困窮	地域生活支援	地域生活支援拠点施設の整備・活用	福祉国保課
	生活困窮者等の自立支援	就労や就学等社会復帰支援の推進	
こども	子育て世代の交流の場の整備	市内の子育て支援センター「ゆめはーと寒河江」の整備	子育て推進課

基本施策3－2 権利擁護の推進

施策の方向

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人の財産や権利を保護し、支援していく制度である成年後見制度については、親族がないなどの理由により審判の申立てができる人について、特に必要があると認められる場合には市長が審判の請求を行う市長申立や、成年後見人等への報酬や費用の助成を引き続き行っています。

今後も、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人の発見に努め、権利や人権の保護及び支援が行われるよう成年後見制度の周知を図ります。

高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク協議会を設置し、地域の関係者や関係機関との連携協力のもと、高齢者及び障がい者の虐待の実態把握と防止対策の検討に取り組んでいますが、さらに、関係機関等との連携協力のもと、虐待を未然に防ぐこと、虐待を早期に発見し対応支援するよう取り組みを充実していきます。

また、近年増加している児童虐待については、子育て支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）を中心に関係機関・団体等との連携をより一層強化していきます。

主な取り組み

・成年後見制度の利用促進

中核機関を設置するとともに、高齢者の身近な相談窓口であり権利擁護を一つの事業とする地域包括支援センターや障がい者の相談窓口である基幹相談支援センター等と連携し、制度を広く理解していただくための広報や制度利用の促進を図り、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに努めます。また、幅広い業務に対応するため、職員の資質向上や関係機関との連携強化など、機能強化を図っていきます。

👉市社会福祉協議会関連：成年後見センター（中核機関）事業

・虐待の早期発見・早期対応体制の充実

高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク協議会や子育て支援ネットワークによる地域の関係者・関係機関との情報交換や支援内容の協議等を行い、虐待の早期発見・早期対応に努めます。また、全ての児童とその家庭及び妊産婦等を対象として支援を担う「子ども家庭総合支援拠点」を整備し、児童福祉をより充実させていきます。

- ・包括的・総合的な相談窓口の充実

多様化・複雑化する問題や課題に対応していくために、関係部署や関係機関と連携しながら切れ目のない包括的な支援ができるよう相談体制の充実を図ります。

また、「こども家庭センター」の設置により、母子保健と児童福祉の両機能の連携と協働を深め、子どもや家庭が抱える様々な課題への更なる対応の充実を図ります。

 市社会福祉協議会関連：地域包括支援センター運営事業

- ・「こころ」と「いのち」を守るための支援（新規）

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現のために、地域社会で暮らすひとり一人が自殺対策の視点を持って連携・協働し、ネットワークを構築することで一体となってそれぞれができる取り組みを推進します。

基本施策3－3 健康長寿の推進

施策の方向

生涯を通じて、地域で健康で安心した生活を維持するためには、あらゆる年代において心身の健康づくりを推進し、健康寿命を伸ばすことが大切です。

これまでも「健康寿命延伸」を目標に、さまざまな保健事業や介護予防、認知症予防事業を展開しておりますが、市民一人ひとりが主体的に、自身のライフステージに合わせた健康づくりに取り組めるような地域社会の実現を目指していきます。

高齢になり様々な課題を抱える場合であっても、住み慣れた地域で健康で安心した暮らしが継続できるよう、相談体制の充実や、適切な介護予防及び介護サービスの提供を行っていきます。

また、誰もが安心して暮らせるよう地域医療体制を構築し、安全で・安心な医療環境の提供に努めています。

主な取り組み

・ライフステージに合わせた健康づくりの推進

世代に合わせた健康習慣の定着を目指し、生活習慣や食生活についての情報発信とともに、生活習慣病予防のための事業やハイリスク者への保健指導を実施していきます。

また市内の企業と連携した働き盛り世代の健康づくりを強化するとともに、包括協定を締結している企業の協力を得て、健康増進の知識・行動の普及啓発に取組みます。

・こころの健康づくりの推進

こころの健康の保持・増進を目指し、こころの健康の普及啓発と相談窓口の周知を実施します。また、身近な人がお互いの相談者になれる地域づくりのために、こころのセンター養成講座を実施します。

・歯科保健の充実

口腔機能が全身の健康と関連するため、妊婦、幼年期から高齢者に至るまで歯科保健事業を継続し、むし歯や歯周疾患予防など、各年代に合わせた口腔機能維持に関する事業の推進に取り組みます。

・健康診査とがん検診の充実

生活習慣病の早期発見のため、各種健康診査、がん検診等を充実し、広報啓発を図ることで受診しやすい健（検）診体制をつくり、健康の意識の向上と早期発見・早期治療を図るべく受診率の向上を目指します。また、健（検）診受診結果を活かした健康づくりのため、健（検）診受診後のフォローオン体制を強化していきます。

・健康ポイント事業の周知拡大

子供から働き盛り、高齢者まで毎日の健康づくりや、介護予防の取り組み、地域での介護予防事業参加等への参加を促進し、自分の健康は自分で守る意識の醸成、介護予防の推進を図るために、制度の周知に取り組みます。

・フレイル^(※)や認知症予防に重点をおいた介護予防事業の展開

介護予防の知識及び実践方法のアドバイスや体験をとおし、高齢者の自立支援及び健康寿命の延伸を図ります。また、生きがいや役割を持ち暮らせる地域づくりと社会参加の促進を図ります。

※加齢により心身が老い衰えた状態

・感染症予防対策の推進

日常の感染症予防についての正しい知識の普及と情報提供を実施します。また、新たな感染症等発生時には、迅速に情報を提供し、対策の強化を図ります。

感染症予防と重症化予防のための、定期予防接種の普及啓発と接種の勧奨に努めます。

・救急医療、休日診療体制の充実

現在の休日当番医制を維持し、今後休日診療の定点化等検討を図ります。救急対応や救急受診についての知識の普及啓発、休日当番医等の情報発信を強化します。

・地域医療体制の構築

地域住民の安全安心の確保と将来にわたって良質で十分な医療を提供していくため、統合再編による新病院が円滑に開院できるよう市立病院を核とした医療体制を堅持し、県立河北病院および寒河江市立病院の統合再編による新病院整備を推進します。

また、地域の医療機関における高齢化等の課題に対し、公立病院との連携や医業継承など、持続可能な地域医療の提供に向け関係機関との連携を図ります。

5年後の目標

		令和7年度	→	令和12年度
健康ポイント事業	利用率	2.3%	→	5%
特定健診受診率		52.8%	→	55%
(R1～R5 平均値)				
がん検診精密検査受診率				
胃がん		72.0%	→	100%
子宮がん		81.3%	→	100%
肺がん		80.9%	→	100%
乳がん		88.7%	→	100%
大腸がん		74.7%	→	100%



第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 協働による計画の推進

計画の基本理念である「互いに支えあう地域の絆 夢と幸せつなぐまち『さがえ』」を実現するためには、市民、行政、各種団体などすべての個人・組織が目的達成に向けて具体的に行動することが大切です。

生活課題は多様化しており、個人の尊厳を守り、一人ひとりの個性を認め合いながら生活課題を解決していくには、行政や一部の専門家の力だけで十分な成果をあげることは困難です。そのため、一人ひとりの行動や知恵を結集し、支え合いの精神で地域福祉を推進していくことが必要です。

各地域において、行政のみならず地域住民、各種団体やボランティア、民間の事業者などの多様な担い手がそれぞれの特徴や能力を活かし、役割を持ち行動する「協働」による計画の推進を目指します。なかでも、災害に関する事項については喫緊の課題であるため、早急に取り組みます。

さらに、計画の趣旨や内容について市民の理解を深めるため、市広報紙やホームページ等での計画概要を公表するなど、積極的に情報提供を行います。

(2) 社会福祉協議会との連携による計画の推進

社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉推進の中心的な役割を担う団体として位置付けられており、従来から様々な社会福祉事業、ボランティア活動、福祉教育等を推進してきています。また、支援を必要とする人を地域住民等で支え合う福祉ネットワークづくりの担い手として福祉のまちづくりを進める活動を展開しています。

そのため、地域福祉の推進に向けては、「社会福祉協議会と行政は車の両輪である」との認識に立ち、連携を図ることが必要です。

社会福祉協議会では、「第4次地域福祉活動計画」の策定を予定しておりますので、地域福祉施策が効果的に推進されるよう、各種情報を共有しながら相互に連携を強化していきます。

社会福祉法における社会福祉協議会の位置づけ

(市町村社会福祉協議会及び地域社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営するもの及び社会福祉に関する活動を行うものが参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事項

2. 計画の進行管理

計画の策定後、具体的な行動や施策の推進がなされているか、実施事業等が理念や目標に結びついているかを検証するとともに、社会情勢や住民意識等の変化を捉え、これに合わせて適切に対応していかなくてはなりません。

そのため、毎年度、計画の進行状況を評価・点検し、計画の内容に必要な見直しを行い、施策の方向等に修正を加えていく必要があります。本計画の推進に当たっては、PDCAサイクルを活用し、計画（PLAN）、実行（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）による進行管理を実施し、必要に応じて取り組みの変更や見直しを検討します【下図参照】。

地域福祉計画の内容に関連する施策の点検・評価は、本市の最上位計画である「第7次寒河江市振興計画」の「実施計画」に掲げている各種事業から、地域福祉計画の内容と視点に基づくものを抽出して整理し、本計画の策定にあたった寒河江市地域福祉計画策定・推進委員会において行います。

さらに、寒河江市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」の事業評価等とあわせて実施することでよりきめ細かな計画の進行管理を図ってまいります。



資料編

1. 計画の策定経過

開催年月日	内 容
令和7年12月18日	第1回幹事会
令和8年 1月13日	第1回策定・推進委員会
令和8年 1月16日	第2回幹事会
令和8年 1月23日	第2回策定・推進委員会（文書審議）

2. 寒河江市地域福祉計画策定・推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、寒河江市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定し推進するため、寒河江市地域福祉計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画の推進に関すること。
- (3) その他地域福祉に関するための施策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 地域住民の組織に所属する者
 - (3) 福祉関係の業務に携わる者
 - (4) 公募による者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者
- 2 前項第4号に規定する者は、応募時点において、次の各号のいずれにも該当する者とする。
- (1) 18歳以上であること。
 - (2) 市に引き続き1年以上在住していること。
 - (3) 国、地方公共団体、独立行政法人若しくは地方独立行政法人の職員又は国会、県議会若しくは市議会の議員でないこと。
 - (4) 市税及び税外収入金を滞納していないこと。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員の欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、会議の内容が軽微である場合又は緊急その他やむを得ない事情により会議を開催するいとまがないと認める場合は、書面協議により議決することができる。

6 第3項及び第4項の規定は、前項の書面協議について準用する。

(幹事会)

第7条 第2条に規定する所掌事務について必要な調査、検討等を行うため委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、地域福祉に関する福祉国保課、健康増進課及び子育て推進課の職員で構成し、福祉国保課長が幹事長となる。

3 前項の規定にかかわらず、幹事長は、必要に応じて幹事会を構成する職員を追加することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉国保課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 最初に招集すべき会議は、第6条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

3. 寒河江市地域福祉計画策定・推進委員会委員名簿

区分	団体名	氏名
1	町長連合会	庄司 進
1	医師会	三浦 民夫
1	歯科医師会	鈴木修司
2	幼児教育連絡協議会	大江かおり
2	公民館連絡協議会	宮川 徹
3	民生委員児童委員協議会	渋谷 昭儀
3	社会福祉協議会	大竹 純
3	さくらんぼ共生会	佐藤 拓也
3	老人クラブ連合会	奥山 勝弘
4	公募委員	小松 たみ子

◎委員長 ○副委員長

※令和8年1月1日現在

4. 地域福祉に関するアンケート調査の結果

(1) 調査目的

本調査は、寒河江市に居住する18歳以上の方を対象に、生活環境や福祉に関する意識を調査し、福祉の現状と課題を探り今後の地域福祉計画の施策へ反映することを目的として実施しました。

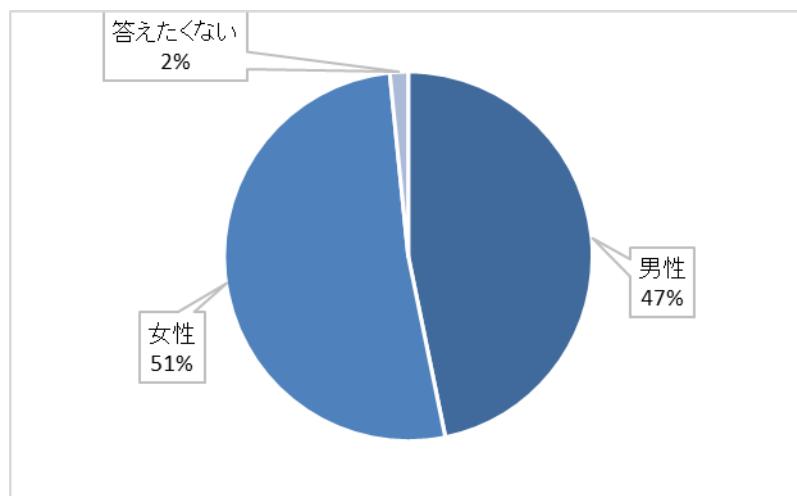
(2) 調査概要

- ◆調査期間：令和7年11月
- ◆調査対象：寒河江市に居住する18歳以上の方
- ◆抽出方法：年代を考慮し2500名を無作為に抽出
- ◆調査方法：文書を郵送配布し、郵送回収とWebにて回答
- ◆調査主体：寒河江市福祉国保課
- ◆集計分析：寒河江市福祉国保課

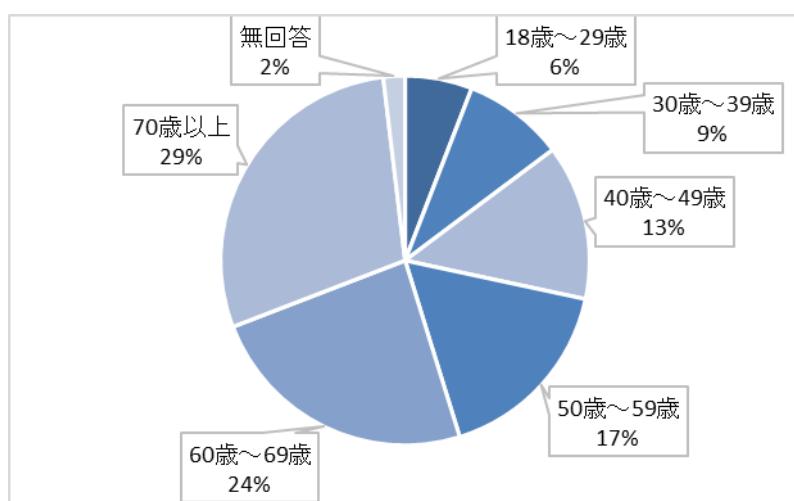
(3) 回収結果

配布数①	総回収数	有効回収数②	回収率 ②/①
2500件	1002件	1002件	40.1%

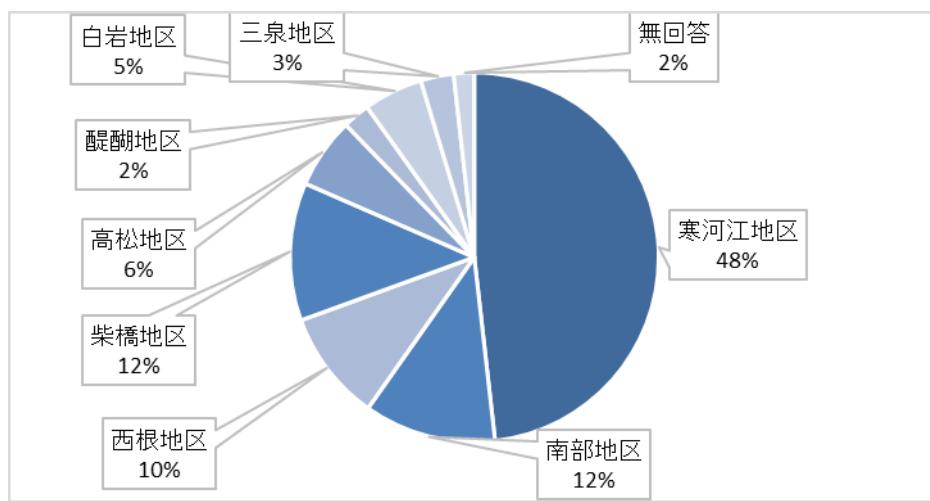
1 男女比



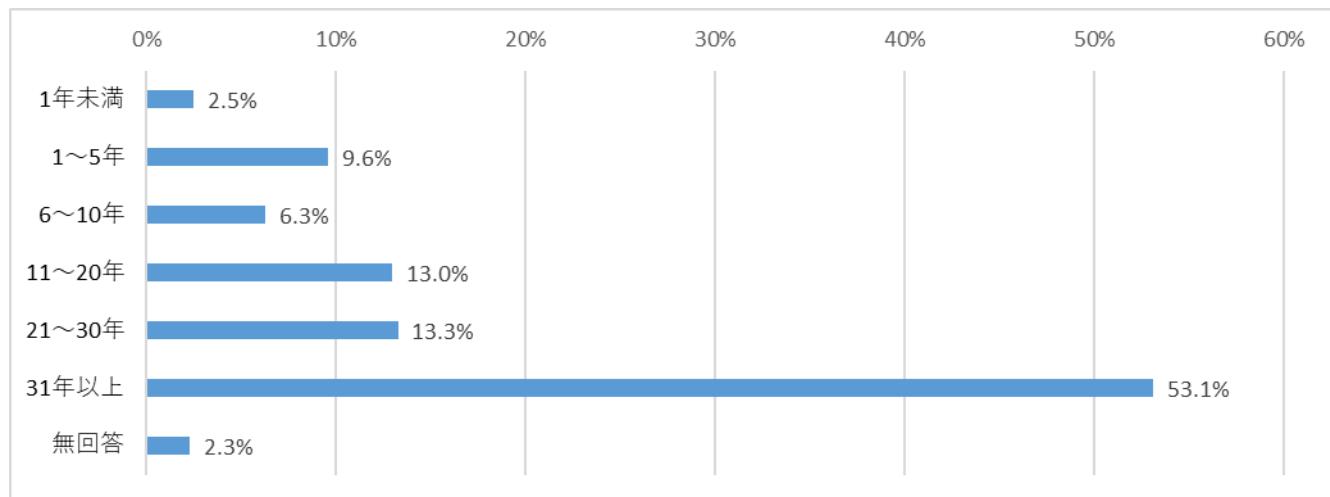
2 年代



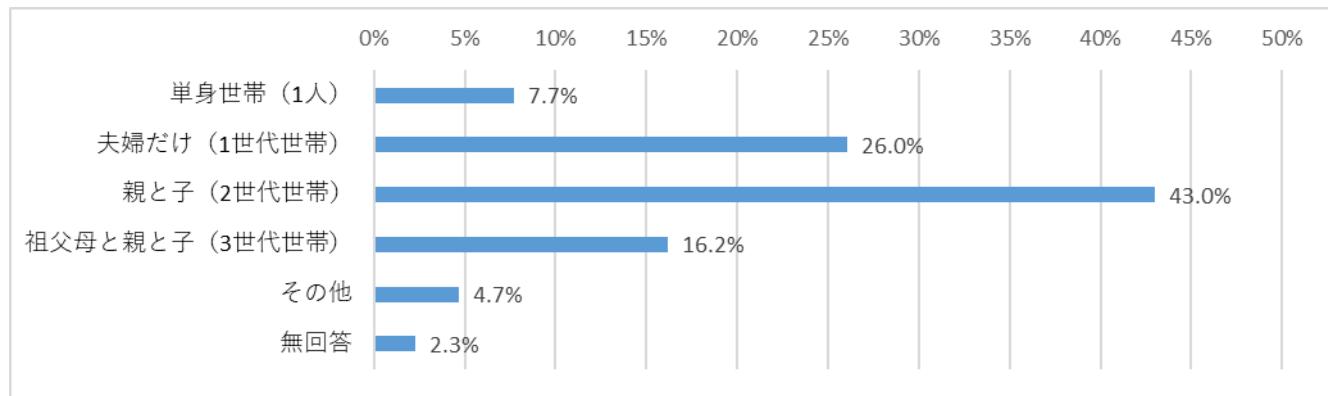
3 住んでいる地区



4 現在の地区的居住年数

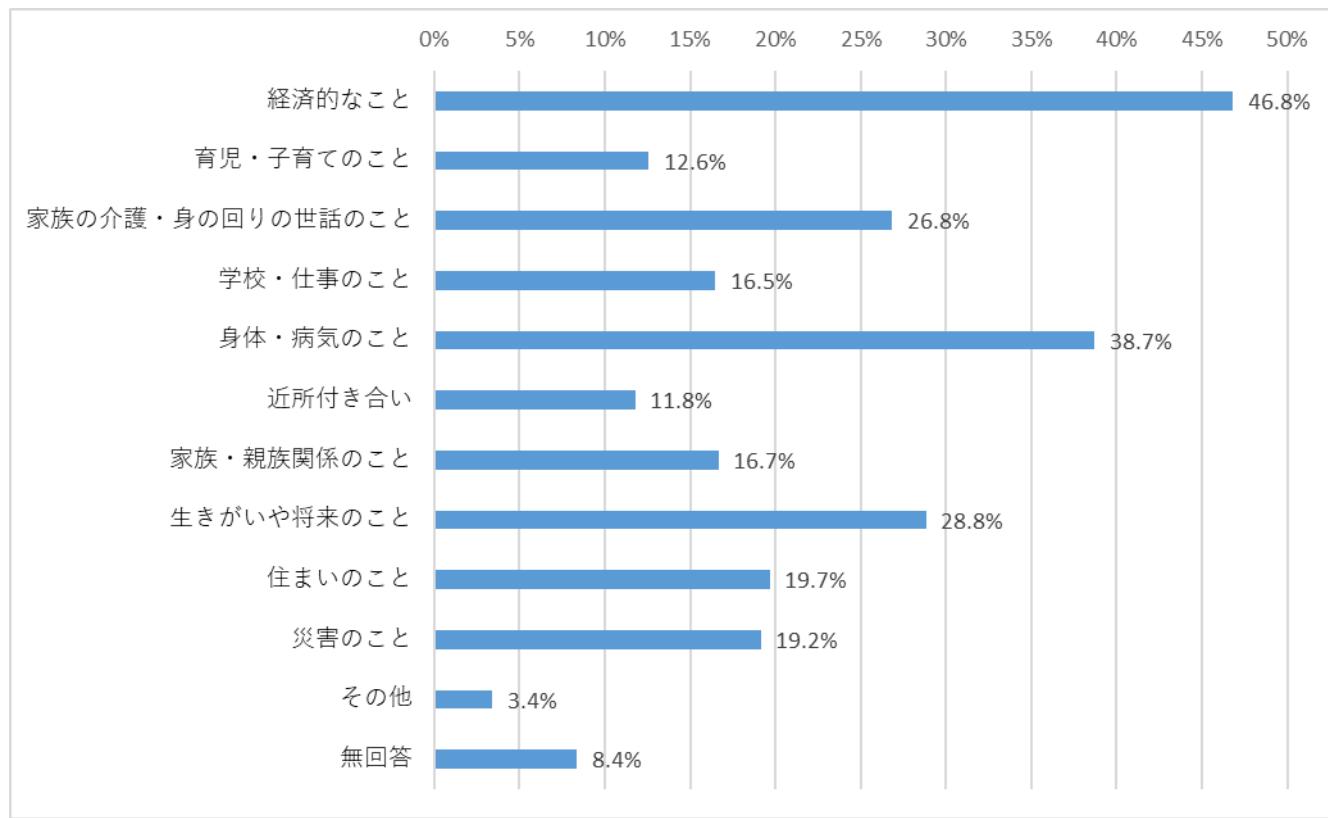


5 家族構成



その他：「4 世代世帯」「婚約者と同居」など

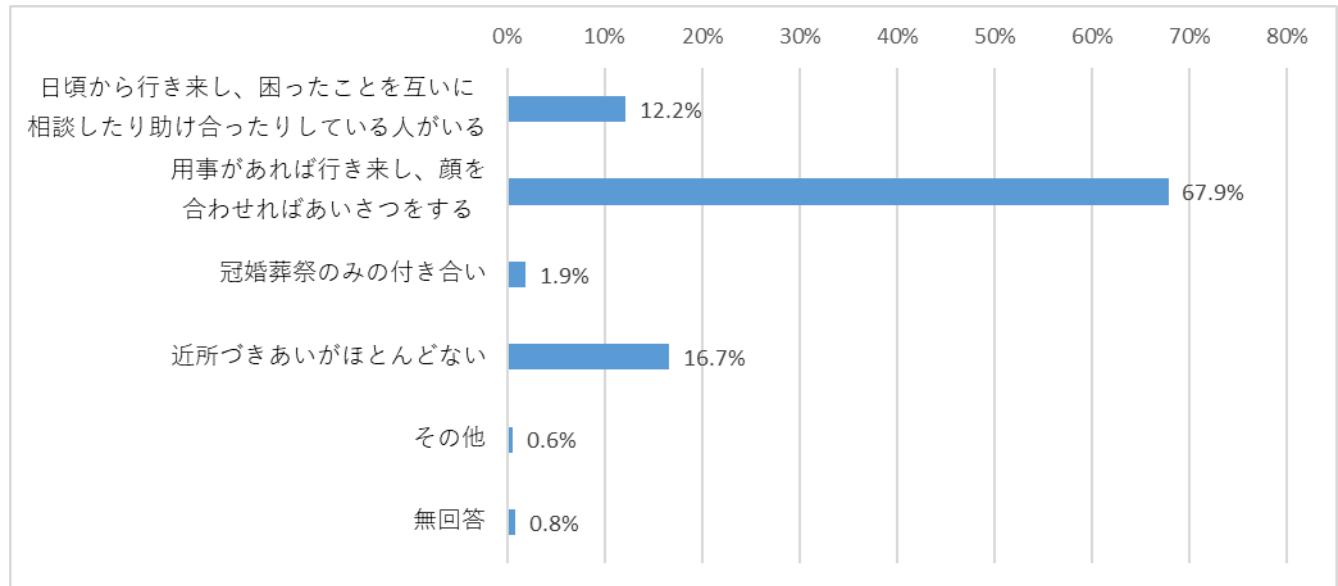
6 日常生活の中で困っていることや不安を感じていること



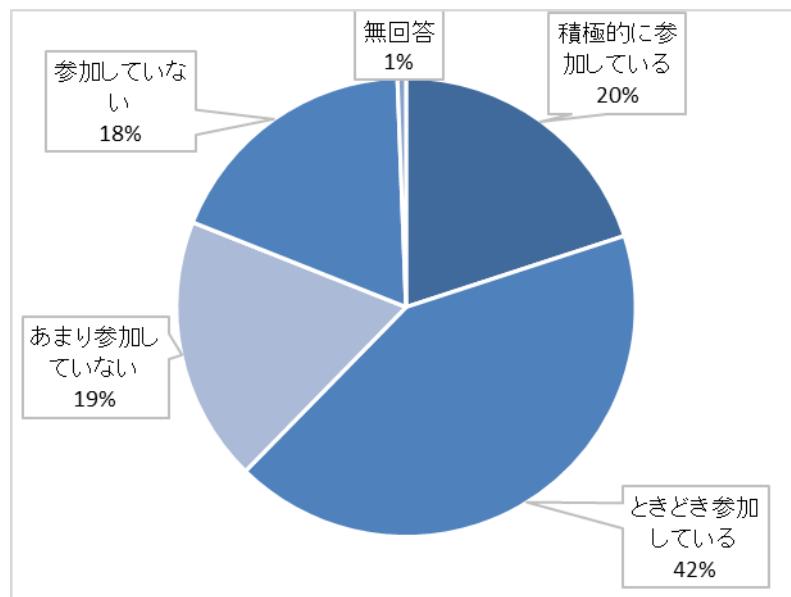
その他：「熊出没」「物価高騰」「相続関連」など

地域との関わりについて

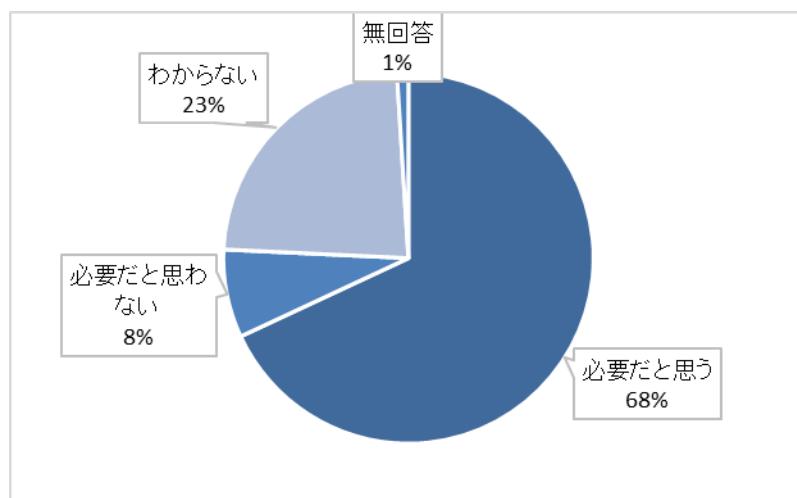
7 近所づきあいの状況



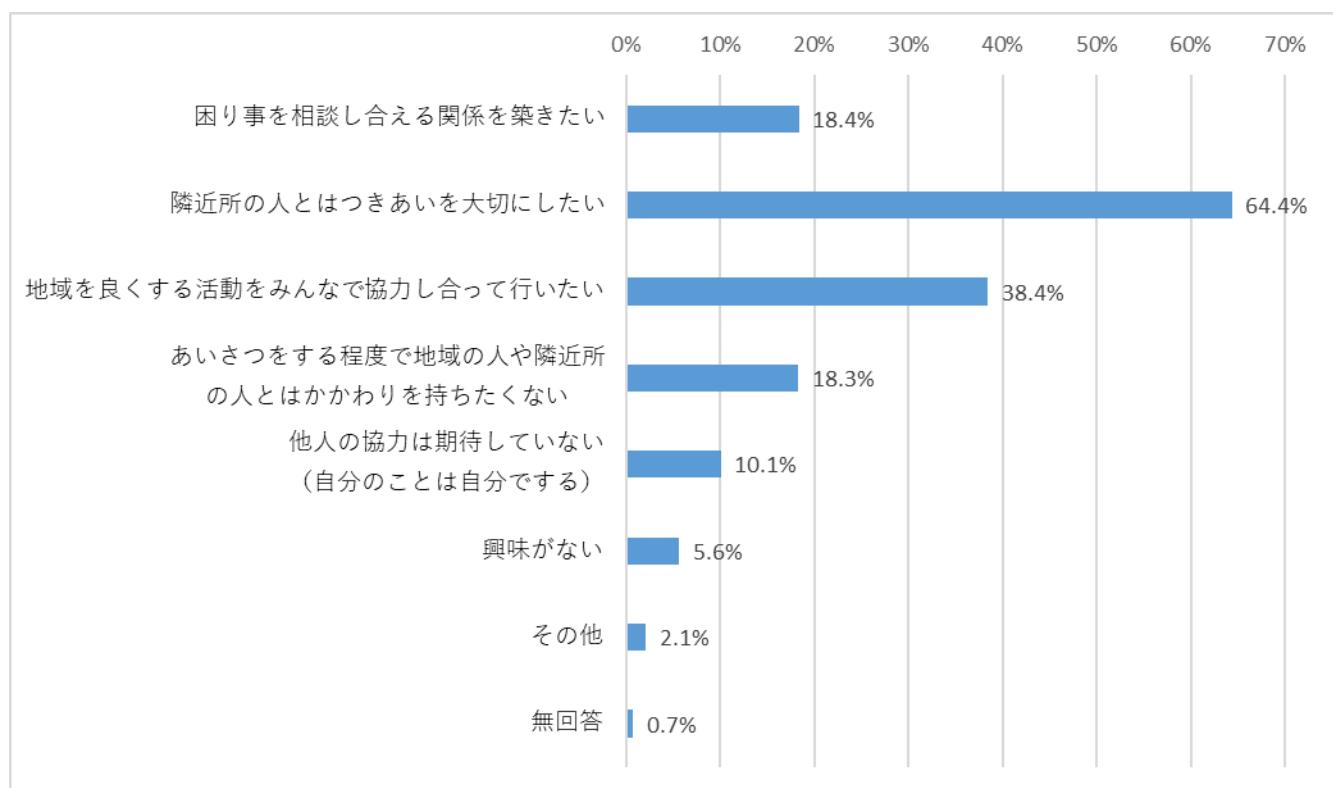
8 地域の行事や活動への参加状況



9 住民どうしの自主的な支えあいについて

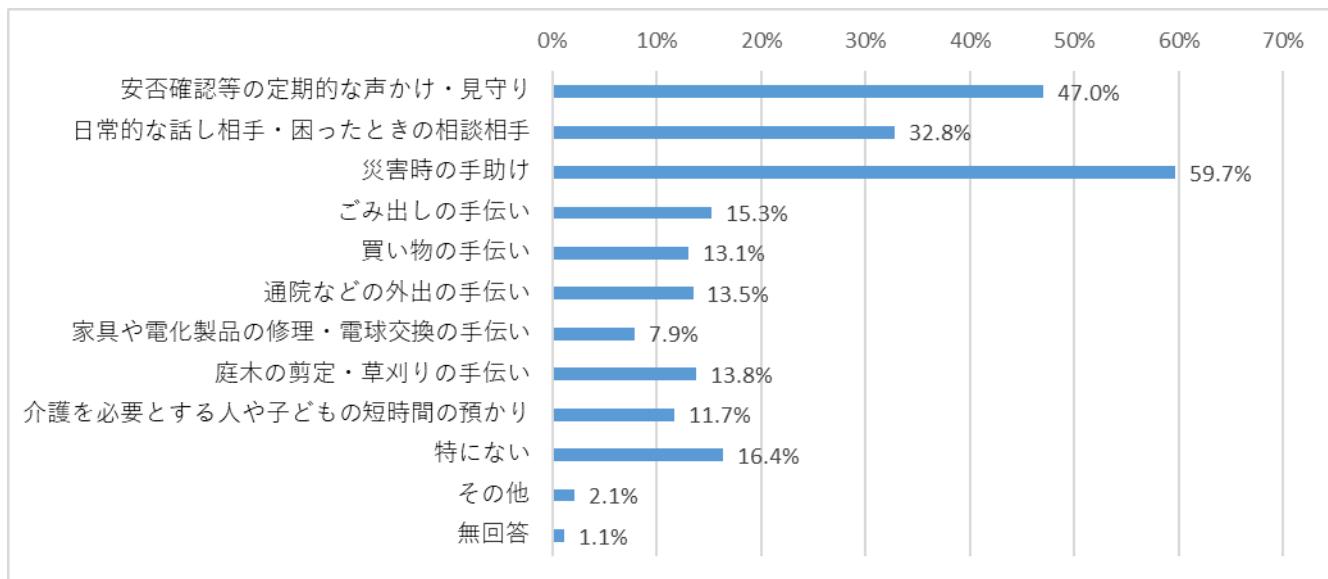


10 地域での人と人との関わりについての考え方(複数回答)



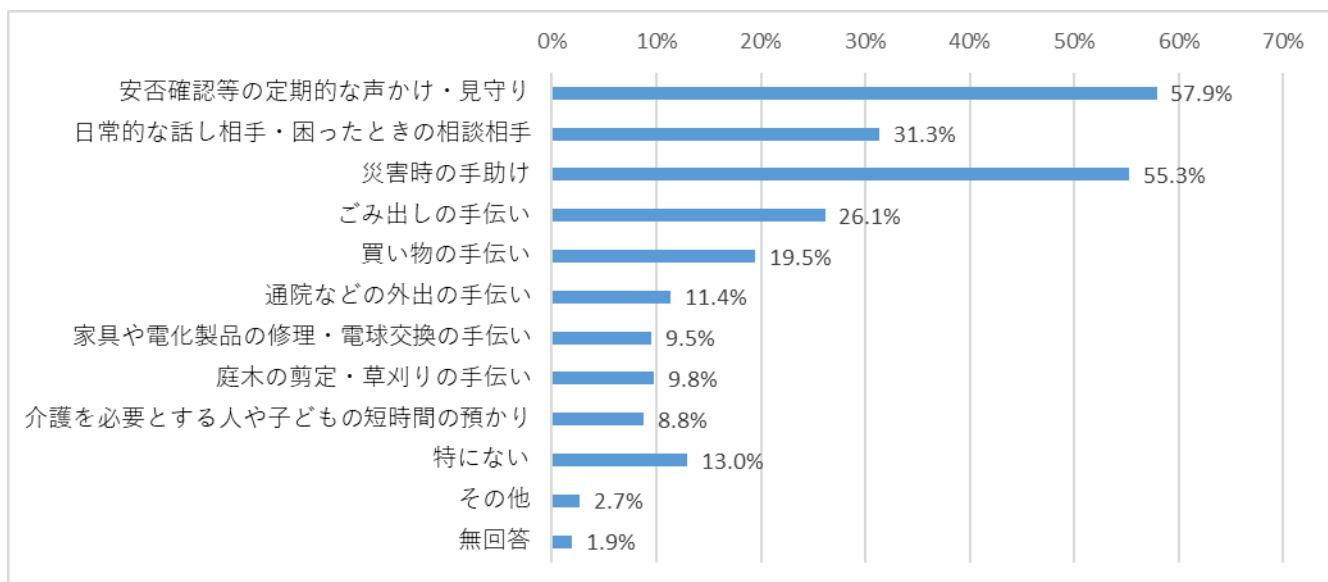
その他：「外を出歩く人が少ない「お世話になった人へのお返しはする」など

11 本人やご家族が、高齢や病気・障がい、もしくは子育て等で日常生活上の手助けが必要になったとき、地域の人にお願いしたい支援(複数回答)



その他：「除雪」など

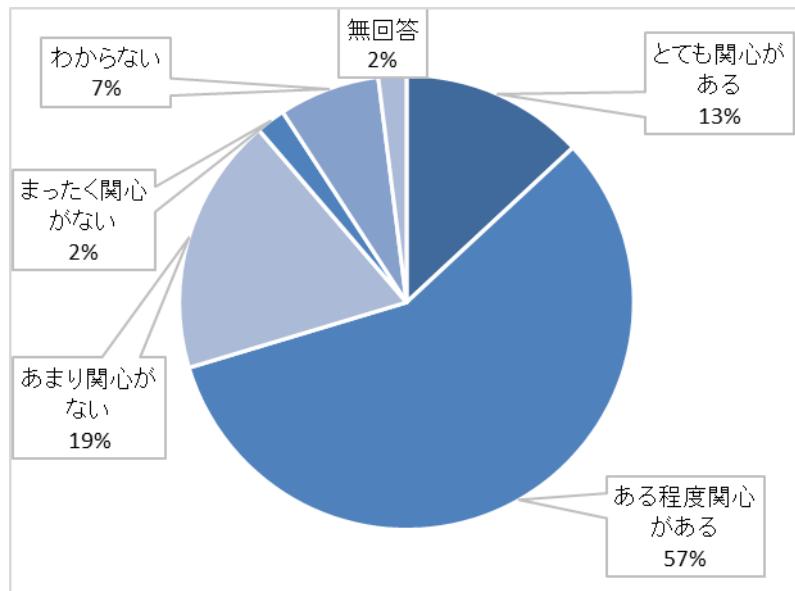
12 身近なところで、高齢や病気・障がい、もしくは子育て等で困っている家庭があった場合協力できる支援(複数回答)



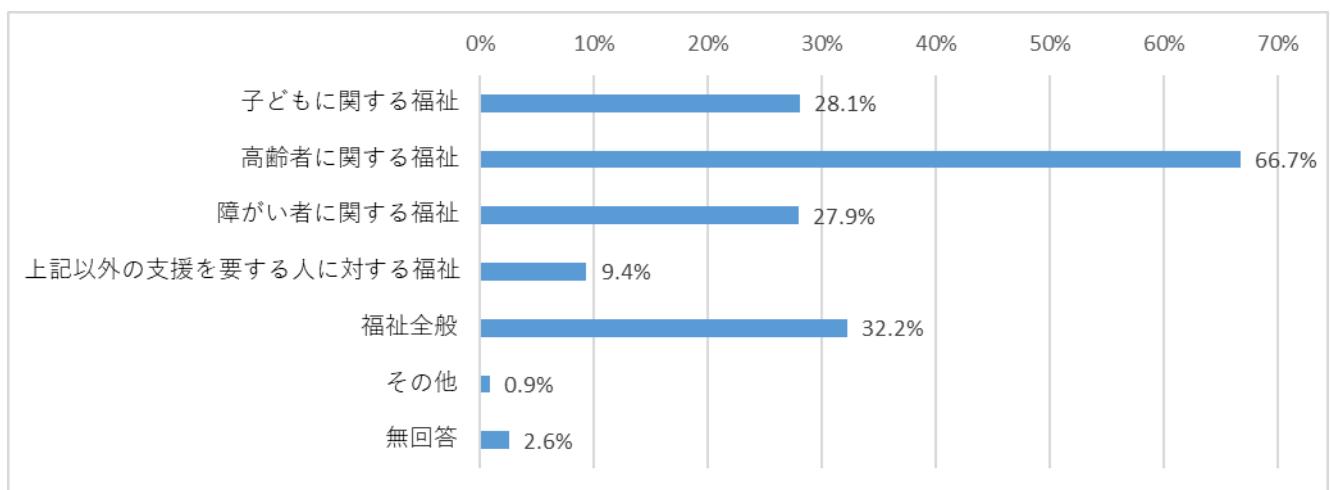
その他：「除雪」「時間がない・高齢などの理由で協力できない」など

「福祉」に対する考え方について

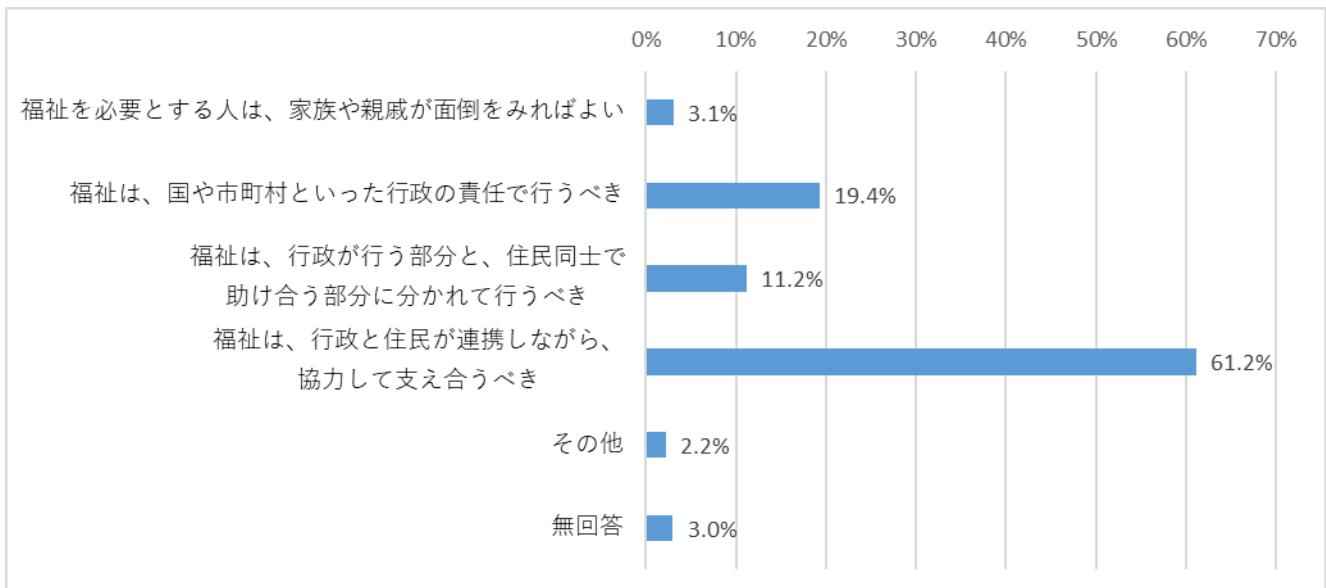
13 福祉への関心



[とても関心がある] [ある程度関心がある]と回答した方のうち、関心がある福祉分野(複数回答)

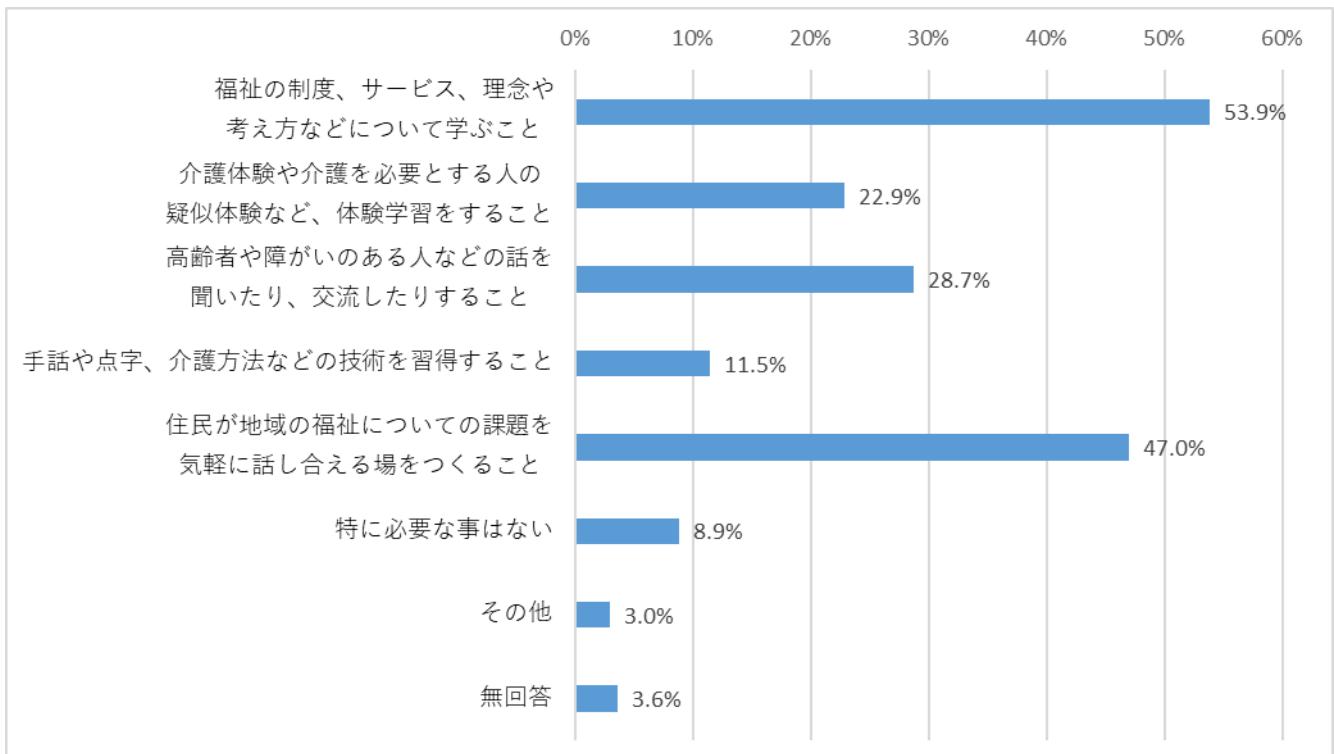


14 「福祉」のあり方の考え方



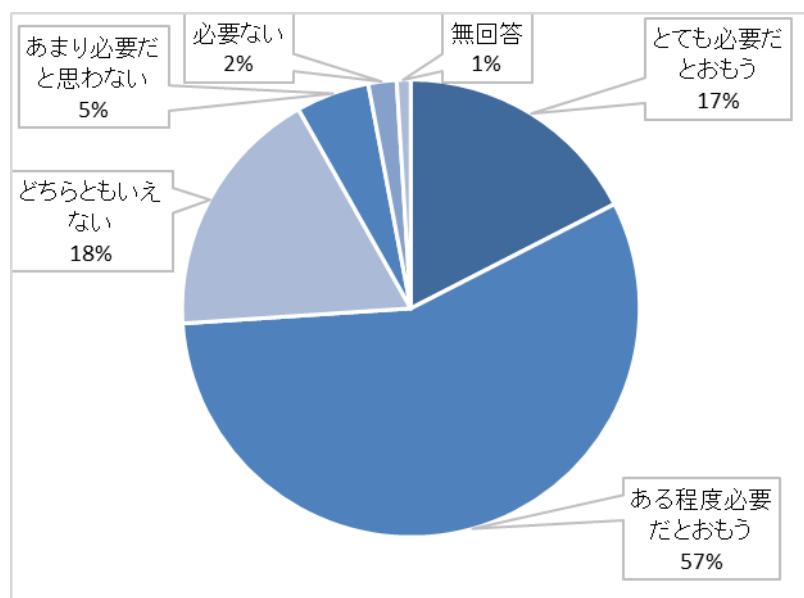
その他：「行政と家族」など

15 住民が福祉について理解を深めるために必要な事(複数回答)

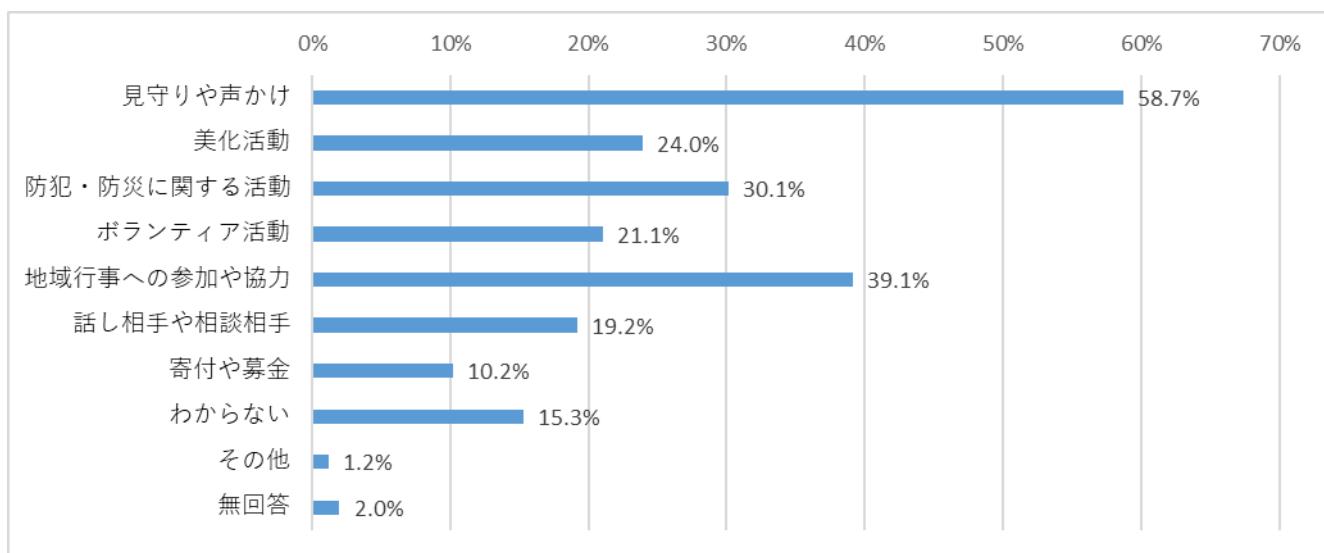


その他：「自分から学ばなくてはいけない」「広報活動」など

16 地域福祉に関する課題に対して、住民同士の助け合いや支え合いの必要性

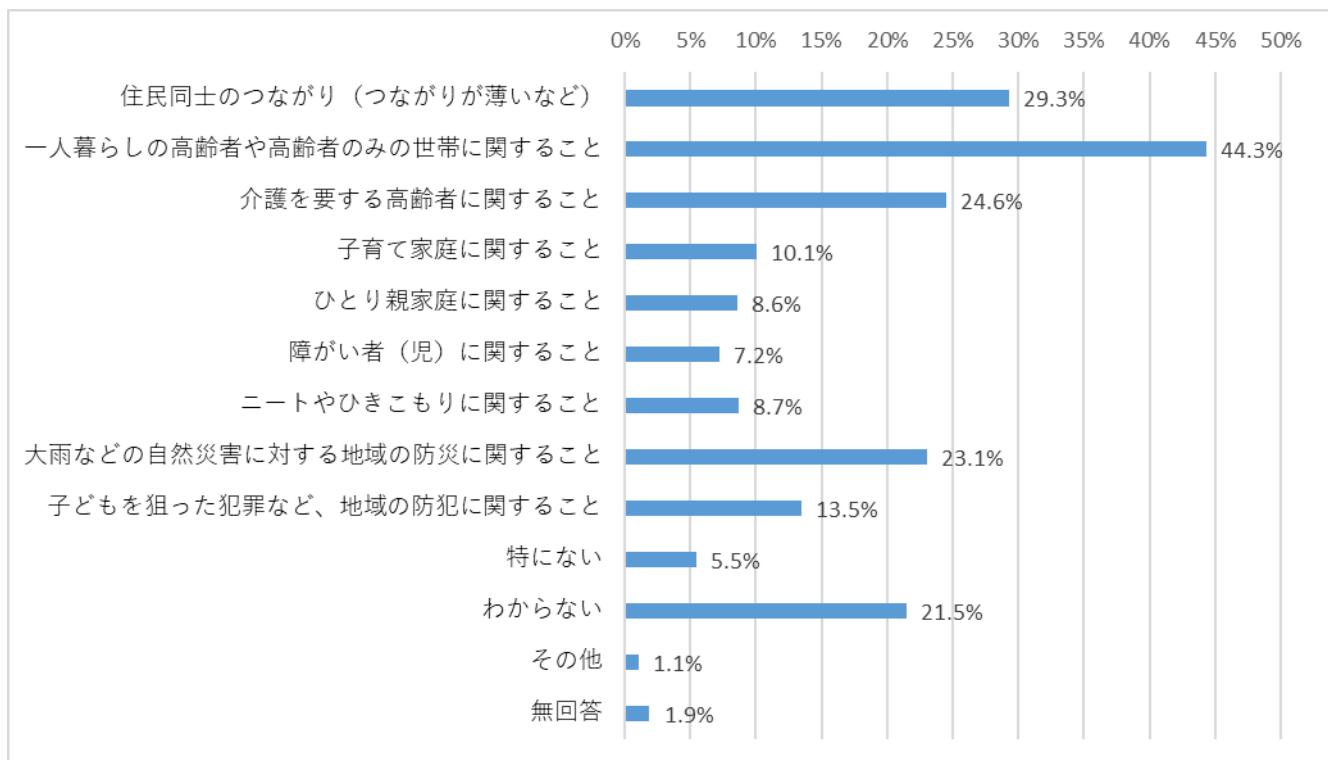


17 住民が安心して暮らせるためにできる事



その他：「自分の体調、仕事などでできない」など

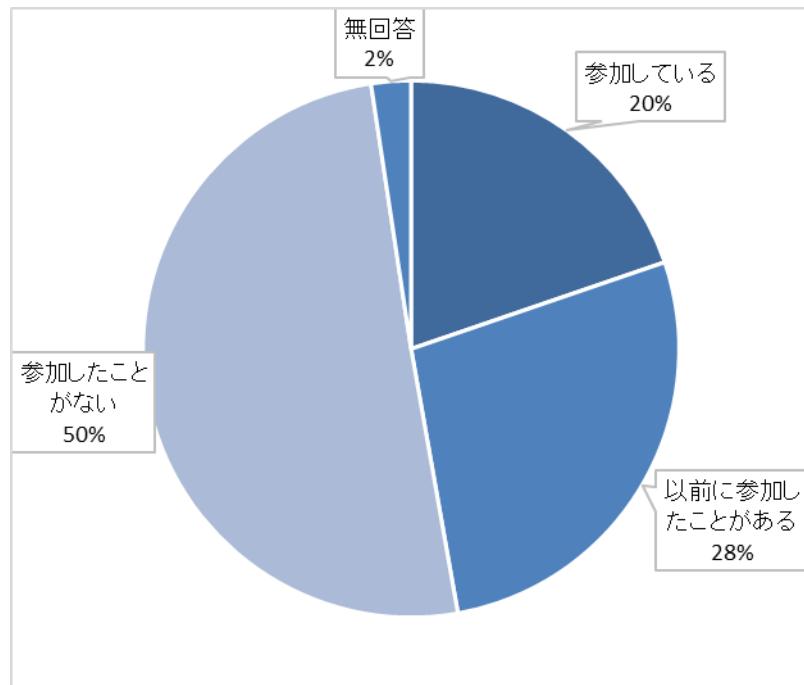
18 住んでいる地域の、福祉に関わる課題・問題(複数回答)



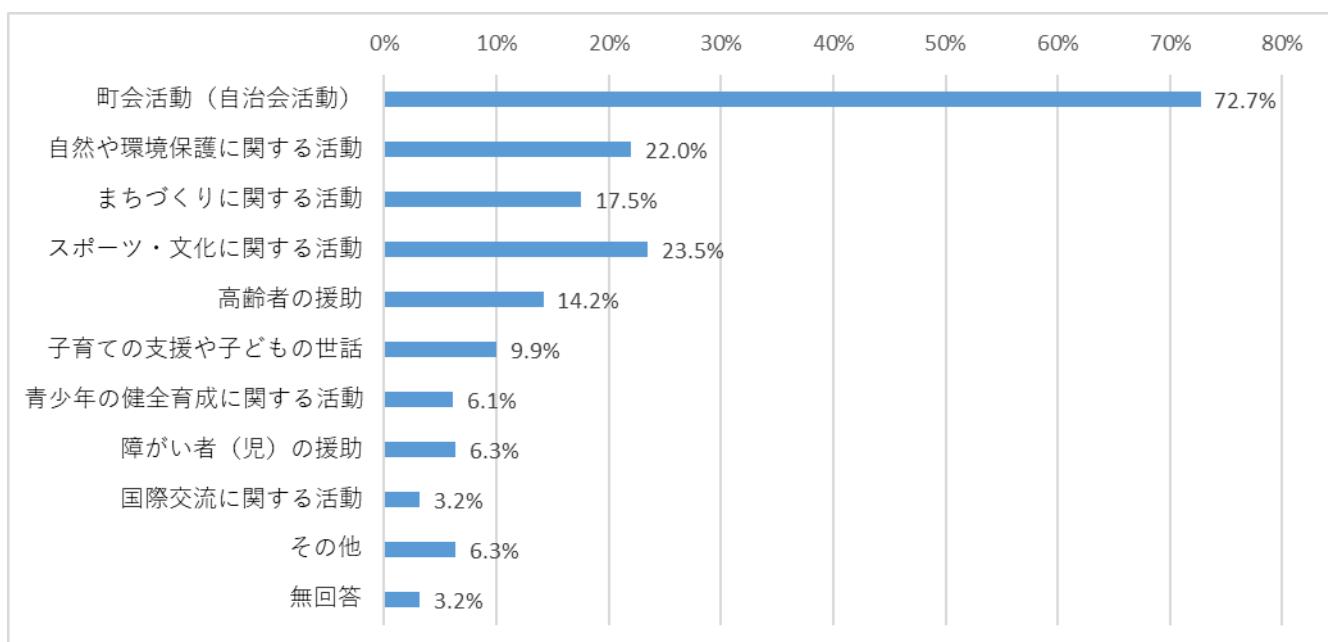
その他：「関わりたくない」など

ボランティア活動について

19 ボランティア活動

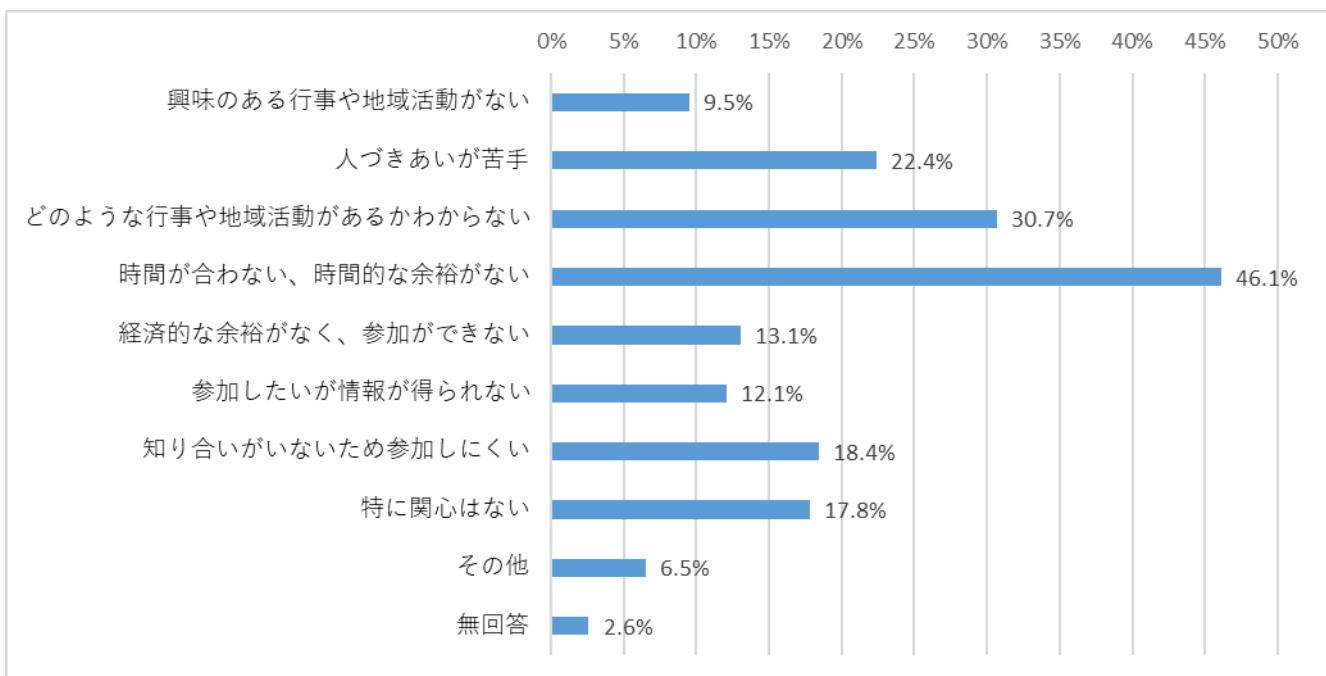


[参加している] [以前に参加したことがある] 方のうち、参加したことがあるボランティア活動(複数回答)



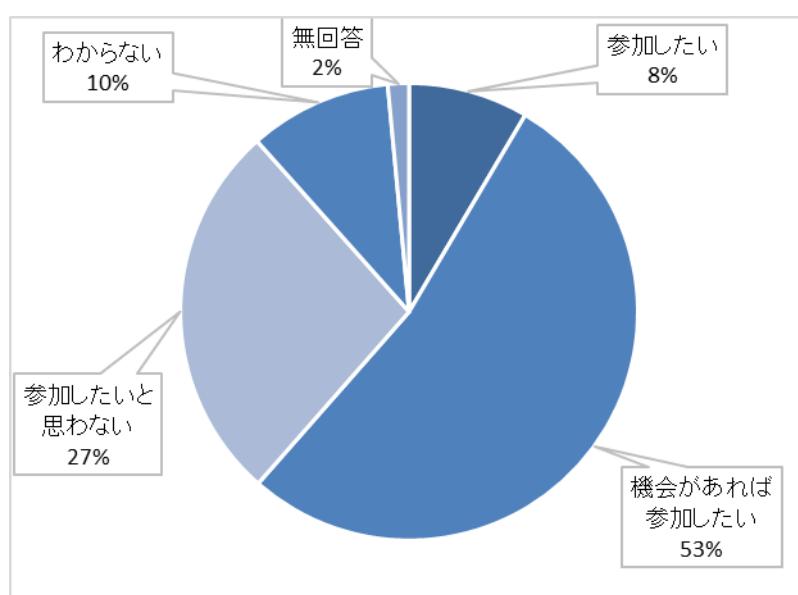
その他：「災害支援」「読み聞かせ」など

[参加したことがない] 方のうち、参加したことがない理由(複数回答)

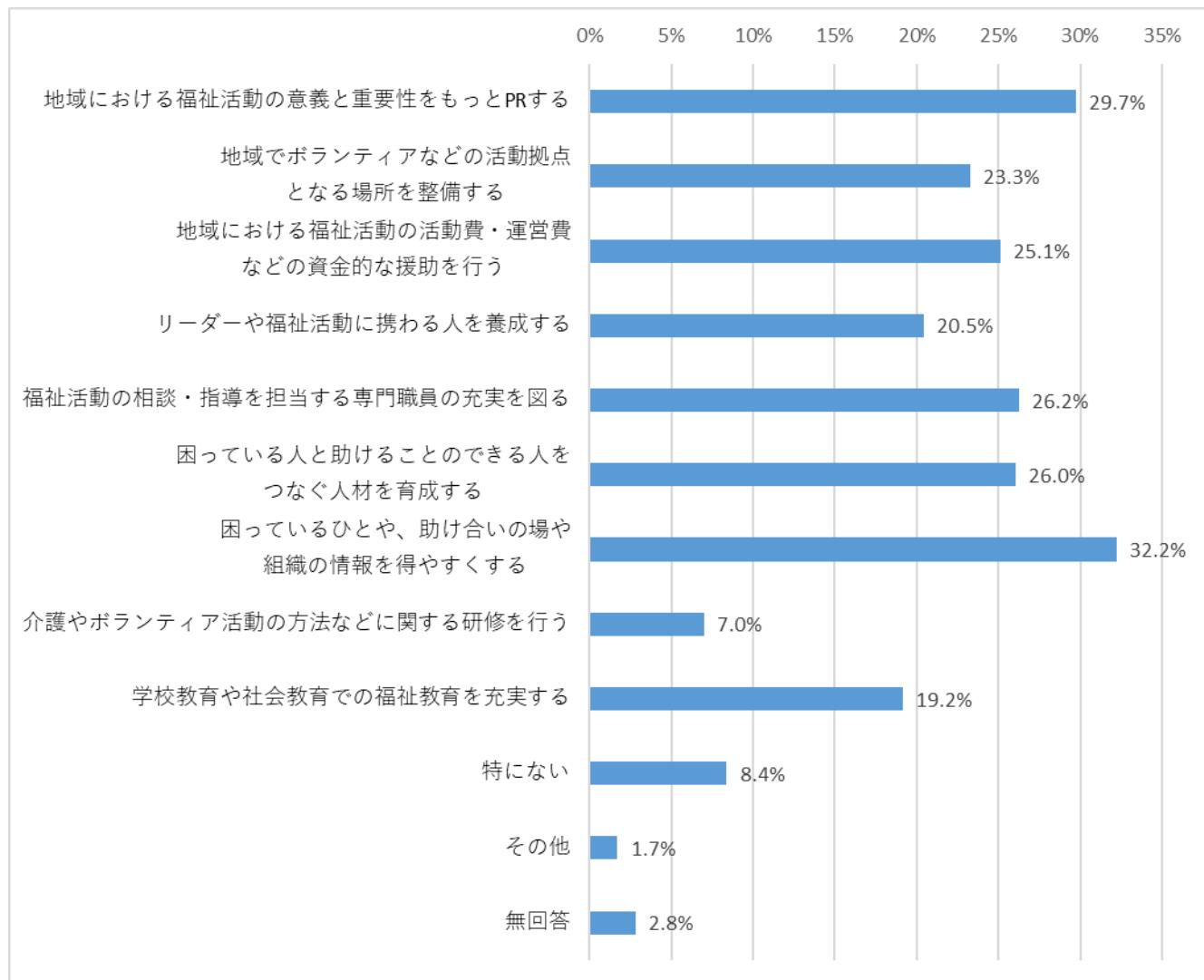


その他：「健康面に問題がある」など

20 自治会や子ども会、老人クラブなどの地域活動やボランティア活動などの行事に参加したいか



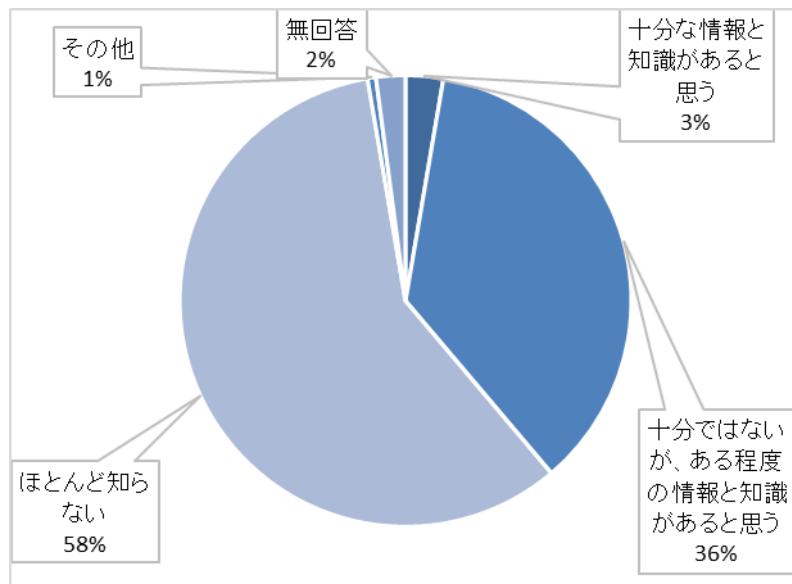
21 地域における支え合い、助け合い活動を活発化するために重要な事(複数回答)



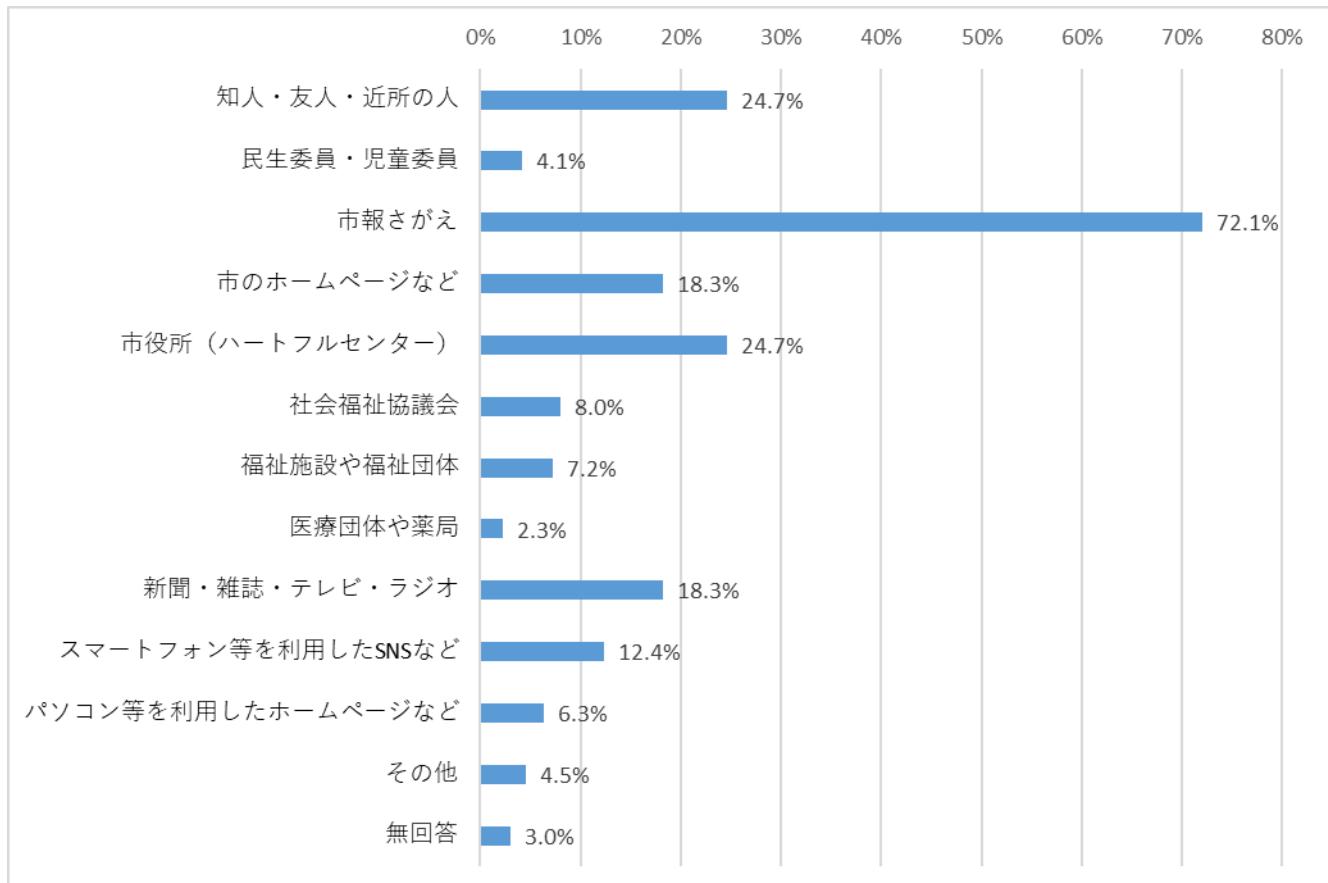
その他：「支えあう必要性がない」「生活などに余裕がない」など

福祉サービスについて

22 市の福祉サービスや福祉施設などの認知度

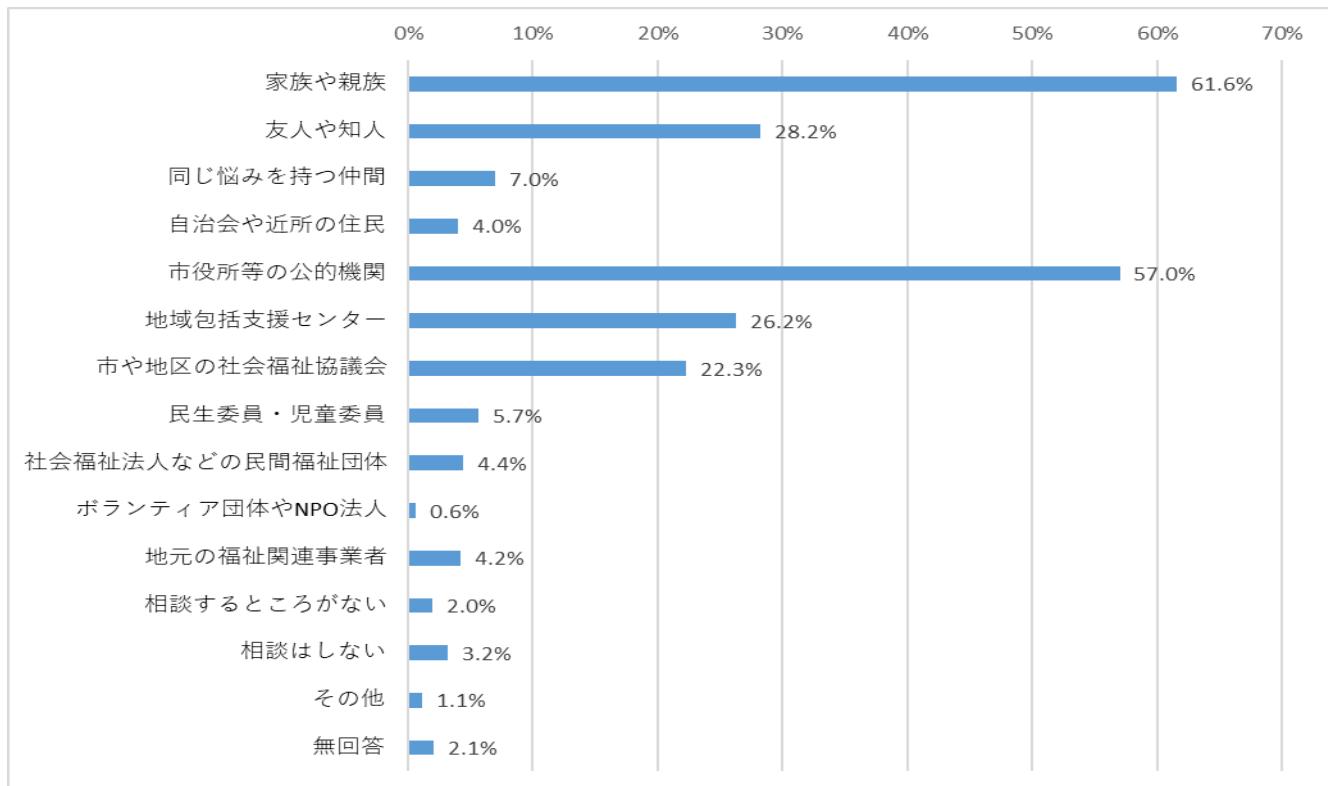


23 福祉サービスに関する情報の入手手段



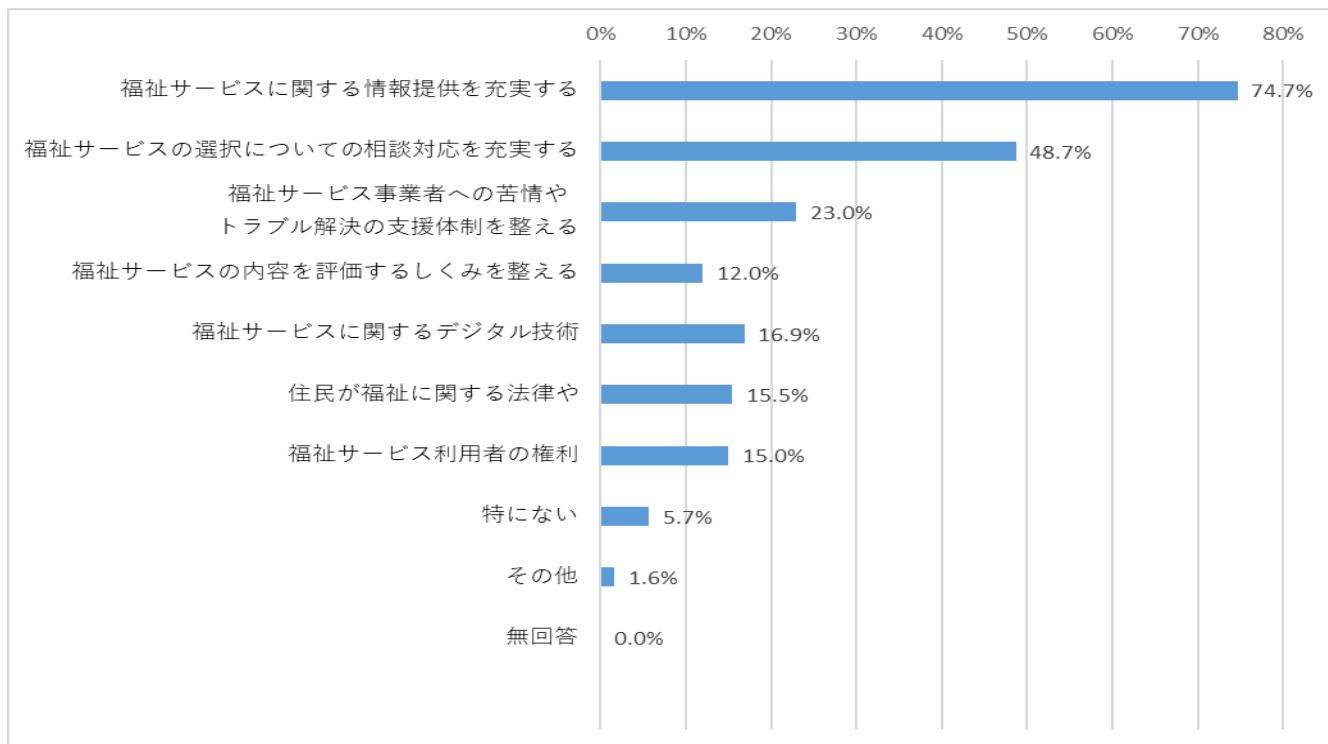
その他：「親族」「入手しようとしたことがない」など

24 自身や家族が、生活上の困りごとを抱えた時や「福祉サービス」の利用が必要となったときの相談先



その他：「インターネット」「わからない」など

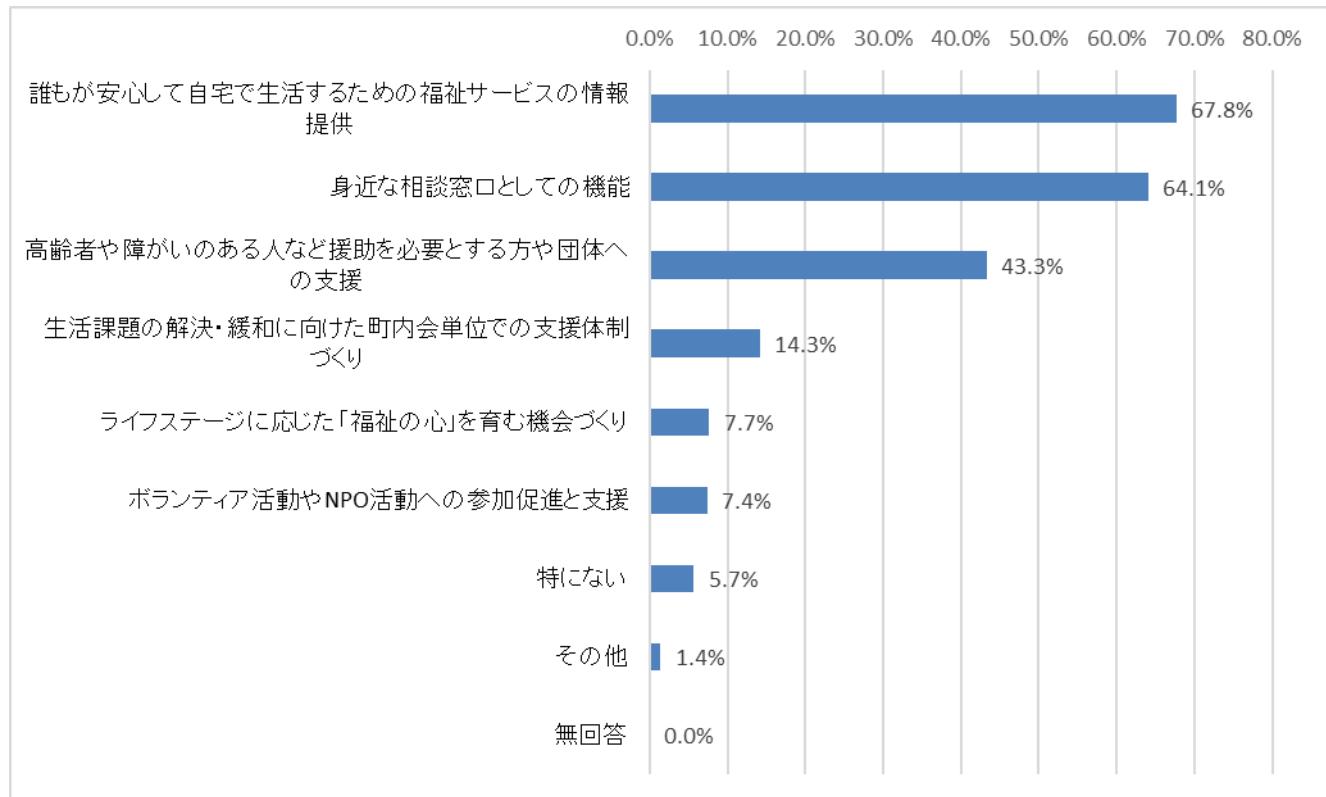
25 福祉サービス利用者が、最適なサービスを選び安心して利用するために行政が取り組むこと



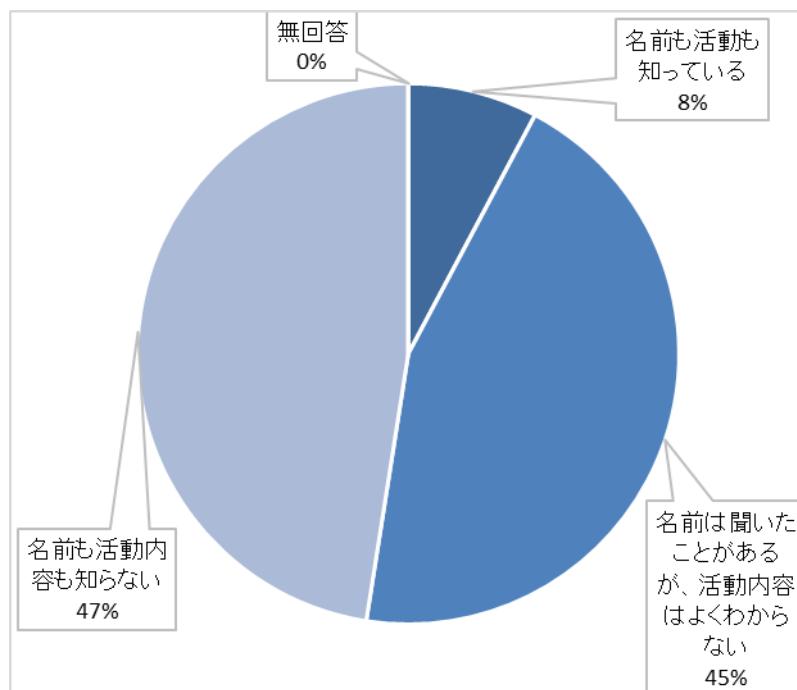
その他：「サービスの一覧が欲しい」「休祝日の対応窓口」など

地域の福祉活動について

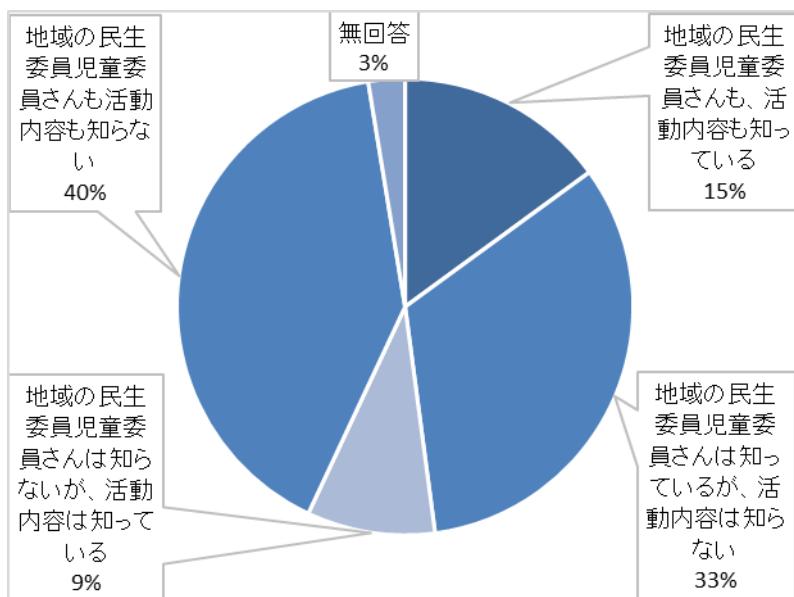
26 社会福祉協議会が様々な福祉問題の解決に向けて優先して活動すべきこと



26-1 地区社会福祉協議会の認知度

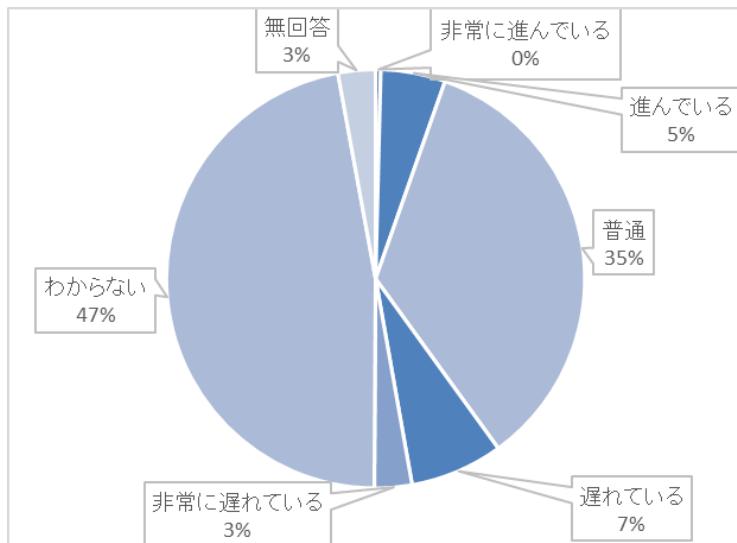


27 民生委員児童委員の認知度

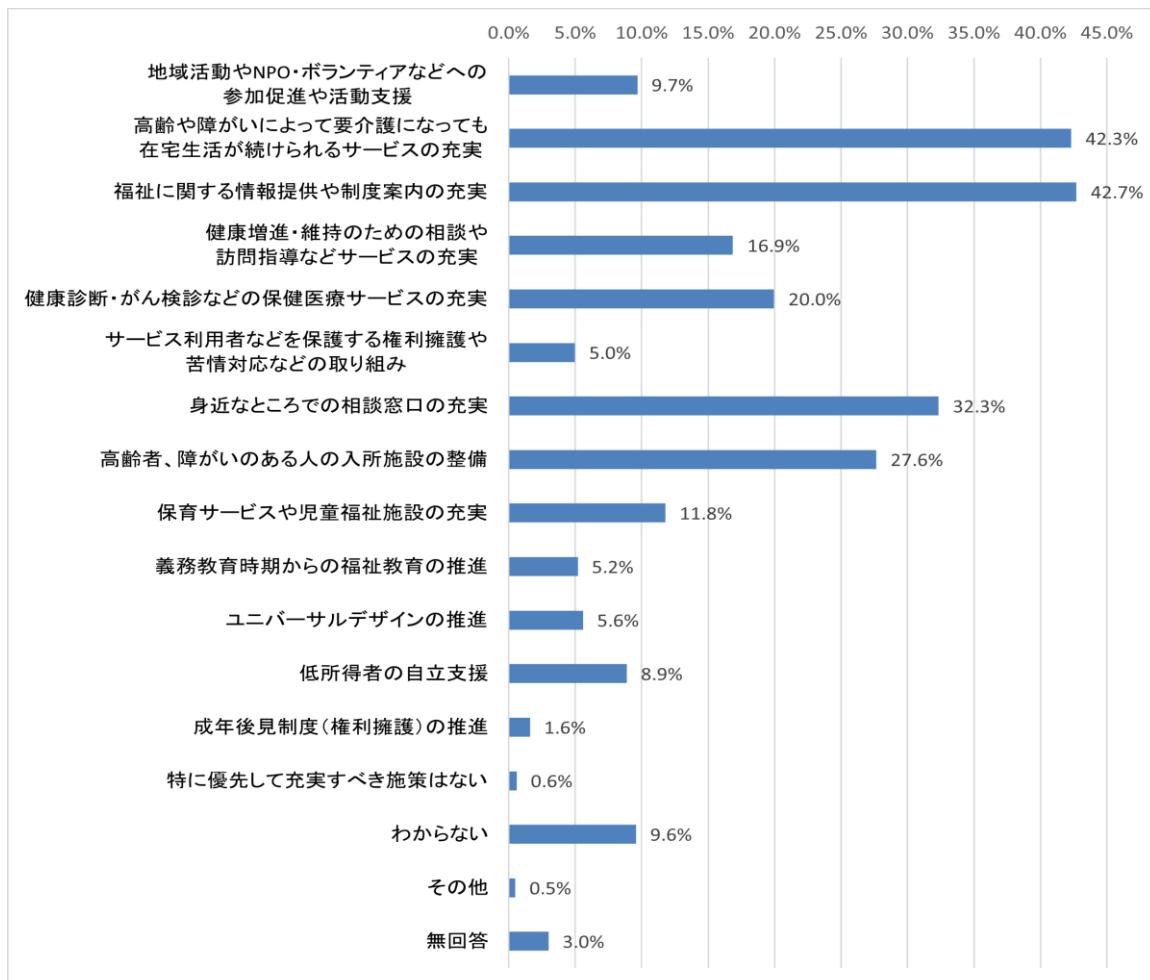


地域福祉のあり方について

28 市の福祉水準

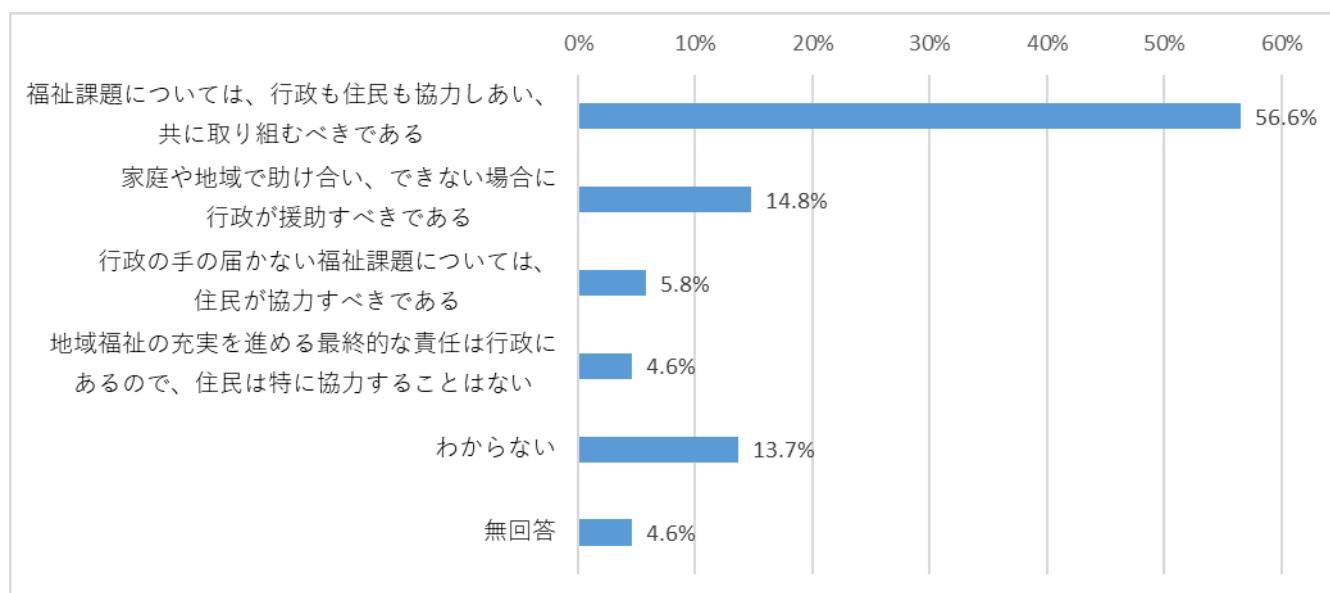


29 市が優先して取り組むべき施策

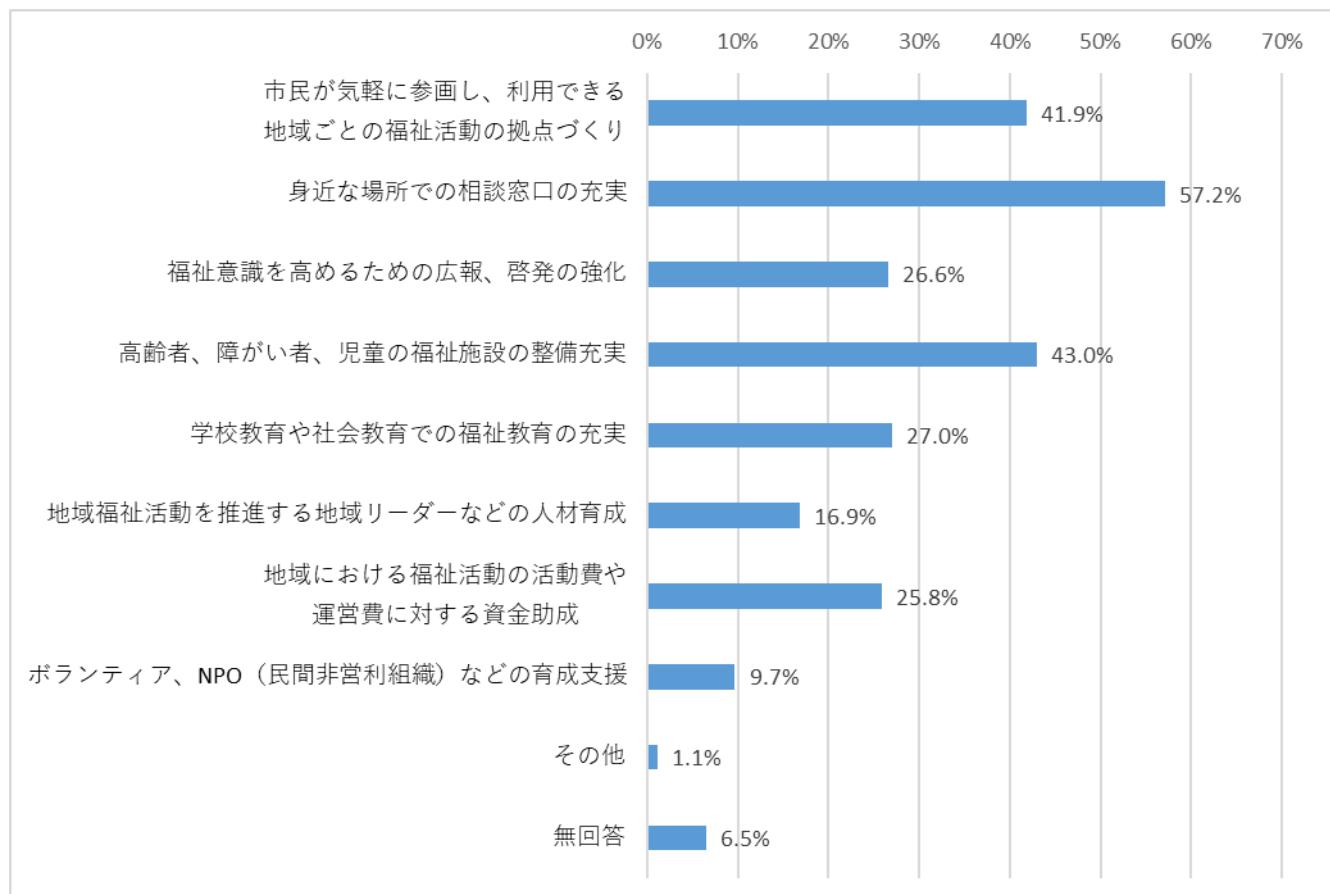


その他：「人材育成」など

30 地域福祉の推進のための行政と住民の関わり方

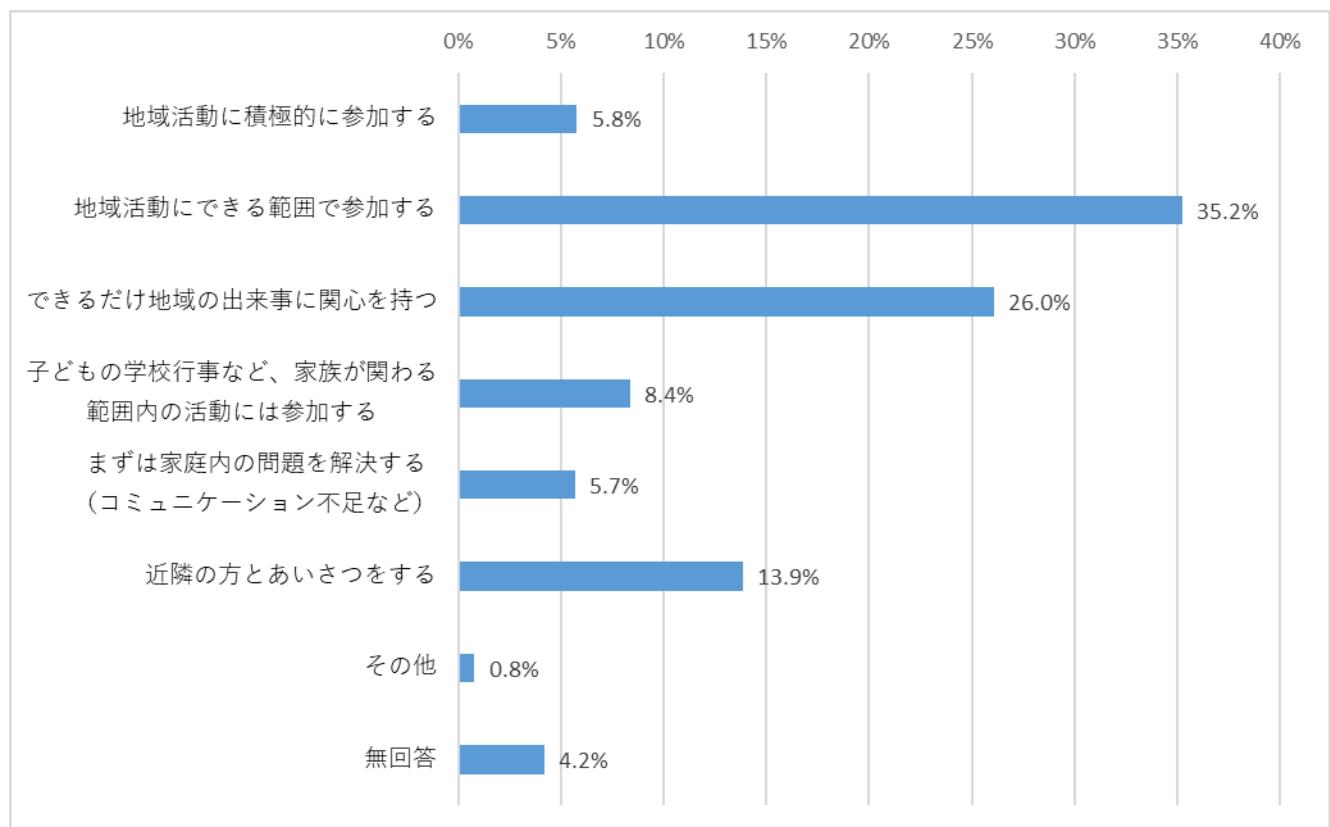


31 地域福祉の推進のために必要な事(複数回答)



その他：「わからない」など

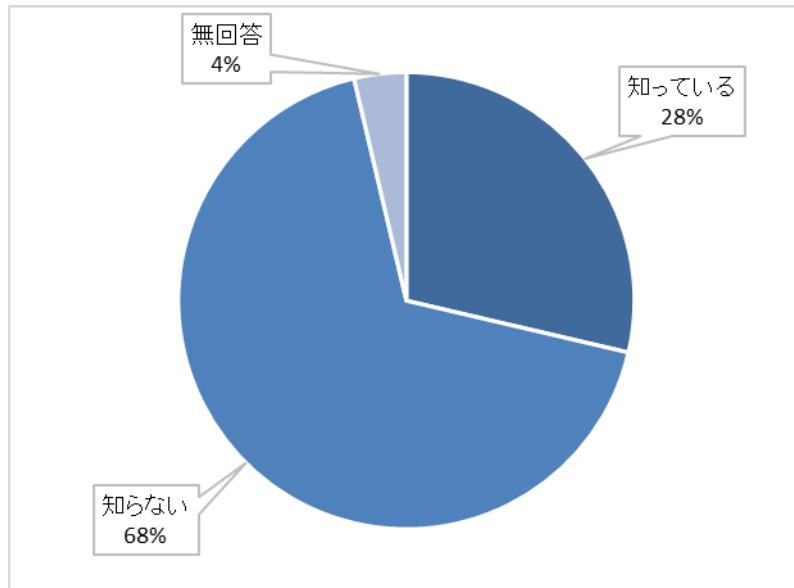
32 住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、住民としてできること



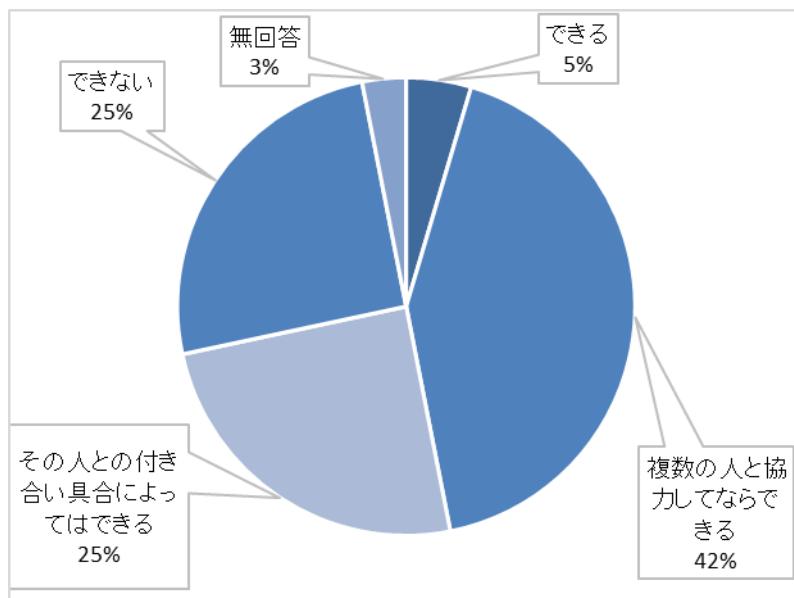
その他：「設問がよくわからない」など

避難行動要支援者支援制度及び災害時の避難について

33 制度の認知度

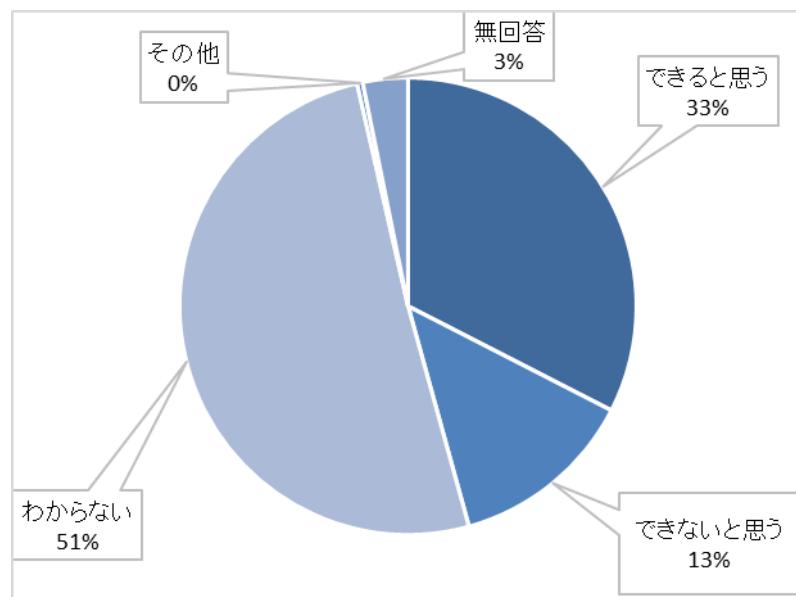


34 避難行動要支援者の避難支援員になることができるか

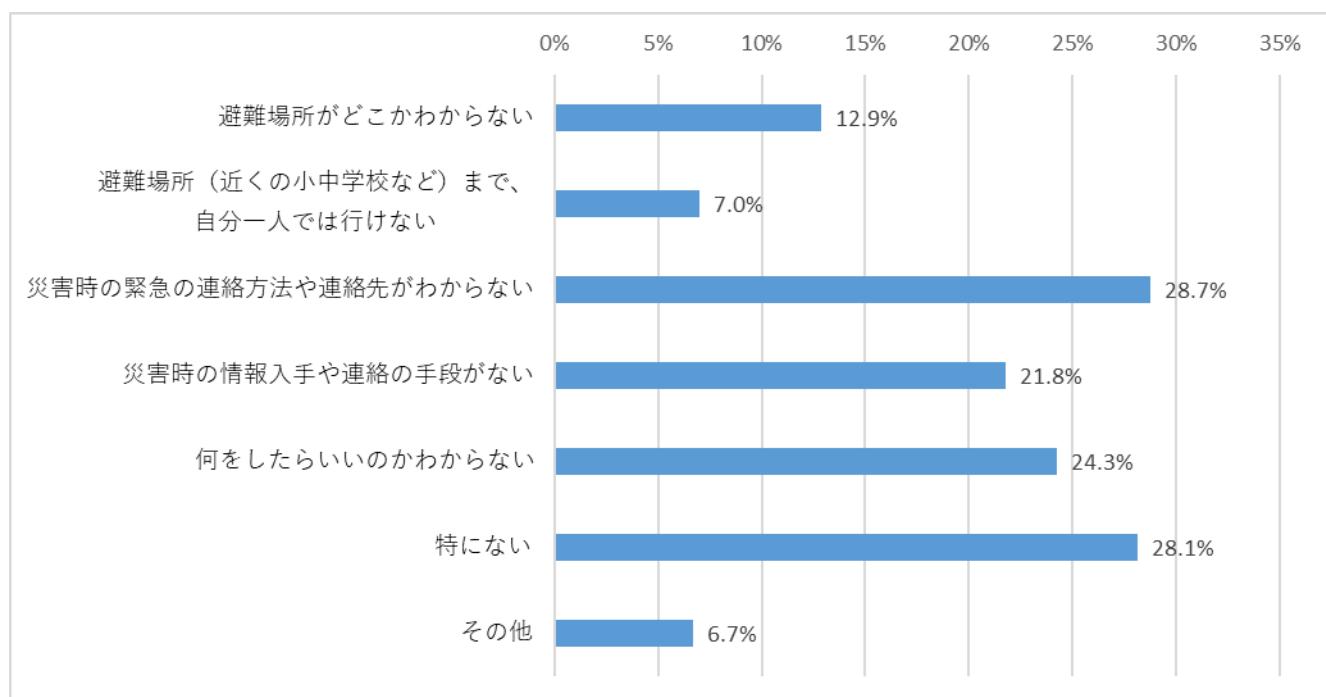


できない理由：「病気・障がい・体力がないため」「家族の支援のため」「仕事の都合」など

35 災害などの緊急事態が発生した場合、適切に避難できるか

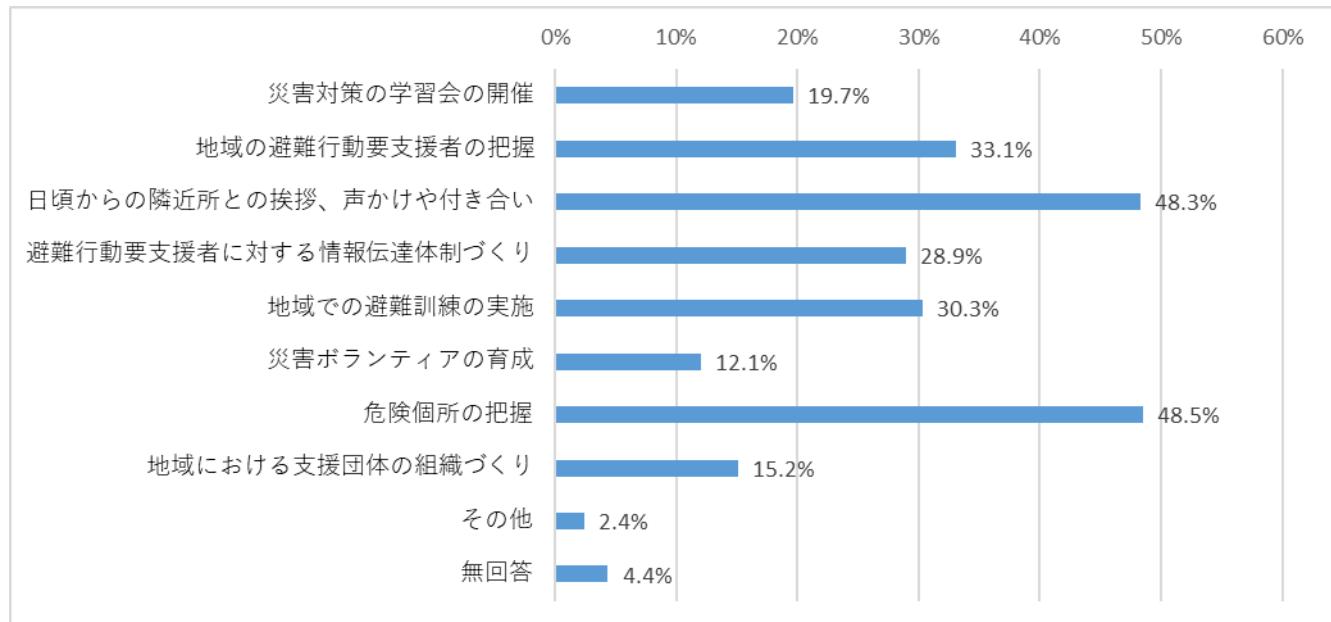


36 災害発生時に不安に思う事(複数回答)



その他：「ペットの避難」「避難場所が遠い」「子どもや高齢者を抱えての避難」「災害後の生活」など

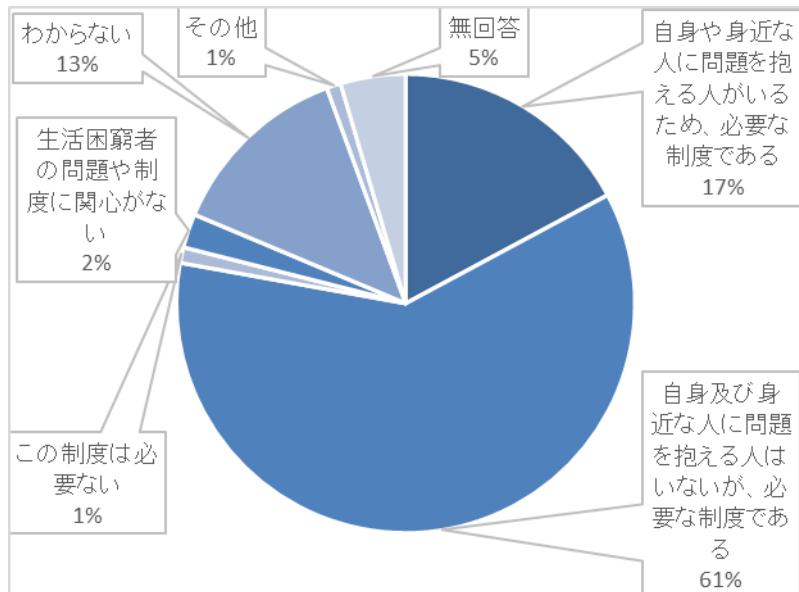
37 災害発生前の備えとして重要なと思う事



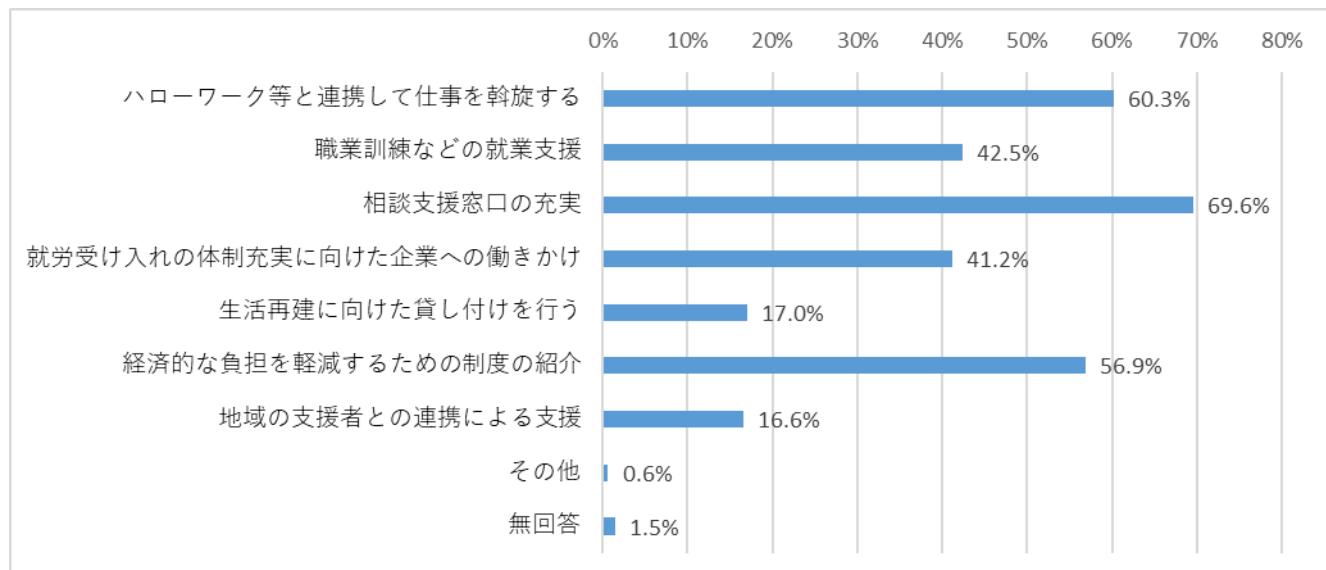
その他：「物資を備蓄する」「避難場所の充実化」など

生活困窮者の自立支援について

38 生活困窮者の問題や支援についての考え方

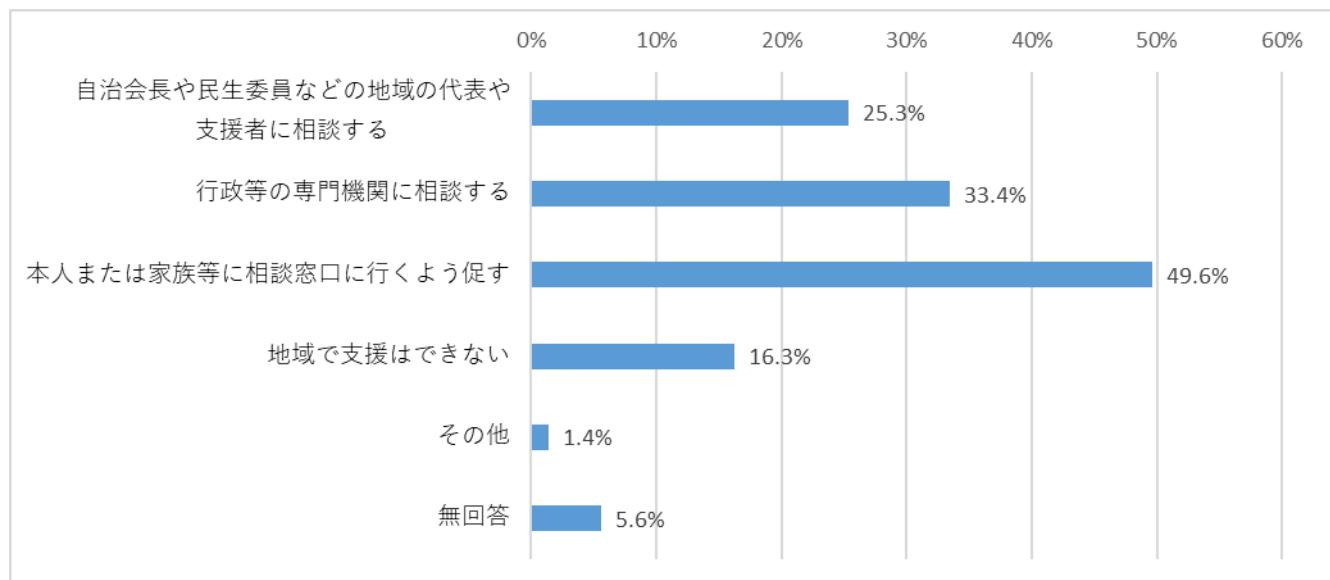


38-1 生活困窮者の自立支援に向けて、市が行うべき支援



その他：「定期的な訪問支援」など

39 地域で生活困窮者を支援する場合の支援



その他：「何をしたらいいかわからない」など

5. 民生委員・児童委員の実績

(1) 民生委員・児童委員

本市では現在、民生委員・児童委員が90名（うち主任児童委員が11名）活動しています。相談・支援件数を分野別で見ると、高齢者に関することが多く、令和5年度には1,529件となっています。

【民生委員・児童委員、主任児童委員数】

区分	寒河江地区	東部地区	柴橋地区	中部地区	白岩地区	合計
民生委員・児童委員	44名 (3名)	14名 (2名)	12名 (2名)	11名 (2名)	9名 (2名)	90名 (11名)

() は主任児童委員

【民生委員・児童委員の活動状況】

区分		令和6年度	令和5年度	令和4年度
相談・支援件数	在宅福祉	135	258	151
	介護保険	34	50	68
	健康・保健医療	130	174	129
	子育て・母子保健	36	26	74
	子どもの地域生活	51	44	59
	子どもの教育・学校生活	39	49	186
	生活費	19	27	28
	年金・保険	21	25	18
	仕事	1	9	11
	家族関係	85	91	55
	住居	17	34	42
	生活環境	83	95	77
分野別	日常的な支援	624	714	703
	その他	920	689	721
	計	2,195	2,285	2,322
	高齢者に関すること	1,393	1,529	1,441
	障がい者に関すること	33	66	93
その他の活動	子どもに関すること	539	406	533
	その他	230	284	255
	計	2,195	2,285	2,322
	調査・実態把握	1,329	1,716	1,478
	行事・事業・会議への参加協力	1,890	1,690	1,427
	地域福祉活動・自主活動	3,626	3,507	3,703
訪問回数	民児協運営・研修	2,577	2,366	2,401
	証明事務	157	155	258
	要保護児童の発見の通告・仲介	21	7	19
連絡調整回数	訪問・連絡活動	6,516	6,387	7,054
	その他	2,446	2,481	2,582
活動日数	委員相互	2,573	2,592	2,846
	その他の関係機関	3,323	3,211	3,705

資料:令和7年度寒河江市の福祉と健康

6. 高齢者福祉の実績

(1) 生きがい対策

1 : 老人クラブ活動補助

老後の生活を健全で豊かなものにするため、高齢者が自主的に組織し、教養の向上・健康維持・社会奉仕の活動等を行っている老人クラブに対し、助成を行う。

区分	老人クラブの状況	
	クラブ数	会員数
令和6年度	9	543人
令和5年度	9	568人
令和4年度	10	639人

2 : 老人福祉センター(指定管理者：市社会福祉協議会)

高齢者の心身の健康の保持増進及び福祉の向上を図る。

- ・開館時間午前 10 時～午後 4 時

(土・日曜日及び祝日に老人福祉に関連した会議などで使用する場合は、和室のみ
午後 9 時まで使用できます。)

- ・休館日

月曜日(その日が祝日又は休日の場合は
翌日)、第 3 日曜日及び年末年始

- ・利用料金

市内の方 1 日 300 円(半日 150 円)

市外の方 1 日 500 円(半日 250 円)

区分	利用人員
令和6年度	7,319人
令和5年度	6,137人
令和4年度	4,212人

3 : 屋内ゲートボール場(指定管理者：市社会福祉協議会)

高齢者の健康保持増進、余暇活動の充実を図り、生きがいづくり、軽スポーツの普及、啓発を図る。

区分	利用人員
令和6年度	2,873人
令和5年度	2,860人
令和4年度	3,094人

4 : 元気高齢者づくりポイント制度推進事業

60 歳以上の市民の方で市が指定する施設でのボランティア活動や、自主活動団体が実施する介護予防活動の介護予防サポーターが行う運営等支援を実施した場合、または、65 歳以上の方が市が開催する介護予防教室等に参加した場合に、商品券と交換可能なポイントを付与し、高齢者の健康増進や生きがいづくりと社会参加を図る。

- ・登録者 641 人 (R6.3 末現在)
- ・ポイント交換申請者 87 人 (R6.3 末現在)

5 : シルバー人材センター運営補助

高齢者の社会参加と生きがいづくりを推進するため、高年齢者就業機会確保事業等を行う
(公社) 寒河江市シルバー人材センターに対し、補助を行う。

区分	補助金	会員数	男	女
令和6年度	8,867,000円	422人	261人	161人
令和5年度	8,867,000円	426人	271人	155人
令和4年度	8,867,000円	432人	284人	148人

6：敬老会開催負担金

各町会や婦人会等で実施する敬老会に対し、市負担として数え年75歳以上の該当者に、一人当たり1,000円を助成する。

区分	対象者
令和6年度	8,091人
令和5年度	7,750人
令和4年度	7,692人

7：高齢者寿賀祝品の贈呈

多年にわたり社会の発展に寄与された方々に対し、賀詞・祝品を贈呈する。
百歳祝金の支給(支給額：100,000円)

区分	米寿	長寿
令和6年度	330人	37人
令和5年度	323人	34人
令和4年度	340人	35人

8：金婚賀詞贈呈式

結婚50周年を迎えたご夫婦に賀詞と記念品を贈呈した。令和元年度からは山形新聞社おしどり金婚さん顕彰贈呈式と同時開催している。

区分	参加者
令和6年度	24組
令和5年度	31組
令和4年度	35組

(2) 在宅福祉事業

1：移送サービス

在宅要介護高齢者等の通院や社会参加を支援するため、特殊車両（ストレッチャー）による移送サービスの利用に対し助成する。（基本料金の5割）

- 利用券の交付 1人年間最多12枚まで
- 利用券は片道2枚まで利用可能
- 65歳以上の方で、寝たきり等で特殊車両での移送が必要な方
- 同一世帯全員の市民税所得割の合計額が16万円未満

区分	利用券交付者	延利用枚数
令和6年度	73人	229枚
令和5年度	70人	220枚
令和4年度	63人	147枚

2：訪問理美容サービス

寝たきり高齢者等の自宅を訪問して、理美容サービスを行う。理美容費用は自己負担とし出張費用は訪問1回に付き1,000円を助成する。（年4回まで）

区分	利用者
令和6年度	14人
令和5年度	18人
令和4年度	28人

3：鍼灸マッサージ施術費助成

高齢者の健康保持のため、はり、灸、マッサージ等施術費の一部を助成する。

区分	助成券交付者
令和6年度	17人
令和5年度	16人
令和4年度	20人

4：除雪費支給事業

ひとり暮らし高齢者等で、自力で除雪できない方に対して除雪費を支給する。※親族に依頼した場合を除く。

(支給上限 24,000 円、年 1 回まで)

区分	利用件数
令和6年度	175 件
令和5年度	39 件
令和4年度	226 件

5：ふれあい配食サービス事業（市社会福祉協議会へ委託）

ひとり暮らし高齢者等に昼食を配達するとともに安否確認を行う。(毎週月/水/金曜日実施、1食 300 円又は 400 円。ただし、一人暮らし高齢者あんしん訪問サービス事業を受けない方)

区分	利用者
令和6年度	247 人
令和5年度	241 人
令和4年度	198 人

6：一人暮らし高齢者あんしん訪問サービス事業

65 歳以上の在宅で暮らす一人暮らし高齢者に対し、乳酸飲料を直接手渡しで配達しながら安否確認、見守りを行う。

(週2回実施(火・金)。ただし、ふれあい配食サービス事業を受けない方)

区分	利用者
令和6年度	119 人
令和5年度	128 人
令和4年度	137 人

7. 障がい者福祉の実績

(1) 障害福祉サービス事業

障害者自立支援法に代わり障害者総合支援法に基づくサービスの提供になります。

(資料：令和7年度寒河江市の健康と福祉)

1：居宅介護

自宅で入浴、排泄、食事等の介護、及び調理、洗濯、掃除等の家事援助を行う。

区分	利用人員	利用延時間数
令和6年度	37人	6,105 時間
令和5年度	35人	5,816 時間
令和4年度	40人	5,676 時間

2：行動援護

自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。

区分	利用人員	利用延時間数
令和6年度	8人	1,467 時間
令和5年度	7人	1,670 時間
令和4年度	7人	1,492 時間

3：同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方が行動するときに、視覚情報の支援、移動の援護、排泄、食事の介護等を行う。

区分	利用人員	利用延回数
令和6年度	8人	476 時間
令和5年度	6人	322 時間
令和4年度	6人	623 時間

4：療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関において、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。

区分	利用人員
令和6年度	6人
令和5年度	6人
令和4年度	4人

5：生活介護

常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに創作活動又は生産活動の機会を提供する。

区分	利用人員	利用延回数
令和6年度	82人	18,020 回
令和5年度	83人	17,868 回
令和4年度	85人	17,920 回

6：短期入所

自宅で介護する人が病気の場合など一時的に介護できなくなったときに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排泄、食事の介護等を行う。

区分	利用人員	利用延日数
令和6年度	32人	810 日
令和5年度	29人	657 日
令和4年度	26人	445 日

7：施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行う。

障がい者施設の利用状況

(令和6年度末現在)

施設名	所在地	入所者
すげさわの丘	山形市すげさわの丘 727-47	3人
いきいきの郷	山形市大字成安 425-2	4人
山形県リハビリセンター	山形市大字大森 385	2人
山形県立梓園	米沢市大字三沢 26100-4	1人
希望が丘しらさぎ寮	川西町大字下小松 2045-20	3人
希望が丘ひめゆり寮	川西町大字下小松 2045-20	2人
希望が丘まつのみ寮	川西町大字下小松 2045-20	3人
希望が丘しおり	川西町大字下小松 2045-20	2人
新生園	尾花沢市大字荻袋 911-1	2人
松風園	米沢市万世町梓山 5494-1	4人
清流園	戸沢村大字蔵岡 3718	3人
山形育成園	上山市大字金谷字金ヶ瀬 1111	2人
らふらんす大江	大江町大字左沢 1277	8人
栄光園	米沢市万世町梓山 5493-1	2人

8：共同生活援助

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。

区分	利用人員
令和6年度	46人
令和5年度	40人
令和4年度	40人

9：自立訓練(機能訓練)

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のための理学療法、作業療法等のリハビリテーション等を行う。

区分	利用人員
令和6年度	0人
令和5年度	0人
令和4年度	0人

10：自立訓練(生活訓練)

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、入浴、排泄、食事等の生活能力の向上のために必要な訓練を行う。

区分	利用人員
令和6年度	10人
令和5年度	11人
令和4年度	8人

11：就労移行支援

一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

区分	利用人員
令和6年度	19人
令和5年度	19人
令和4年度	16人

1 2 : 就労継続支援A型

一般企業等での就労が困難な方のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

区分	利用人員
令和6年度	71人
令和5年度	62人
令和4年度	53人

1 3 : 就労継続支援B型

一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

区分	利用人員
令和6年度	107人
令和5年度	104人
令和4年度	107人

1 4 : 地域移行支援

障がい者支援施設や精神科病院に入所等をしている精神障がい者等について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行う。

区分	利用人員
令和6年度	0人
令和5年度	0人
令和4年度	0人

1 5 : 就労定着支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業等との連絡調整や指導及び助言等の必要な支援を行う。

区分	利用人員
令和6年度	4人
令和5年度	3人
令和4年度	3人

1 6 : 計画相談支援

障がい福祉サービスを利用する際の相談、支援を行い、サービス等利用計画を作成する。

区分	利用人員
令和6年度	314人
令和5年度	311人
令和4年度	295人

(2) 自立支援医療給付事業

自立支援医療(更生医療)の給付

身体障がい者の障がいの程度を軽くしたり、取り除いたり、あるいは障がいの進行を防ぐために、必要な医療の給付を行います。

(資料：令和7年度寒河江市の健康と福祉)

更生医療の給付状況

(単位：実人員)

年度	区分	視覚	聴覚 平衡	音声 言語	肢体	内部			計
						心臓	腎臓	その他	
令和6年度	入院	0	0	0	39	31	16	0	86
	外来	0	0	0	0	0	47	1	48
令和5年度	入院	0	0	0	44	33	14	0	91
	外来	0	0	0	0	0	55	1	56
令和4年度	入院	0	1	0	35	29	16	0	81
	外来	0	1	0	0	0	45	0	46

自立支援医療(育成医療)の給付

障がい児の障がいの程度を軽くしたり、取り除いたり、あるいは障がいの進行を防ぐために、必要な医療の給付を行います。

育成医療の給付状況

(単位：実人員)

年度	区分	視覚	聴覚 平衡	音声 言語	肢体	内部			計
						心臓	腎臓	その他	
令和6年度	入院	0	0	0	2	0	1	0	3
	外来	0	0	0	2	0	1	0	3
令和5年度	入院	0	0	0	1	1	0	3	5
	外来	0	0	0	1	1	0	3	5
令和4年度	入院	0	0	0	0	2	0	0	2
	外来	0	0	1	2	0	0	0	3

自立支援医療(精神通院医療)の給付

精神障がい者が医療機関等に通院して精神障がいの医療を受ける場合、公費負担の医療給付を行います。

(年度末現在)

区分	公費負担受給者数
令和6年度	432人
令和5年度	422人
令和4年度	404人

(3) 補装具給付事業

補装具費(購入・修理)の支給

身体障がい(児)者に対して、体の失われた部分や機能を補い、職業その他日常生活の能率向上を図るため、それぞれの障がいに応じた補装具費(購入・修理)の支給を行います。

補装具の購入と修理の状況

(単位：件)

区分 年度		義 肢	装 具	持 座 位 置 保	眼 鏡	補 聴 器	車 椅子	車 電 動 子	その 他	計
令和6年度	者 交付	3	5	1	1	19	4	0	6	39
	者 修理	1	4	6	0	3	6	1	0	21
	児 交付	0	3	3	0	0	1	0	0	7
	児 修理	0	0	3	0	0	1	0	0	4
令和5年度	者 交付	3	6	0	2	13	5	1	3	33
	者 修理	0	3	4	0	3	2	0	0	12
	児 交付	0	1	0	0	0	1	0	2	4
	児 修理	0	0	0	0	0	1	0	0	1
令和4年度	者 交付	0	9	1	1	17	3	0	3	34
	者 修理	3	6	2	0	3	8	0	0	22
	児 交付	0	3	3	0	0	2	0	0	8
	児 修理	0	0	0	0	0	2	0	0	2

(4) 地域生活支援事業

1：基幹相談支援センター

障がい者等が地域で自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、相談者に必要な情報提供、助言及び適切な支援を行うとともに、地域における関係機関と連携し相談支援の中核的な役割を担います。

施設名	経営主体	住所
西村山地域基幹相談支援センター	社会福祉法人 さくらんぼ共生会	寒河江市内ノ袋一丁目6番地の4

2：障がい者相談支援事業

障がい者等からの相談に応じ、情報の提供及び助言、障がい福祉サービス等の利用支援、その他必要な支援を行うとともに、障がい者等の権利擁護のため援助を行います。

施設名	経営主体	住所
ういんず	社会福祉法人山形 県社会福祉事業団	河北町谷地己 56 番地の 8
サポートハウス 「かぼちゃ」	社会福祉法人 さくらんぼ共生会	寒河江市大字寒河江字古河江 69 番 地の 1
山形県西村山地域相談 センターさがえ	社会福祉法人 牧人会	寒河江市大字柴橋字平野 2950 番地 158

3：地域活動支援センター

雇用されることが困難な在宅心身障がい者の自立、社会参加を促進するため、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流等を行います。

施設名	経営主体	住所
地域活動支援センター ういんす	社会福祉法人 山形県社会福祉事業団	河北町谷地己 56 番地の 8

4：日中一時支援事業

障がい(児)者等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図るため、障がい者等の日中における活動の場を提供し、必要なサービスを行います。

区分	利用人员	利用延回数
令和6年度	8人	614回
令和5年度	12人	752回
令和4年度	9人	666回

5：手話通訳者の設置

手話通訳者を窓口に配置し、市役所等を訪れる聴覚障がい者等の手話通訳のほか、各種会議等の手話通訳を実施しています。

6：意思疎通支援者の派遣

聴覚障がい者等の意思伝達の手段を確保するために、登録している手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。

*対象者 聴覚障がい者、音声又は言語機能障がい者

区分	手話派遣回数	要約派遣回数
令和6年度	65回	9回
令和5年度	27回	15回
令和4年度	36回	5回

7：訪問入浴サービス

自宅での入浴が困難な重度身体障がい者に対して、訪問入浴車により入浴サービスを行います。

区分	利用人员	利用延回数
令和6年度	2人	79回
令和5年度	2人	76回
令和4年度	1人	39回

8：日常生活用具の給付

在宅の障がい(児)者に対して、日常生活を容易なものとするために、日常生活用具の給付等を行います。

日常生活用具の給付状況(単位：件)

区分 年度	特殊寝台・特殊マット	移動用リフト、移動・移乗支援用具	入浴補助用具	頭部保護帽	ネフライザー（吸入器）、電気式たん吸引器	人工呼吸器発電機、外部バッテリ	盲人用体温計・体重計・血圧計・時計	視覚障がい者用ボータブルレコーダー	視覚障がい者用電子文書読上装置・拡大読書器	聴覚障がい者用物品識別装置・色彩識別装置	人工喉頭、人口鼻	ストーマ装具	紙おむつ等	その他	合計
6	4	1	1	0	5	1	3	0	0	1	1	8	821	152	1 0 999
5	3	1	0	1	5	3	0	0	2	0	1	7	835	156	0 0 1,014
4	1	0	2	1	2	0	3	1	1	0	1	8	876	150	2 4 1,052

9：移動支援事業(移送サービス)

在宅の重度身体障がい者(下肢・体幹障がい等)の通院や社会参加を支援するため、特殊車輛による移送サービス利用に対し、利用券により基本料金の5割相当額の助成を行います。

*交付枚数 年間最高12枚まで：利用券は片道2枚まで使用可

*対象者 重度身体障がい者(下肢・体幹障がい等)

区分	利用人員	利用延件数
令和6年度	1	8回
令和5年度	2	5回
令和4年度	7	21回

10：移動支援事業(個別支援型)

地域における自立生活及び社会参加の促進を図るため、屋外での移動が困難な障がい者等に対して、外出における個別の移動支援サービスを行います。

(利用者負担・1割)

*対象者 重度の身体障がい者等

区分	利用人員	利用延時間数
令和6年度	11人	636時間
令和5年度	10人	552時間
令和4年度	10人	498時間

11：点字広報・声の広報

視覚障がい者に対し、点字による広報誌や広報誌の内容を録音したカセットテープの配布を行います。

12：ろうあ者向けの広報

ろうあ者に対し、抜粋要約した広報誌(ふりがな付き)の配布を行います。

1 3：自動車改造費の助成

自動車の走行装置及び駆動装置等の改造に要する経費の一部を助成します。

(所得制限有：限度額 10万円)

*対象者 身体障害者手帳所持者で、上肢、下肢及び体幹機能障がい者自ら所有し、運転する自動車の一部を改造する必要がある方

区分	支給人員
令和6年度	1人
令和5年度	1人
令和4年度	0人

1 4：介護用車両改造費等の助成

自ら運転することのできない身体障がい者の介護を目的とした車両の改造(車椅子使用者に配慮した改造)等に要する経費の一部を助成する。

(所得制限有：限度額 20万円)

*対象者 下肢障がい又は移動機能障がい1級・2級、
体幹障がい1～3級
(本人又は生計同一の方が所有していること)

区分	支給人員
令和6年度	0人
令和5年度	0人
令和4年度	0人

1 5：特別支援学校通学費助成

特別支援学校への安全な通学を支援するため、山形県立ゆきわり養護学校、山形県立村山特別支援学校、山形県立楯岡特別支援学校、山形県立楯岡特別支援学校大江校、山形大学附属特別支援学校、山形県立山形養護学校に通学する障がい児の保護者の団体に対し、通学時の輸送経費の補助を行います。

(5) 在宅福祉事業

1：福祉タクシー利用助成

心身障がい者の積極的な社会参加と生活圏の拡大を図るため、福祉タクシー利用券1枚につき500円（令和6年度までは1枚600円）を助成します。

*交付枚数 年間最高20枚まで：要件を満たせば、乗車1回につき利用券2枚まで使用可

*対象者 ①視覚、下肢、体幹障がい及び内部障がいの身障手帳1～4級までの方
②聴覚、上肢障がいの身障手帳1～2級の方
③療育手帳を所持している方
④精神手帳を所持している方
(ただし、①～④のうち、給油費助成及び移送サービスを受けない方)

利用券交付者の状況

区分	身体	知的	精神	計
令和6年度	270人	27人	69人	366人
令和5年度	299人	30人	74人	403人
令和4年度	312人	28人	75人	415人

2：福祉給油費助成

心身障がい者の積極的な社会参加と生活圏の拡大を図るため、ガソリン等の給油1回につき1,000円(福祉給油券1枚)を助成します。

*交付枚数 年間最高12枚まで

*対象者 上記の要件と併せ、(軽)自動車税の減免を受けている方であること
(ただし、福祉タクシー利用助成及び移送サービスを受けない方)

利用券交付者の状況

区分	身体	知的	精神	計
令和6年度	344人	14人	4人	352人
令和5年度	349人	11人	4人	364人
令和4年度	348人	9人	2人	359人

3：訪問理美容サービス

重度の身体障がいのため、理美容所に出向くことができない方に対し、自宅を訪問して理美容サービスを行います。

(1回の訪問料として1,000円の助成。年4回まで実施。

散髪費用は個人負担。)

*対象者 重度身体障がい者

(薬局での引換券を交付：所得制限有)

区分	利用人员
令和6年度	1人
令和5年度	1人
令和4年度	1人

4：紙おむつ支給

在宅の重度の心身障がい者で、常時失禁状態にある方の清潔で快適な生活を支援するために、限度額の範囲内で希望するタイプの紙おむつを支給します。

*支給限度額

世帯全員が市民税所得割非課税

→月額6,000円

世帯全員の市民税所得割合計額16万円未満

→月額3,000円

区分	支給人员	支給延月数
令和6年度	22人	208月
令和5年度	18人	192月
令和4年度	19人	209月

5：人工透析患者通院交通費助成

腎臓機能障がい者が人工透析を受けるため、医療機関へ通院するのに要した交通費を助成します。(通院距離により支給基準月額あり)

*対象者 腎臓機能障がいにより身障手帳の交付を受けている方で、交通機関を利用して通院している方(自家用車を含む)

[所得制限等有]

- 同一世帯の生計中心者の市民税所得割が非課税であること
- 生活保護法による医療扶助の移送費その他の通院交通費の支給を受けていないこと

区分	支給人员	支給延月数
令和6年度	16人	191月
令和5年度	18人	218月
令和4年度	14人	149月

6：在宅酸素療法者電気料助成

呼吸器機能障がいによる身体障害者手帳(1、2級を除く。)を所持し、かつ、現に医師の処方により在宅酸素療法を行なっている方に電気料を助成します。

区分	利用人員	支給延月数
令和6年度	16人	166月
令和5年度	13人	146月
令和4年度	12人	128月

(6) 福祉手当の支給

在宅の特別障がい(児)者に対し、著しく重度の障がいによって生じる特別な負担の軽減を図る一助としての手当を支給します。

※受給者数は、年度末現在

区分	特別障害者手当	障害児福祉手当	福祉手当(経過的)
令和6年度	43	16	1
令和5年度	36	19	1
令和4年度	38	16	1

特別障害者手当 月額 29,590 円

日常生活において常時介護を必要とする程度の重度の障がいを持つ20歳以上の在宅の障がい者と認定された者に対する手当です。

障害児福祉手当 月額 16,100 円

日常生活において常時介護を必要とする程度の重度の障がいを持つ20歳未満の在宅の障がい児と認定された者に対する手当です。

経過的福祉手当 月額 16,100 円

従来の福祉手当の受給資格者のうち特別障害者手当、障害基礎年金が支給されない者に対する経過措置の手当です。

8. 生活困窮者福祉の実績

(1) 生活保護の動向

本市の生活保護の状況を見ると、令和6年度末現在では93世帯が生活保護を受けており、そのうち高齢者世帯が51世帯、障がい者のいる世帯が10世帯となっています。

救護施設の入所状況を見ると、令和6年度末現在では「みやま荘（河北町）」に3人、「紅花ホーム（天童市）」に5人の合計8人が入所しています。

生活保護の状況

(年度末現在)

区分 年度	被保護世帯数	被保護人数	保護率(%)	
			単位%：パーセント＝千分の1	
令和6年度	93	104		2.65
令和5年度	87	98		2.47
令和4年度	82	93		2.33

生活保護世帯の分類

(年度末現在)

区分	総 数	高齢者	母 子	障がい者	傷病者	その他
令和6年度	93	51	2	10	8	22
令和5年度	87	53	2	11	10	11
令和4年度	82	52	2	10	5	13

救護施設の入所状況

(年度末現在)

区分 年度	みやま荘 (河北町)	紅花ホーム (天童市)	泉 荘 (長井市)	合 計
令和6年度	3 人	5 人	0 人	8 人
令和5年度	3 人	6 人	1 人	10 人
令和4年度	3 人	6 人	1 人	10 人

(2) 生活困窮者自立支援制度

この制度は、「現在は生活保護を受給していないが、生活保護に至るおそれがある人で、自立が見込まれる人」を対象に、困りごとにかかわる相談に応じ、安定した生活に向けて仕事や住まいなどさまざまな面で支援するもので、生活保護から脱却した人でも、再び最低限の生活を維持できなくなることがないように、支援の対象としている。

令和6年度自立相談支援事業(月別相談件数)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
6	8	6	5	1	1	3	4	2	5	4	5	50

9. 児童福祉の実績

(1) ファミリーサポートセンター

ファミリーサポートセンターの会員数は年々増えており、利用件数も堅調に推移しています。令和6年度では会員数が1,120人、利用件数が263件となっています。

【ファミリーサポートセンターの利用状況】

区分	利用件数	会員数
令和6年度	263件	1,120人
令和5年度	159件	1,081人
令和4年度	218件	1,038人

資料：令和7年度寒河江市の福祉と健康

(2) 放課後児童対策事業

令和7年4月1日現在の放課後児童クラブ数は18か所となっています。登録児童が多いクラブは、やまびこクラブ(83人)、きらきらクラブ(73人)、第一わんぱくクラブ(50人)などとなっています。

【放課後児童クラブの状況】

施設名	所在地	指導員 (非常勤含)	登録 児童	開設 年月日	開設施設
きらきらクラブ	寒河江市本町2-8-3(フローラ・SAGAE4階)	6人	73人	H10.4.1	市施設
第一わんぱくクラブ	寒河江市六供町1-2-46	5人	50人	H 4.4.1	市施設
第二わんぱくクラブ	寒河江市六供町1-2-46	5人	45人	H18.4.1	市施設
第三わんぱくクラブ	寒河江市六供町1-2-46	5人	48人	H23.4.1	市施設
第四わんぱくクラブ	寒河江市八幡町7-26	4人	40人	H30.4.1	民間施設
第五わんぱくクラブ	寒河江市栄町9-47	4人	45人	R 3.4.1	民間施設
第六わんぱくクラブ	寒河江市元町2-6-2 1階	5人	48人	R 5.4.1	市施設
第七わんぱくクラブ	寒河江市元町2-6-2 2階	4人	42人	R 5.4.1	市施設
なかよしクラブ	寒河江市大字高屋字北江11	9人	39人	S63.4.1	小学校内
第2なかよしクラブ		6人	39人	H29.10.1	小学校内
ねっこクラブ	寒河江市大字西根170	2人	37人	H14.4.1	小学校内
ねっこクラブ第2	寒河江市大字西根字高畑52-2	2人	23人	H22.6.1	民間施設
ねっこクラブ第3	寒河江市大字西根170	2人	38人	H29.4.1	小学校内
やまびこクラブ	寒河江市大字柴橋1988-6	9人	83人	H15.4.1	市施設
せせらぎクラブ	寒河江市大字米沢643-2	7人	51人	H25.4.1	小学校内
さくらっこクラブ	寒河江市大字白岩1848	8人	44人	H19.4.1	小学校内
泉っこクラブ	寒河江市字中河原191-1	3人	29人	H28.4.1	小学校内
だいごっ子クラブ	寒河江市大字日和田6-1	6人	20人	H28.4.1	小学校内

資料：令和7年度寒河江市の福祉と健康

10. 母子・寡婦福祉の実績

(1) 児童扶養手当

令和6年度の児童扶養手当の受給権者数は 288 人と変動はあります、年々減少傾向にあります。

【児童扶養手当の受給状況】

区分	受給権者数
令和6年度	288人
令和5年度	275人
令和4年度	282人

資料：令和7年度寒河江市の福祉と健康

(2) 母子・寡婦福祉資金

令和6年度の母子・寡婦福祉資金の利用件数はありませんでした。

【母子・寡婦福祉資金貸付状況】

区分	利用件数
令和6年度	0件
令和5年度	0件
令和4年度	0件

資料：令和7年度寒河江市の福祉と健康

寒河江市地域福祉計画

令和8年 月

編集・発行／寒河江市福祉国保課

〒991-0021

山形県寒河江市中央2丁目2番1号（ハートフルセンター）

電話 0237-85-0242 FAX 0237-83-3201